

多文化共生の推進に関する研究会報告書  
参考資料

## 参考資料目次

○「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱.....	1
○構成員名簿.....	2
○研究会における検討の方向性.....	3
○具体的な検討項目.....	4
○プラン策定後の社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷.....	6
○行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備.....	16
○日本語教育の推進.....	41
○教育機会の確保.....	48
○適正な労働環境の確保.....	65
○災害時の支援体制の整備.....	104
○医療・保健サービスの提供.....	105
○子ども・子育て及び福祉サービスの提供.....	107
○感染症流行時における対応.....	110
○外国人住民の社会参画支援、地域活性化の推進やグローバル化への対応.....	121
○多文化共生施策の推進体制の整備.....	125
○地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況と今後の課題.....	128

# 「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

## 1 開催趣旨

総務省では、平成 18 年（2006 年）3 月に、都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」（以下「総務省プラン」という。）を策定・周知した。

その後、「技能実習」や「特定技能」等新たな在留資格の創設、在住外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きな変化が生じている。また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録している。

こうした中、国においては、平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定）、令和元年（2019 年）6 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（同上）を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがある。また、地方公共団体においては、多文化共生社会の推進に関する指針・計画等を改訂し、地域社会への参加・自立等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も多くみられる状況である。

こうした状況を踏まえ、地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について検討を行うため、本研究会を開催する。

## 2 名称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

## 3 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長 1 名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料を非公開とすることができる。

## 4 開催期間

令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 8 月頃までとする。

## 5 庶務

庶務は、総務省自治行政局国際室において行う。

## 構成員名簿

大泉 貴広 (公財) 宮城県国際化協会総括マネージャー  
 金森 孝治 福岡県苅田町防災・地域振興課長  
 田村 太郎 (一財) ダイバーシティ研究所代表理事  
 新谷 秀樹 岡山県総社市市民生活部長  
 西 和一 群馬県企画部外国人活躍推進課長  
 長谷部 美佳 明治学院大学教養教育センター准教授  
 前田 真子 札幌市総務局国際部長  
 八木 浩光 (一財) 熊本市国際交流振興事業団事務局長  
 山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授  
 横田 宗親 (一財) 自治体国際化協会多文化共生部長

(五十音順：敬称略)

## オブザーバー

## 【関係省庁】

内閣府 政策統括官（防災担当）参事官（防災計画担当）  
 総務省 国際戦略局 技術政策課 研究推進室  
 消防庁 国民保護・防災部 防災課  
 出入国在留管理庁 政策課 外国人施策推進室  
 文部科学省 大臣官房 国際課  
 文化庁 国語課  
 厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

## 【地方3団体】

全国知事会総務部  
 全国市長会行政部  
 全国町村会行政部

# 研究会における検討の方向性

## 本研究会における検討の方向性

- 本プランの策定の背景となった平成18年(2006年)の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」においては、外国人住民を基本的な検討の対象としつつ、「地方自治体が地域において多文化共生を推進するという観点から、そのための施策の体系(多文化共生推進プログラム)の在り方について検討した」とされている。
- 総務省は、同報告書を踏まえ、同年3月、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」(以下、「総務省プラン」という。)を通知した。  
【参考1】「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月27日総行国第79号) 抜粋  
今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。  
このような認識のもと、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、別紙のとおり「地域における多文化共生推進プラン」を策定しましたので通知致します。
- その後、「技能実習」や「特定技能」等新たな在留資格の創設、在留外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きな変化が生じている。【資料6:P2～23】  
また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録している。【資料6:P29】

- これまで、地方公共団体においては、総務省プランを踏まえた指針・計画を策定する等により、多文化共生施策の推進が図られてきた。近年では、外国人の増加等を背景に、指針・計画を新たに策定又は改訂する団体もあり、また、総務省プランの改訂を求める声も出ている。

【参考2】令和2年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求 抜粋

国においては、平成18年の総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定以降、在住外国人全般に関する方針・計画が策定されていない。外国人を取り巻く状況がその後大きく変化し、改正入管難民法も施行されたことから、国は、現状を踏まえた新たな総合的・体系的な方針を策定する必要がある。

- また、国においては、平成30年(2018年)12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」、令和元年(2019年)6月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(いずれも関係閣僚会議決定)を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがある。【資料6:P24~28、P32】
- 本研究会においては、総務省プランの基本的な性格を踏まえつつ、地方公共団体が取り組む多文化共生施策を取り巻く状況の変化や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」における国の役割等も前提とし、また、同対応策との整合性も図りながら、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について、検討を行うこととする。

## 具体的な検討項目

## 具体的な検討項目（事務局案）①

※研究会での円滑な議論に資するため、総務省プランの項目等を踏まえ、想定される論点を事務局において整理したものであり、今後の議論に応じて適宜見直しを行う。

### ○地域における多文化共生推進の必要性、意義

- ・ 多文化共生施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな視点の追加や現状に合わせた内容の更新等を図る必要がある点はあるか。

### ○地域における多文化共生施策の基本的考え方

- ・ 平成18年(2006年)に策定された「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の3つの柱について、多文化共生施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、どのように考えるか。
- ・ 平成29年(2017年)に作成した「多文化共生事例集」で新たな視点として追加した「地域活性化やグローバル化への貢献」等を追加することも考えられるのではないか。

### ○地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策について

#### 【全般的事項】

- ・ 昨年度策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、新たに取り組むこととされた地方関連施策(一元的相談窓口等)を盛り込む必要があるのではないか。
- ・ 国・地方の役割分担を踏まえた上で、地域が自主的・主体的に取り組むべき施策としては、どのようなものが考えられるか。
- ・ 近年多文化共生に係る指針・計画等を策定又は改訂した地方公共団体において、新たな視点は盛り込まれているか。
- ・ 多言語翻訳などのICT技術の進展を踏まえた施策を盛り込む必要があるのではないか。

#### 【(1)コミュニケーション支援】

- ・ 「②日本語及び日本社会に関する学習支援」は、「日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)」の施行なども背景に一層重要性が高まっており、「(2)生活支援」における日本語教育と併せて整理する必要があるのではないか。

1

## 具体的な検討項目（事務局案）②

#### 【(2)生活支援】

- ・ ①居住、②教育、③労働環境、④医療・保健・福祉、⑤防災それぞれの項目において、国の現行の取組を踏まえた内容の充実が必要ではないか。  
その際、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」との整合性を図る必要があるのではないか。
- ・ 特に、⑤防災については、近年災害が頻発していることから、地域国際化協会等の役割も踏まえつつ、多言語支援センターの設置、地域国際化協会連絡協議会における災害時の広域支援協定、災害時外国人支援情報コーディネーターといった取組について盛り込むべきではないか。  
併せて、地域防災計画における位置づけについても検討が必要ではないか。
- ・ 今年度新たに創設された在留資格「特定技能」に係る受入れ機関や登録支援機関等の民間団体、公益法人、住民組織等と地方公共団体における連携・調整等についても整理する必要があるのではないか。

#### 【(3)多文化共生の地域づくり】

- ・ 近年の地方公共団体における具体的な取組を踏まえた記述について、検討する必要があるのではないか。
- ・ 平成29年に作成した「多文化共生事例集」で新たな視点として追加した「地域活性化やグローバル化への貢献」等を追加することも考えられるのではないか。(再掲)

#### 【(4)多文化共生の推進体制の整備】

- ・ これまでの地域での多文化共生推進に係る取組等を踏まえて、都道府県や市区町村の役割について見直しが必要な部分はあるか。
- ・ 今年度から、優良事例の横展開を図るための取組として、「多文化共生アドバイザー制度」や「多文化共生地域会議」の取組を実施しており、これらについても盛り込むこととしてはどうか。

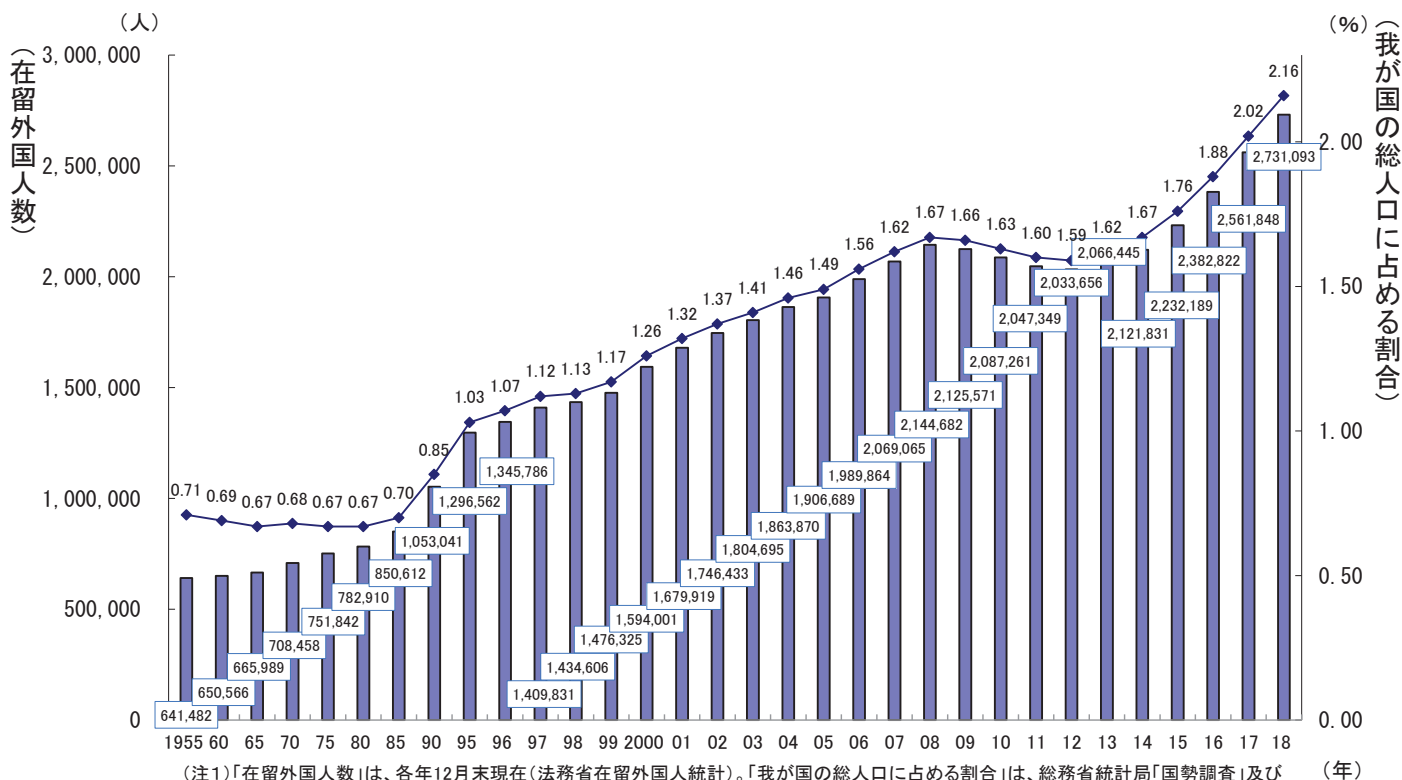
5

2

# プラン策定後の社会経済情勢の変化と 多文化共生施策の変遷

## 在留外国人数の推移

○在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加し、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じたものの、その後再び増加傾向にある。



(注1)「在留外国人数」は、各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。

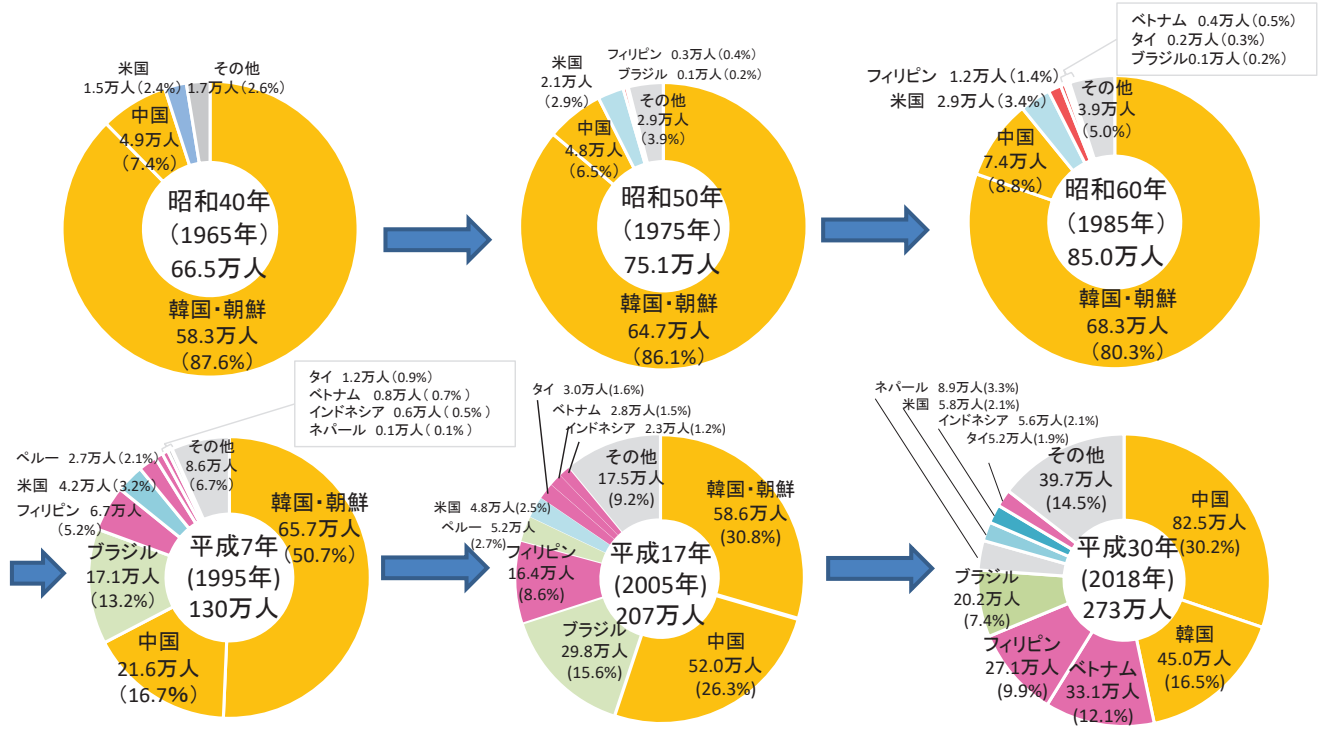
(注2)18年は速報値(「在留外国人数」は、6月末現在の数値を使用。「我が国の総人口に占める割合」は30年7月1日現在の数値を使用。)

(注3)昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。



# 在留外国人の国籍・地域別内訳の変遷

○80年代までは中国・朝鮮が大半を占めていたが、90年代に入るとブラジルなどの中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピンなどの東南アジアが増えている。



出典：法務省「在留外国人統計」

# 都道府県別外国人人口の状況 (平成26年 (2014年) と平成31年 (2019年) の比較) 3

○人口規模に関わらず、全ての都道府県で外国人人口は増加している。  
 ○我が国全体として外国人人口は33%増加し、外国人割合も1.6%から2.1%に高まっている。

※住民基本台帳に基づく人口を使用 ※全国平均を超える増加数及び増加率を着色

(単位：人)

都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)	都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合				全人口	外国人人口 (B)	割合					
北海道	5,463,045	21,966	0.4%	5,304,413	36,061	0.7%	14,095	64%	滋賀県	1,421,779	23,824	1.7%	1,420,080	29,274	2.1%	5,450	23%
青森県	1,367,858	3,895	0.3%	1,292,709	5,680	0.4%	1,785	46%	京都府	2,585,904	51,337	2.0%	2,555,068	60,145	2.4%	8,808	17%
岩手県	1,311,367	5,377	0.4%	1,250,142	7,130	0.6%	1,753	33%	大阪府	8,878,694	200,180	2.3%	8,848,998	235,977	2.7%	35,797	18%
宮城県	2,329,439	14,930	0.6%	2,303,098	21,183	0.9%	6,253	42%	兵庫県	5,655,361	94,983	1.7%	5,570,618	108,302	1.9%	13,319	14%
秋田県	1,070,226	3,688	0.3%	1,000,223	3,931	0.4%	243	7%	奈良県	1,403,034	10,841	0.8%	1,362,781	12,516	0.9%	1,675	15%
山形県	1,151,318	6,030	0.5%	1,095,383	7,258	0.7%	1,228	20%	和歌山県	1,012,236	5,781	0.6%	964,598	6,543	0.7%	762	13%
福島県	1,976,096	9,502	0.5%	1,901,053	14,047	0.7%	4,545	48%	鳥取県	587,067	3,793	0.6%	566,052	4,607	0.8%	814	21%
茨城県	2,993,638	49,574	1.7%	2,936,184	65,001	2.2%	15,427	31%	島根県	711,364	5,300	0.7%	686,126	8,875	1.3%	3,575	67%
栃木県	2,010,272	29,858	1.5%	1,976,121	40,658	2.1%	10,800	36%	岡山県	1,945,208	20,666	1.1%	1,911,722	27,796	1.5%	7,130	35%
群馬県	2,019,687	40,593	2.0%	1,981,202	56,597	2.9%	16,004	39%	広島県	2,876,300	37,777	1.3%	2,838,632	51,546	1.8%	13,769	36%
埼玉県	7,288,848	120,232	1.6%	7,377,288	177,095	2.4%	56,863	47%	山口県	1,443,146	13,178	0.9%	1,383,079	16,257	1.2%	3,079	23%
千葉県	6,247,860	106,357	1.7%	6,311,190	153,505	2.4%	47,148	44%	徳島県	782,342	4,888	0.6%	750,519	5,998	0.8%	1,110	23%
東京都	13,202,037	394,410	3.0%	13,740,732	551,683	4.0%	157,273	40%	香川県	1,010,028	8,361	0.8%	987,336	12,467	1.3%	4,106	49%
神奈川県	9,100,606	160,605	1.8%	9,189,521	212,567	2.3%	51,962	32%	愛媛県	1,436,527	8,661	0.6%	1,381,761	11,908	0.9%	3,247	37%
新潟県	2,354,872	12,965	0.6%	2,259,309	16,792	0.7%	3,827	30%	高知県	754,275	3,348	0.4%	717,480	4,474	0.6%	1,126	34%
富山県	1,091,612	12,920	1.2%	1,063,293	18,262	1.7%	5,342	41%	福岡県	5,118,813	55,272	1.1%	5,131,305	76,127	1.5%	20,855	38%
石川県	1,163,380	10,431	0.9%	1,145,948	15,211	1.3%	4,780	46%	佐賀県	852,285	4,245	0.5%	828,781	6,338	0.8%	2,093	49%
福井県	808,229	11,163	1.4%	786,503	14,656	1.9%	3,493	31%	長崎県	1,424,533	7,683	0.5%	1,365,391	10,168	0.7%	2,485	32%
山梨県	861,615	13,323	1.5%	832,769	15,704	1.9%	2,381	18%	熊本県	1,825,686	9,410	0.5%	1,780,079	15,311	0.9%	5,901	63%
長野県	2,160,814	29,929	1.4%	2,101,891	35,478	1.7%	5,549	19%	大分県	1,197,854	9,699	0.8%	1,160,218	12,770	1.1%	3,071	32%
岐阜県	2,098,176	43,474	2.1%	2,044,114	53,516	2.6%	10,042	23%	宮崎県	1,142,486	4,173	0.4%	1,103,755	6,462	0.6%	2,289	55%
静岡県	3,803,481	71,561	1.9%	3,726,537	89,341	2.4%	17,780	25%	鹿児島県	1,702,791	6,362	0.4%	1,643,437	10,339	0.6%	3,977	63%
愛知県	7,478,606	189,664	2.5%	7,565,309	253,508	3.4%	63,844	34%	沖縄県	1,448,358	9,886	0.7%	1,476,178	17,492	1.2%	7,606	77%
三重県	1,868,860	41,284	2.2%	1,824,637	50,643	2.8%	9,359	23%	<b>全国合計</b>	<b>128,438,013</b>	<b>2,003,379</b>	<b>1.6%</b>	<b>127,443,563</b>	<b>2,667,199</b>	<b>2.1%</b>	<b>14,123</b>	<b>33%</b>

# 都道府県別外国人人口の状況（平成18年（2006年）と平成31年（2019年）の比較）

- 2006年は外国人が増加傾向にあったが、その後リーマンショックの影響等で2008年から2011年における在留外国人が減少したことから、2006年と2014年で外国人の総数には大きな差はない。
- 一方で、都道府県別で見ると、2006年と2019年を比較すると、外国人人口が減少している団体もあるなど、2014年と2019年の比較とは異なる傾向が見られる。

※全人口は住民基本台帳、外国人人口(2006)は登録外国人統計のうち、「中長期在留者」に該当し得る在留資格の者及び「特別永住者」の数、外国人人口(2019)は在留外国人統計に基づくもの。

(単位:人)

都道府県	2006年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)	都道府県	2006年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合				全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合		
北海道	5,653,027	19,386	0.3%	5,304,413	37,906	0.7%	18,520	96%	滋賀県	1,360,552	29,661	2.2%	1,420,080	32,441	2.3%	2,780	9%
青森県	1,472,631	4,704	0.3%	1,292,709	6,076	0.5%	1,372	29%	京都府	2,567,874	53,530	2.1%	2,555,068	62,603	2.5%	9,073	17%
岩手県	1,397,139	6,553	0.5%	1,250,142	7,591	0.6%	1,038	16%	大阪府	8,659,435	208,613	2.4%	8,848,998	247,184	2.8%	38,571	18%
宮城県	2,351,898	15,704	0.7%	2,303,098	22,408	1.0%	6,704	43%	兵庫県	5,577,609	101,041	1.8%	5,570,618	112,722	2.0%	11,681	12%
秋田県	1,166,634	4,423	0.4%	1,000,223	4,230	0.4%	-193	-4%	奈良県	1,435,622	11,383	0.8%	1,362,781	13,155	1.0%	1,772	16%
山形県	1,220,865	7,373	0.6%	1,095,383	7,618	0.7%	245	3%	和歌山県	1,068,415	6,445	0.6%	964,598	6,868	0.7%	423	7%
福島県	2,110,337	12,242	0.6%	1,901,053	14,886	0.8%	2,644	22%	鳥取県	613,601	4,824	0.8%	566,052	4,739	0.8%	-85	-2%
茨城県	2,992,660	46,699	1.6%	2,936,184	67,986	2.3%	21,287	46%	島根県	749,700	6,029	0.8%	686,126	9,649	1.4%	3,620	60%
栃木県	2,010,710	30,029	1.5%	1,976,121	42,791	2.2%	12,762	42%	岡山県	1,957,964	21,134	1.1%	1,911,722	29,182	1.5%	8,048	38%
群馬県	2,022,460	41,669	2.1%	1,981,202	60,168	3.0%	18,499	44%	広島県	2,872,530	38,539	1.3%	2,838,632	54,419	1.9%	15,880	41%
埼玉県	7,002,824	100,986	1.4%	7,377,288	189,043	2.6%	88,057	87%	山口県	1,506,771	15,047	1.0%	1,383,079	17,425	1.3%	2,378	16%
千葉県	6,023,696	90,854	1.5%	6,311,190	162,588	2.6%	71,734	79%	徳島県	820,476	5,278	0.6%	750,519	6,232	0.8%	954	18%
東京都	12,183,509	342,659	2.8%	13,740,732	581,446	4.2%	238,787	70%	香川県	1,029,007	8,057	0.8%	987,336	13,385	1.4%	5,328	66%
神奈川県	8,652,841	144,527	1.7%	9,189,521	228,029	2.5%	83,502	58%	愛媛県	1,494,170	9,243	0.6%	1,381,761	12,459	0.9%	3,216	35%
新潟県	2,449,888	13,586	0.6%	2,259,309	17,675	0.8%	4,089	30%	高知県	805,621	3,546	0.4%	717,480	4,746	0.7%	1,200	34%
富山県	1,117,688	14,551	1.3%	1,063,293	19,362	1.8%	4,811	33%	福岡県	5,023,093	46,609	0.9%	5,131,305	79,129	1.5%	32,520	70%
石川県	1,173,849	10,489	0.9%	1,145,948	16,024	1.4%	5,535	53%	佐賀県	875,659	4,274	0.5%	828,781	6,732	0.8%	2,458	58%
福井県	823,652	13,942	1.7%	786,503	15,142	1.9%	1,200	9%	長崎県	1,506,100	7,257	0.5%	1,365,391	10,489	0.8%	3,232	45%
山梨県	881,966	16,116	1.8%	832,769	16,507	2.0%	391	2%	熊本県	1,862,710	8,768	0.5%	1,780,079	16,592	0.9%	7,824	89%
長野県	2,196,828	41,157	1.9%	2,101,891	37,845	1.8%	-3,312	-8%	大分県	1,225,364	9,215	0.8%	1,160,218	13,379	1.2%	4,164	45%
岐阜県	2,109,006	53,359	2.5%	2,044,114	57,606	2.8%	4,247	8%	宮崎県	1,176,159	4,280	0.4%	1,103,755	7,162	0.6%	2,882	67%
静岡県	3,776,552	94,586	2.5%	3,726,537	96,654	2.6%	2,068	2%	鹿児島県	1,771,591	5,591	0.3%	1,643,437	11,453	0.7%	5,862	105%
愛知県	7,072,191	199,960	2.8%	7,565,309	272,855	3.6%	72,895	36%	沖縄県	1,375,760	8,423	0.6%	1,476,178	19,360	1.3%	10,937	130%
三重県	1,859,896	47,523	2.6%	1,824,637	54,254	3.0%	6,731	14%	全国合計	127,058,530	1,989,864	1.6%	127,443,563	2,828,195	2.2%	17,837	42%

※全国平均を超える増加数及び増加率を黄色で着色(なお、増加数及び増加率の全国合計欄の数値は全国平均値。)

0

## 地方公共団体の人口に占める外国人人口の割合（上位20市区町村）

4

### ○人口に占める外国人割合上位20市区町村

### ○外国人人口増加率上位20市区町村(H26→H31)

(単位:人)

順位	都道府県	自治体名	H31人口 (A)	H31外国人 人口(B)	外国人割合 (B/A)
1	北海道	勇払郡占冠村	1,508	393	26.06%
2	群馬県	邑楽郡大泉町	41,785	7,623	18.24%
3	北海道	余市郡赤井川村	1,262	159	12.60%
4	東京都	新宿区	346,162	43,068	12.44%
5	北海道	虻田郡留寿都村	2,047	252	12.31%
6	北海道	虻田郡倶知安町	16,642	1,977	11.88%
7	東京都	豊島区	289,508	30,223	10.44%
8	長野県	北安曇郡白馬村	9,447	971	10.28%
9	北海道	虻田郡二セコ町	5,298	500	9.44%
10	埼玉県	蕨市	75,261	6,699	8.90%
11	東京都	荒川区	215,966	19,131	8.86%
12	岐阜県	美濃加茂市	56,987	4,946	8.68%
13	東京都	港区	257,426	20,057	7.79%
14	茨城県	常総市	63,608	4,955	7.79%
15	東京都	台東区	199,292	15,433	7.74%
16	愛知県	海部郡飛島村	4,764	351	7.37%
17	愛知県	高浜市	48,579	3,570	7.35%
18	岐阜県	可児市	102,175	7,360	7.20%
19	沖縄県	国頭郡恩納村	11,038	792	7.18%
20	愛知県	知立市	72,459	5,108	7.05%

順位	都道府県	自治体名	H31外国人 人口(A)	H26外国人 人口(B)	外国人増加率 (A/B-1)
1	北海道	虻田郡倶知安町	1,977	676	192.46%
2	兵庫県	加東市	1,294	517	150.29%
3	島根県	出雲市	4,667	1,909	144.47%
4	大分県	中津市	1,396	599	133.06%
5	福岡県	小郡市	1,016	442	129.86%
6	福岡県	京都郡苅田町	1,448	669	116.44%
7	岡山県	総社市	1,496	728	105.49%
8	栃木県	栃木市	4,363	2,129	104.93%
9	沖縄県	那覇市	5,015	2,474	102.71%
10	沖縄県	うるま市	1,161	583	99.14%
11	大阪府	泉佐野市	1,935	972	99.07%
12	熊本県	八代市	2,401	1,231	95.04%
13	石川県	小松市	2,378	1,275	86.51%
14	石川県	白山市	1,384	754	83.55%
15	埼玉県	蕨市	6,699	3,658	83.13%
16	千葉県	白井市	1,221	673	81.43%
17	千葉県	印西市	1,985	1,105	79.64%
18	石川県	能美市	1,384	776	78.35%
19	静岡県	牧之原市	1,888	1,064	77.44%
20	東京都	中野区	19,326	10,949	76.51%

※住民基本台帳に基づく人口を使用(各年1月1日現在)

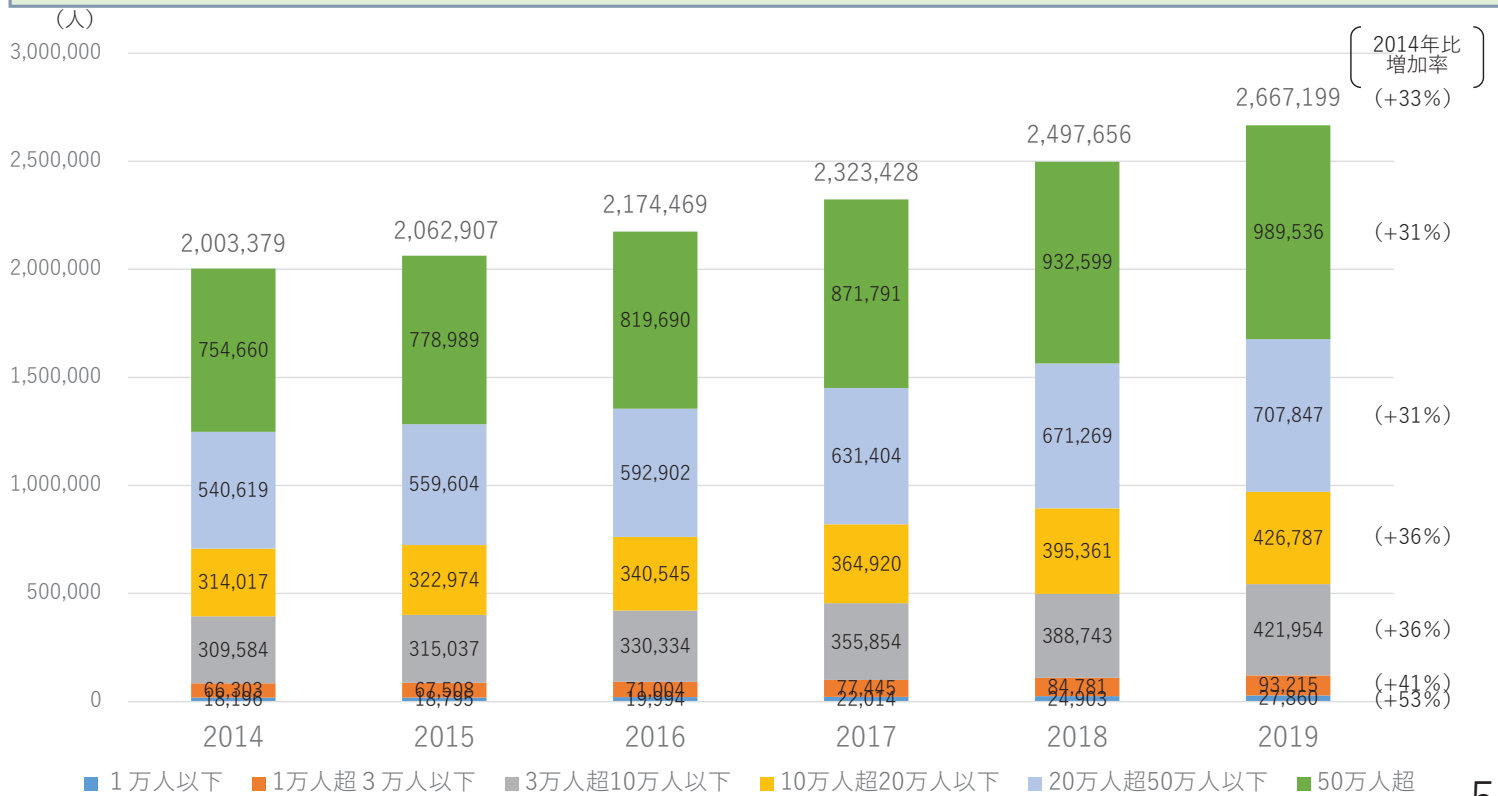
※外国人人口増加率は、平成31年1月1日現在で外国人人口1,000人以上の市区町村を対象としている。

## 外国人人口の推移（市町村人口規模別）

○全ての人口規模で外国人人口は増加しており、特に、小規模団体においては、増加率が顕著である。

1万人以下 : +53% (2014→2019比)

1万人超3万人以下 : +41% (2014→2019比)



出典：総務省「住民基本台帳人口」

5

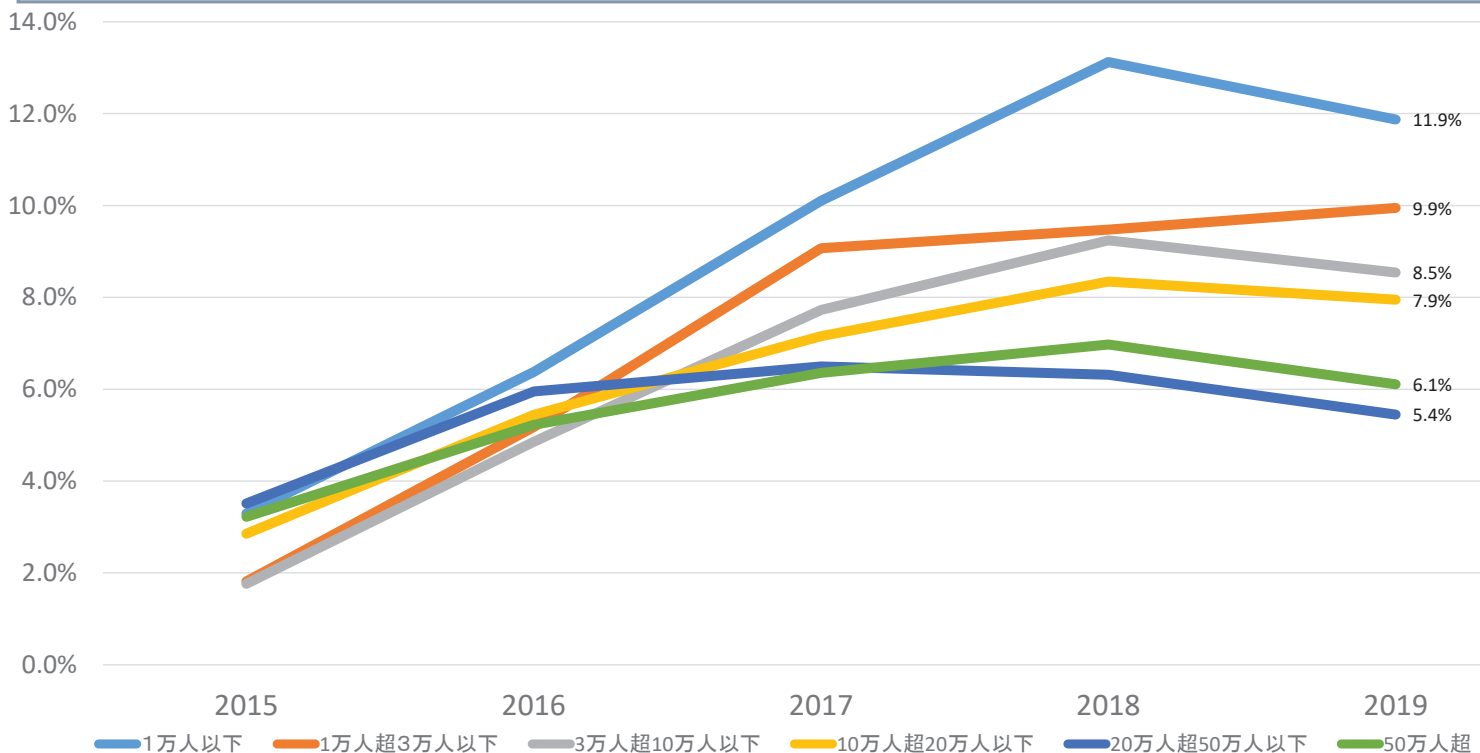
## 外国人人口の伸び率（対前年度比）の推移（市町村人口規模別）

○人口規模の大きい都市部の団体のみならず、人口規模の小さい地方部においても大きく伸びている。

○具体的には、人口20万人未満の団体だと、対前年度比伸び率が平均6.5% (5年間で+37%) で伸びている。

人口20万人以上の市 : 2014(H26)129.5万人 → 2019(R元)169.7万人 (+31%)

人口20万人未満の市町村 : 2014(H26) 70.8万人 → 2019(R元) 97.0万人 (+37%)



出典：総務省「住民基本台帳人口」

6

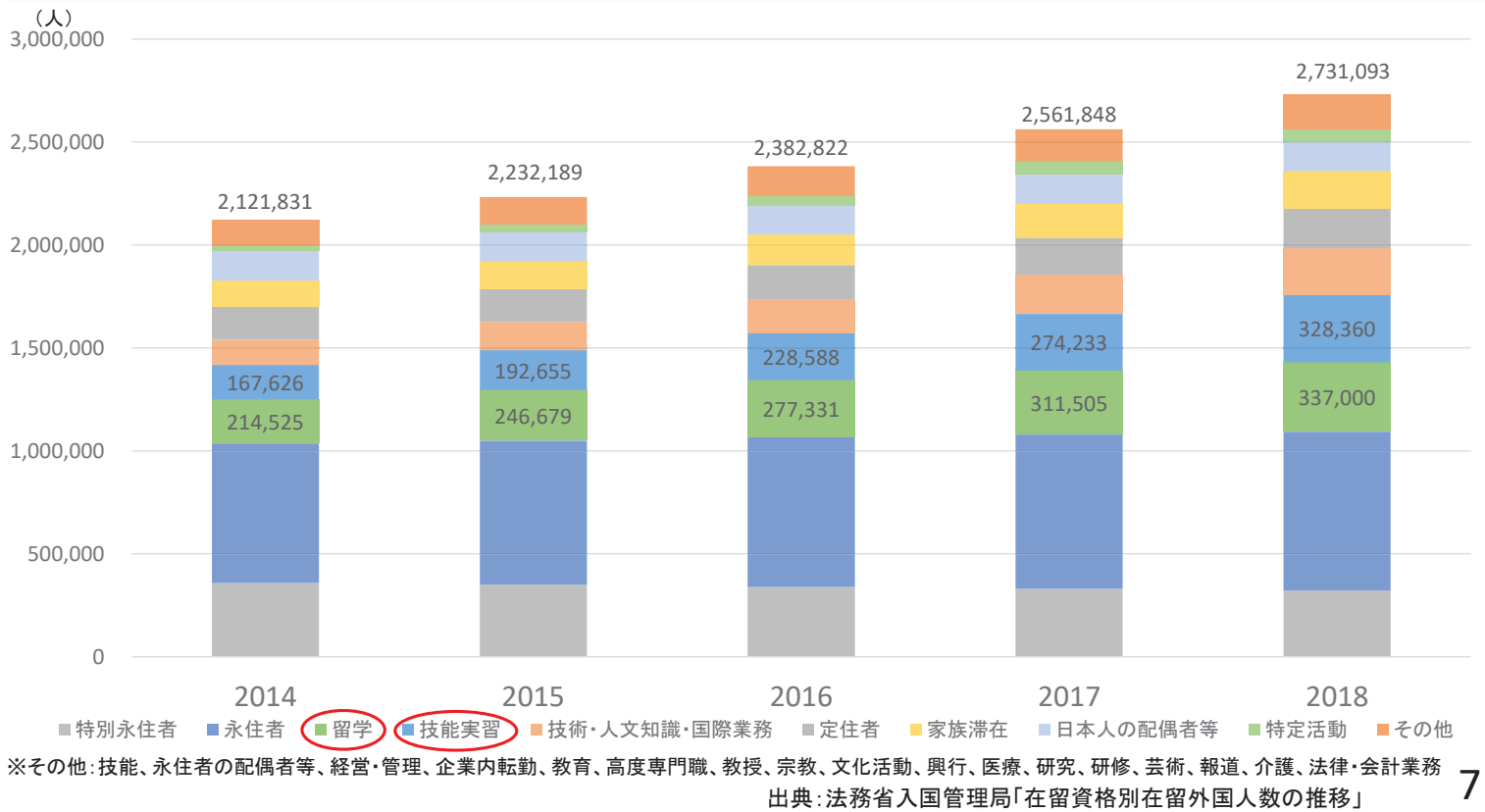
9

## 在留資格等別在留外国人数の推移

○在留資格の内訳では、「技能実習」の人数が大きく増加しており、「留学」の人数も伸びている

技能実習：2014(H26)16.8万人 → 2018(H30)32.8万人(+96%)

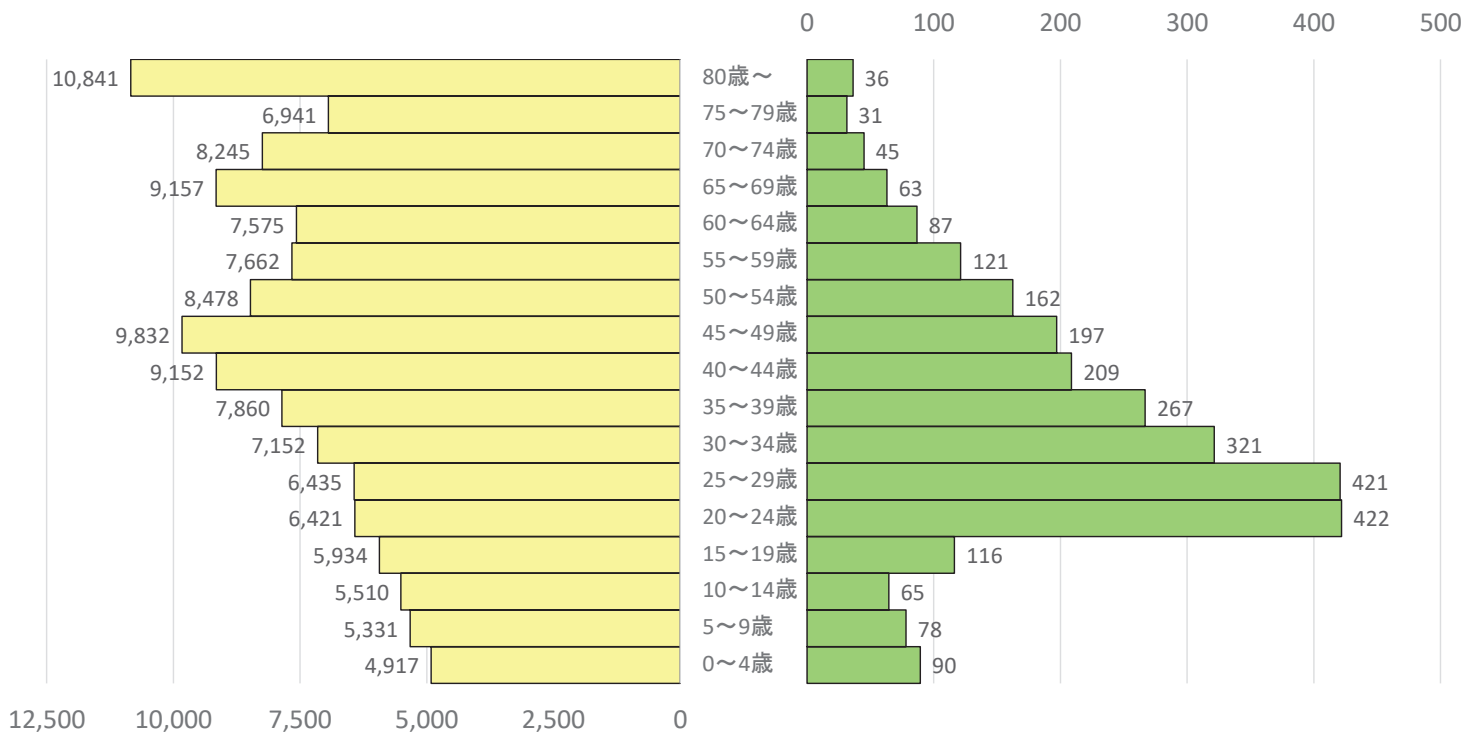
留学：2014(H26)21.5万人 → 2018(H30)33.7万人(+57%)



## 平成30年度（2018年度）における日本の人口及び外国人人口の年齢別比較

□ 人口 □ 外国人人口

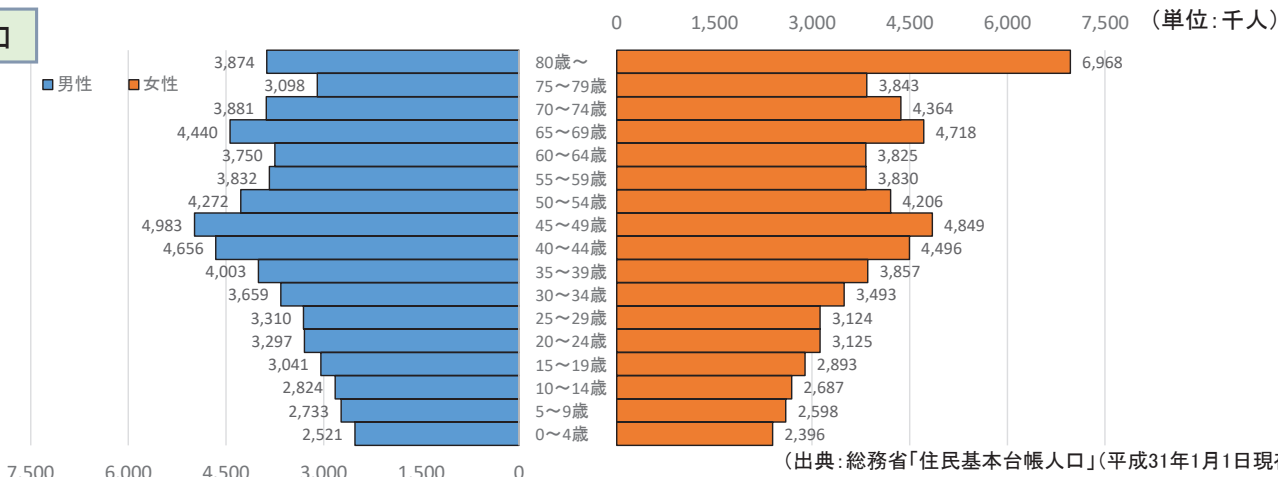
(単位：千人)



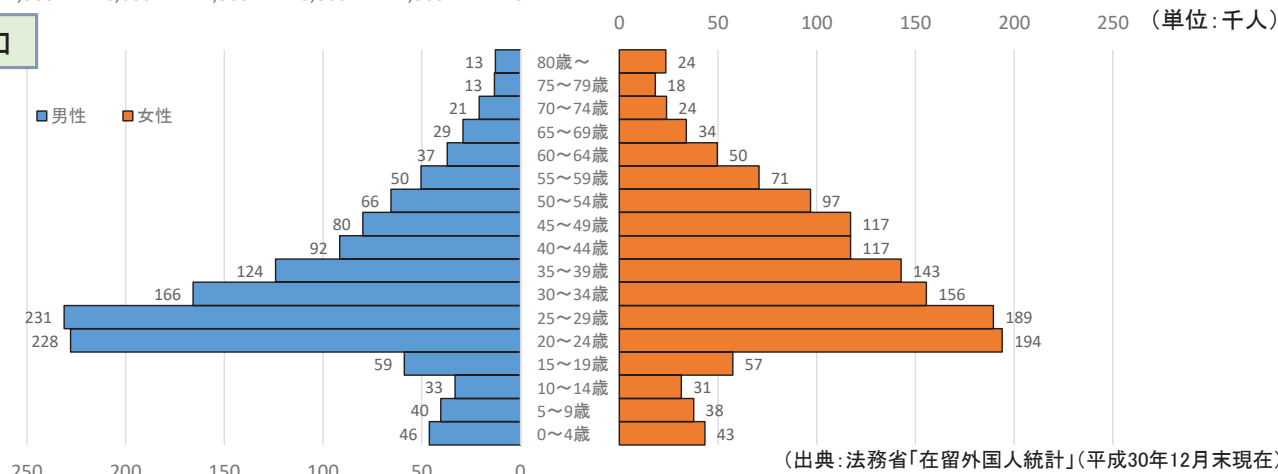
(注)人口については、総務省「住民基本台帳人口」を基に、平成31年1月1日現在の数値である。  
 外国人人口については、法務省「在留外国人統計」を基に、平成30年12月末現在の数値である。

# 平成30年度（2018年度）日本の人口及び外国人人口の男女・年齢別比較

## 日本の人口

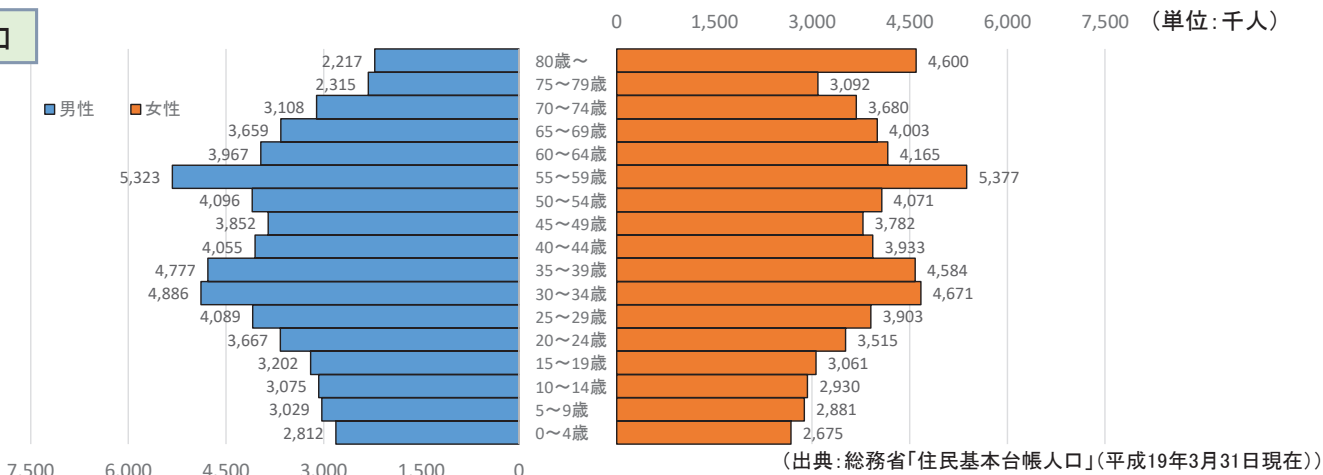


## 外国人人口

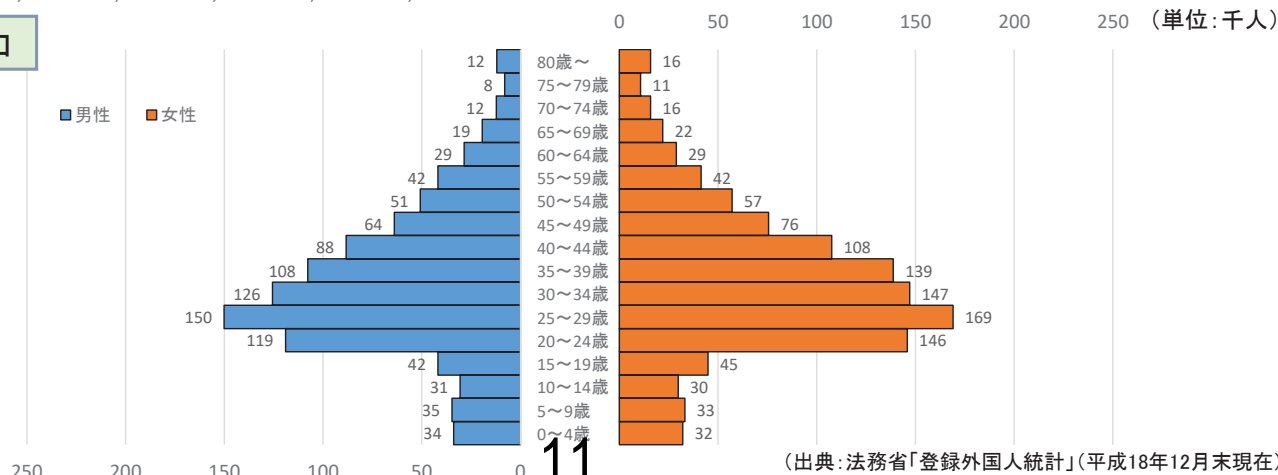


# (参考) 平成18年度（2006年度）日本の人口及び外国人人口の男女・年齢別比較

## 日本の人口



## 外国人人口



## 経緯

### 1 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

### 2 経済財政諮問会議での総理大臣指示(平成30年2月20日)

「深刻な人手不足が生じており、「専門的・技術的な外国人材受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を(中略)開始していただきたい。」

### 3 タスクフォースの設置(平成30年2月23日)

経済財政諮問会議における総理大臣の御発言を受け、2月23日、関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置  
2月23日から5月29日までの間にタスクフォースを2回開催したほか、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

### 4 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)(平成30年6月15日閣議決定)

「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」

### 5 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催(平成30年7月24日設置)

一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

## 背景

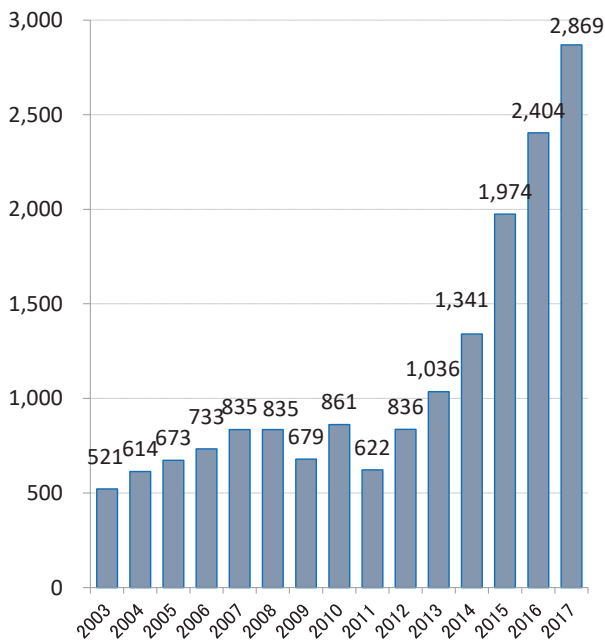
○アベノミクスの推進により、日本経済が大きく改善する中、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつあるところ、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、企業の手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

○2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、前年同期比18%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

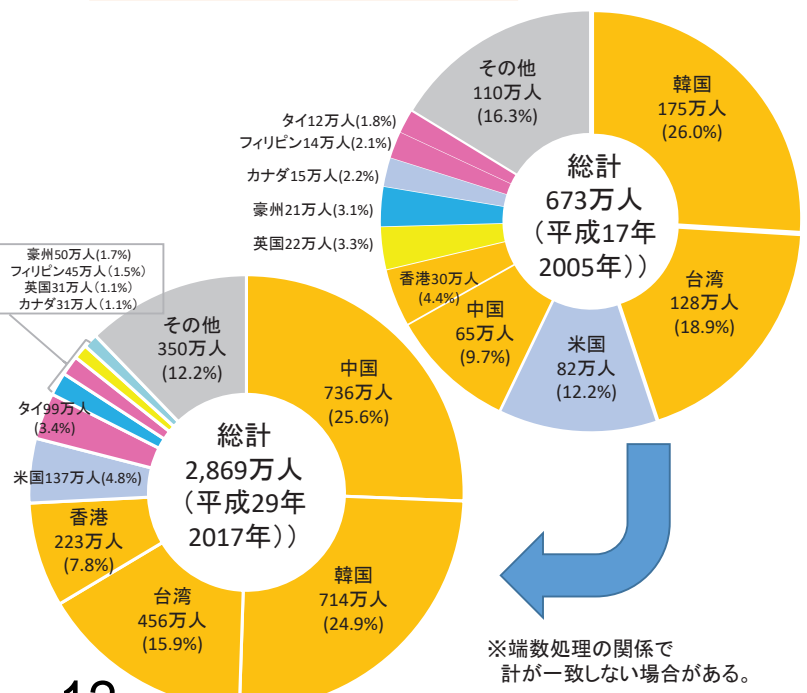
## 訪日外国人の状況変化

- 平成15年(2003年)のビジット・ジャパン事業開始以来、官民を挙げての訪日外国人促進施策の取組を通じ、訪日外国人数は近年増加傾向。
- 国・地域別の内訳では、東アジア及び東南アジアからの人数が大幅増。

### ◆ 訪日外国人数の推移



### ◆ 訪日外国人の国・地域別内訳



# 「地域における多文化共生推進プラン」(H18(2006).3.27)の概要

## 1. プラン策定の背景・目的

- 「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」を地域の国際化を推進する柱とし、地域の国際化を一層推し進めていく必要。
- 都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、同プランを策定。(2006.3.27総務省通知)

## 2. 地方自治体の指針・計画において記述すべき施策

### ① コミュニケーション支援

#### 地域における情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

#### 日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

### ② 生活支援

#### 居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

#### 教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

#### 労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

#### 医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

#### 防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け 等

### ③ 多文化共生の地域づくり

#### 地域社会に対する意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

#### 外国人住民の自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

### 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 地方自治体の体制整備

多文化共生所管課を中心として、分野ごとに所管省庁の施策を踏まえた各部局の連携を図り、施策を推進

#### 地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

【指針・計画の策定状況】 都道府県98% 指定都市100% 市区町村45% (H31.4現在)

10

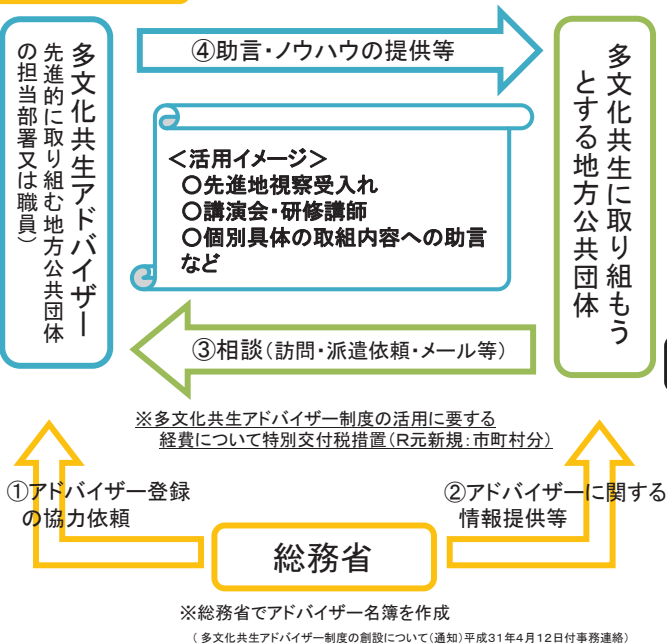
## これまでの「多文化共生の推進に関する研究会」等での議論

平成17年度 (H17.6～H18.3)	「多文化共生の推進に関する研究会」 多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組支援を目的に、地域において必要とされる具体的取組について検討。地方公共団体が地域において多文化共生を推進するという観点から施策の体系(多文化共生推進プログラム)のあり方について検討
平成18年度 (H18.6～H19.3)	「多文化共生の推進に関する研究会」 上記研究会を踏まえ、「防災ネットワークのあり方」「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について検討
平成21年度 (H21.9～H22.3)	「多文化共生の推進に関する意見交換会」 外国人住民の構成は各地域によって異なっており、効果的な取組に差異があるのではないかとこの視点から、宮城県、神奈川県、愛知県、新宿区、磐田市、大阪市における多文化共生施策の先駆的な事例の整理・分析を実施
平成22年度 (H23.2～3)	「多文化共生の推進に関する意見交換会」 地方公共団体における施策の企画及び立案並びに実施に資する情報提供を行うため、先導的取組を行う地方公共団体の担当者及び有識者による意見交換会を開催し、愛知県、浜松市、美濃加茂市、新宿区、群馬県大泉町の活動事例を紹介
平成25年度 (H24.2～H25.3)	「多文化共生の推進に関する研究会」 東日本大震災を契機に、外国人住民への災害時の多言語情報提供の必要性等に関する課題が顕在化していることから、災害時における地方公共団体の多文化共生に関する取組事例の把握及び課題の解決方法について検討
平成28年度 (H28.2～H29.3)	「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」 多文化共生プランの策定から10年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、10年間の様々な状況の変化も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組を把握し、事例集等を作成
平成29年度 (H29.5～H30.3)	「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」 熊本地震等の経験を踏まえ、避難所等にいる外国人被災者へ災害に関する情報が確実に伝達できるようにするため、これを支援する災害時外国人支援情報コーディネーター制度について検討
平成30年度 (H30.10～H31.3)	「多文化共生の推進に関する研究会」 多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法として、「多文化共生アドバイザー制度」の創設や「多文化共生地域会議」の開催に係る仕組み等について検討

## 「多文化共生アドバイザー」制度について

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方公共団体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録
- 多文化共生に取り組もうとする地方公共団体が、取組分野に応じて先進的な団体から助言・ノウハウの提供等を受けることができるよう、その取組を支援

### 活用の流れ



- 1 総務省は、多文化共生アドバイザーとなる地方公共団体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、地方公共団体に通知するとともに総務省ホームページで公表 ⇒登録者数（団体又は個人）37（平成31年4月12日時点）
- 2 多文化共生アドバイザーの活用を希望する地方公共団体は、アドバイザー名簿を参考に、直接アドバイザーに相談（アドバイザーの活用に当たり、必要に応じ、総務省へ相談）
- 3 総務省は、多文化共生アドバイザーの活用実績等を取りまとめ、活用事例について周知（予定）

### アドバイザー団体における先進的な取組例

- ・地域における情報の多言語化  
市政情報の多言語化の実施 多言語案内表示盤の設置
- ・医療・保健・福祉に関する支援  
医療通訳派遣事業の実施
- ・防災に関する支援  
災害時における多言語支援訓練の実施 防災ガイドの作成
- ・外国人住民の自立と社会参画  
外国人市民会議の実施

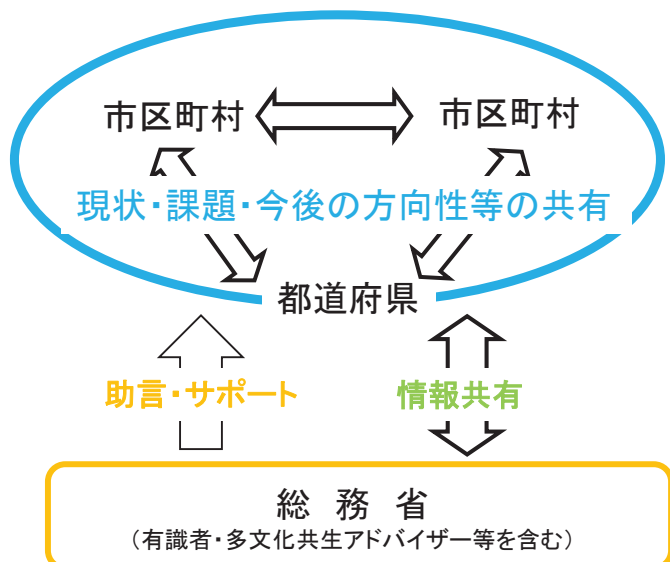
12

## 「多文化共生地域会議」について

都道府県が域内市区町村等を対象とした「多文化共生地域会議」を開催（地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可）し、一定の地域単位で多文化共生にかかる現状や課題、今後の方向性等を共有するとともに、有識者・多文化共生アドバイザーによる講演や先進事例の紹介等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図ることが目的。

都道府県単位（市区町村が参加・地域ブロック単位等での開催も可）で開催

※多文化共生地域会議の開催に要する経費について特別交付税措置（R元新規：市町村分）



### ＜令和元年度の実績について＞

令和元年度は「多文化共生地域会議」の開催を促進するため、総務省において希望する団体との共催（7ヶ所）により本会議を開催。

#### ・開催団体




6/28 岐阜県	
7/18 宮城県	・国や開催県の施策等の紹介
7/25 長野県	・多文化共生にかかる県内の取組状況等の発表
8/8 神奈川県	・有識者や多文化共生アドバイザー等による講演、先進事例紹介
8/23 岡山県	
10/4 熊本県	・グループ討議
10/25 山口県	等

14

13







## 多文化共生地域会議 令和元年度 開催実績（1）

<p><b>岐阜県</b></p> <p>開催日: 令和元年6月28日 場 所: 岐阜県成長産業 人材育成センター (各務原市) 参加人数: 46名</p>	<p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「豊橋市の多文化共生の取組にかかるICTの活用について」 豊橋市 市民協創部 多文化共生・国際課 主査 三輪田 貴氏</li> <li>「多文化共生推進計画の策定(改定)について」 可児市 市民部 人づくり課長 桜井 孝治氏</li> <li>「市民ボランティアと日本語教師による支援」 (公財)大垣国際交流協会 吉安 三恵氏</li> </ul>	
<p><b>宮城県</b></p> <p>開催日: 令和元年7月18日 場 所: 宮城県庁(仙台市) 参加人数: 76名</p>	<p>(基調講演)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多文化共生社会の実現に向けて」 東北大学 高度教養教育・学生支援機構 グローバルラーニングセンター 准教授 高橋 美能氏</li> </ul> <p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「外国人技能実習生と地域住民とのつながりづくり」 (公財)宮城県国際化協会 総括マネージャー 大泉 貴広氏</li> <li>「外国人児童生徒への学習支援の取組」 外国人の子ども・サポートの会 代表 田所 希衣子氏</li> <li>「行政や自治会との協働」 (公財)仙台観光国際協会 国際化推進課長 須藤 伸子氏</li> </ul>	
<p><b>長野県</b></p> <p>開催日: 令和元年7月25日 場 所: 長野県庁(長野市) 参加人数: 56名</p>	<p>(基調講演)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多文化共生の新時代に向けて～地域づくりと学校づくり～」 明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造氏</li> </ul> <p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「上田市の多文化共生事業の紹介」 上田市 市民まちづくり推進部 人権男女共生課長 佐藤 知子氏</li> <li>「自治体における多言語音声翻訳の活用について～甲府市の外国人対応の実情～」 甲府市 総務部 情報政策課 主事 飯島 洋平氏 市民部 市民課 課長補佐 青木 由加里氏 市民部 市民課 嘱託職員 張 英美氏</li> </ul>	

※各会議においては、総務省及び各県から施策等を説明

14

## 多文化共生地域会議 令和元年度 開催実績（2）

<p><b>神奈川県</b></p> <p>開催日: 令和元年8月8日 場 所: かながわ県民 センター(横浜市) 参加人数: 35名</p>	<p>(基調講演)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多文化共生を再考する: 地域に暮らす外国人とは誰なのか」 明治学院大学 教養教育センター 准教授 長谷部 美佳氏</li> </ul> <p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「自治体窓口業務における多言語対応の現状と課題～『言葉の壁』に対する綾瀬市の取組～」 綾瀬市 企画課 総括副主幹 瀧川 泉氏</li> <li>「藤沢市における外国人市民対応力に関する取組と『藤沢市外国人市民会議』の紹介」 藤沢市 都市親善推進員(多文化共生担当) 崔 英善氏</li> </ul>	
<p><b>岡山県</b></p> <p>開催日: 令和元年8月23日 場 所: 岡山国際交流 センター(岡山市) 参加人数: 34名</p>	<p>(基調講演)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多文化共生のとりくみで大切にしたいこと」 大阪大学 人間科学研究科 未来共創センター 特任教授 榎井 縁氏</li> </ul> <p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「美作市のベトナム交流事業について」 美作市 企画振興部 営業課 山本 勇士氏</li> </ul> <p>※このほか、参加者(市町職員等)によるグループディスカッションも実施</p>	
<p><b>熊本県</b></p> <p>開催日: 令和元年10月4日 場 所: 水前寺共済会館 グレースシア(熊本市) 参加人数: 50名</p>	<p>(基調講演)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多文化共生のまちづくり-受け入れる心をどう育てるか?」 徳島大学 教養教育院 教授 Gehrtz 三隅 友子氏</li> </ul> <p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「八代市における多文化共生について～国際課設置後の取り組みを中心に～」 八代市 市長公室 国際課 主事 緒方 康仁氏</li> <li>「外国人居住者が安心して生活できる環境づくり～天草市多文化共生支援事業～」 天草市 総合政策部 政策企画課 主査 山川 里子氏</li> </ul>	
<p><b>山口県</b></p> <p>開催日: 令和元年10月25日 場 所: 山口県庁(山口市) 参加人数: 33名</p>	<p>(基調講演)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多文化共生の基本的な考え方」 京都大学 人文科学研究所 教授 竹沢 泰子氏</li> </ul> <p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「山陽小野田市における国際交流の取組」 山陽小野田市 市民生活課 係長 三浦 裕氏</li> </ul>	

※各会議においては、総務省及び各県から施策等を説明

15

15

# 行政・生活情報の多言語化、 相談体制の整備

令和元年6月28日岐阜県多文化共生地域会議  
愛知県豊橋市発表資料抜粋 (ICT技術を活用した多言語翻訳関係)

## 多言語音声翻訳システム「VoiceTra」導入経緯

**H28年** タブレット端末の利活用のため、各課にタブレット端末導入のニーズ調査アンケートを実施

- ➡ 翻訳で利活用したいとの回答があり、対象アプリを情報企画課で調査・検討
- ＜重視した機能＞
- ・ポルトガル語対応可能であること
  - ・再翻訳機能があること
  - ・セキュリティ対策がされていること

**H29年** 上記条件を満たすものとして、国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) のVoiceTraを選定。8月中旬より、試用運転開始

### ＜VoiceTra実装タブレット導入課＞

- ・こども保健課
- ・こども発達センター
- ・健康政策課
- ・市民課 (令和元年5月～)



# VoiceTra活用事例1

## 保健所・保健センター／ほいっぷ



「ほいっぷ」は、保健の「ほ」、医療の「い」、福祉の「ふ」の頭文字を用い、各施設が混ざり合い連携するところをイメージした、公募によるゾーンの名前。このゾーンには三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の施設も整備されている。

また、子どもの成長を支援する療育システムの拠点として、相談、医療、通園サービスを提供する「こども発達センター」も同じ敷地内に併設。



### ①こども保健課

導入数：2台

外国人来訪件数：10～15件/月

#### <活用場面>

総合相談窓口で使用。同課にはポルトガル語通訳が2名おり、基本的には通訳が対応するが、通訳がない時や通訳が対応できない言語の際に活用。  
また、保健師の家庭訪問時にも活用こともある。（通訳が同行できない時）

### ②こども発達センター

導入数：2台

外国人来訪件数：10～15件/月

#### <活用場面>

相談窓口、診療の際に使用。  
高度な診療が必要な場合や事前に来訪がわかっている場合は「あいち医療通訳システム」を活用。

### ③健康政策課

<外国人来訪件数>

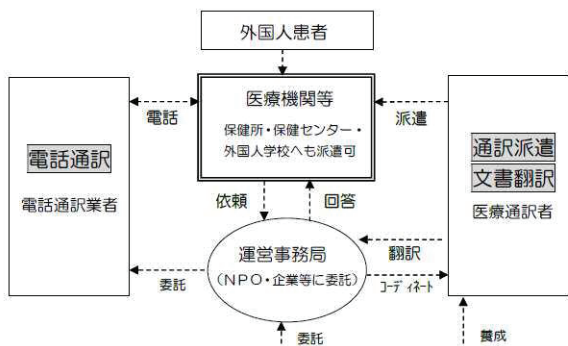
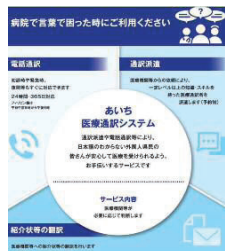
導入数：1台

10件程度/月

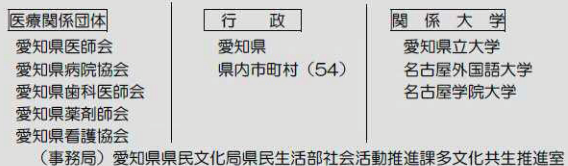
#### <活用場面>

予防接種や結核検査の訪問などで補助的に使用する。基本的には「あいち医療通訳システム」を活用した際のバックアップ的な役割。

# あいち医療通訳システムとは



あいち医療通訳システム推進協議会【63団体が構成】



#### <対応言語>

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、マレー語、アラビア語、韓国・朝鮮語、ミャンマー語、モンゴル語の14言語

#### <利用料金>

原則的に、病院と患者で折半

通訳派遣：3,000円～5,000円/2時間

電話通訳：月額制料金（1,000円～10,000円、利用時間による）

文書翻訳：A4・1枚あたり3,000円

- ・医療機関からの要請により、基礎的な医療知識や翻訳技術を身に着けた通訳者を派遣。（患者が呼ぶことはできない）
- ・電話通訳、通訳派遣、文書翻訳に対応。
- ・愛知県が事務局となり（NPO、企業等に委託）、県内市町村が負担金を出し運営。

通訳料金：3,000円～5,000円/2時間

電話通訳：月額制料金（1,000円～10,000円、利用時間による）

## VoiceTra活用事例2

### 市民課窓口

導入数：1台

外国人来訪件数：500～600件/月

#### <活用場面>

窓口での戸籍手続き等に使用。市民課では、基本的には通訳か、多文化共生・国際課が設置している「フロアアシスタント」が対応するが、通訳不在時に活用。



8

## VoiceTra導入の効果

#### <利点>

- ・通訳がいなくても、緊急対応的な対応は可能
- ・ある程度の行政用語には対応している
- ・新人通訳者の通訳対応のトレーニングに活用できる

#### <難点>

- ・騒々しい環境の中だと、音声を誤認することがある
- ・医療用語など、特殊な専門用語、難解な行政用語にはまだ対応できない
- ・簡単な用語であっても、あいまいな会話では翻訳できないことがある

➡ 一文を短くする、主語、述語をあいまいにしない、簡易な用語に言い換えるなど、やさしい日本語を活用することで、ある程度翻訳精度は上げられる。

## 第5章 課題解決に向けた取り組み

### (1) ICT技術を活用した「言葉の壁」の解消

#### ◆音声翻訳システム

自治体向けシステム(凸版印刷)  
VoiceTra (NICT)

##### 【長所】

- ① ネット接続環境があれば、いつでも、どこでも利用可能
- ② 希少言語もある程度カバー
- ③ ランニングコストが低い  
(定額制)

##### 【短所】

- ① 現状では言語によっては翻訳精度に課題がある

#### ◆3者通話システム

コールセンター等の通訳者が対応(導入市に聞き取り)

##### 【長所】

- ① 細かな表現も伝わる
- ② 画面を通して書類記載等の説明も可能

##### 【短所】

- ① ランニングコストが高い  
(従量制)
- ② 運用時間等に制約がある
- ③ 希少言語への対応が不十分

10

多文化共生の推進に関する研究会(第3回)

## 多言語翻訳技術に関する取組について

令和2年1月31日

総務省 国際戦略局 研究推進室

## ～多言語音声翻訳システムの社会実装～

**ミッション (Mission)** 世界の「言葉の壁」をなくす

**ビジョン (Vision)**

**(1) グローバルで自由な交流の実現**

様々な会話を高精度に翻訳できる多言語音声翻訳システムにより世界の「言葉の壁」をなくし、世界中の誰もが国境を越えて自由に交流する社会を我が国の技術によって実現する。

**(2) 日本のプレゼンス向上**

医療機関での会話の支援や多言語での災害情報の配信など、多言語音声翻訳システムを世界に先駆けて社会実装することにより、外国人が暮らしやすい国を実現し、日本の価値と魅力を高める。

**(3) 東京オリンピック・パラリンピックでの「おもてなし」**

2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、多言語音声翻訳システムにより世界から集う選手、観客等を「言葉の壁」を感じさせることなく「おもてなし」する。

**行動 (Action)**

関係する企業や関係省庁等と連携、協力しながら、まずは6年間のロードマップを共有して取り組む

**(プロジェクト1) 病院、商業施設、観光地等における社会実証【国家戦略特区等における活用】**

産学官の連携により、大規模プロジェクトとして多様なアプリケーションを集散的に整備して社会実証を実施する。

**(プロジェクト2) 多言語音声翻訳の対応領域、対応言語を拡大するための集中的な研究開発投資**

旅行会話のほか、防災・減災分野、医療分野、生活分野を重点分野として翻訳精度を向上するとともに、対応言語数を拡大する。また、多人数の同時翻訳や同時通訳の実現などの更なる高度化に向けて集中して研究開発投資する。

**(プロジェクト3) 2020年東京オリンピックにおける社会実装**

世界からの注目が集まる東京オリンピックを機会に、「言語の壁」がなくなる社会をショーケースとして世界に発信する。

## 多言語翻訳技術の研究開発及び社会実装の推進

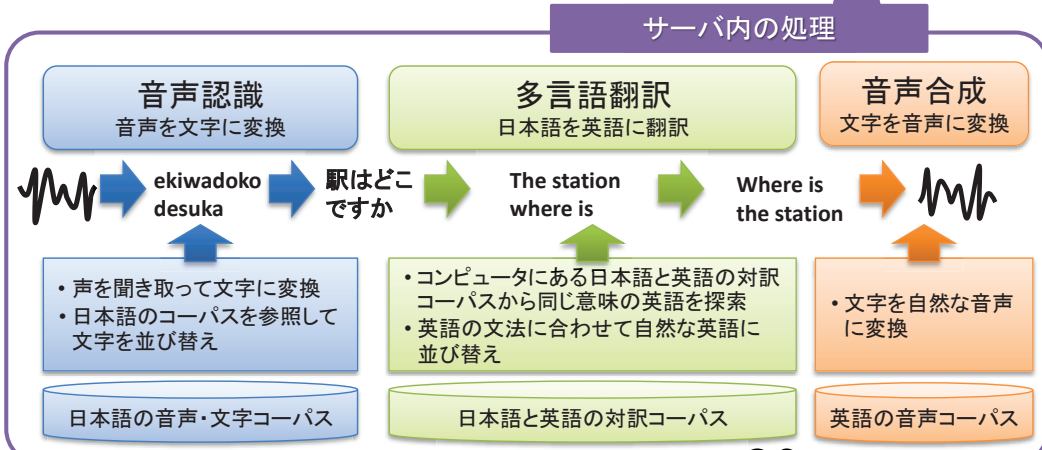
- 「グローバルコミュニケーション計画」に基づく取組により、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の多言語音声翻訳技術は、AI(ディープラーニング)技術も導入し、翻訳精度を実用レベルまで向上させ、対応言語を12言語まで拡大。



NICTの対応言語(実用レベル)	
1	日本語
2	英語
3	中国語
4	韓国語
5	タイ語
6	インドネシア語
7	ベトナム語
8	ミャンマー語
9	フランス語
10	スペイン語
11	ブラジルポルトガル語
12	フィリピン語

訪日外国人対応 (Languages 1-10)

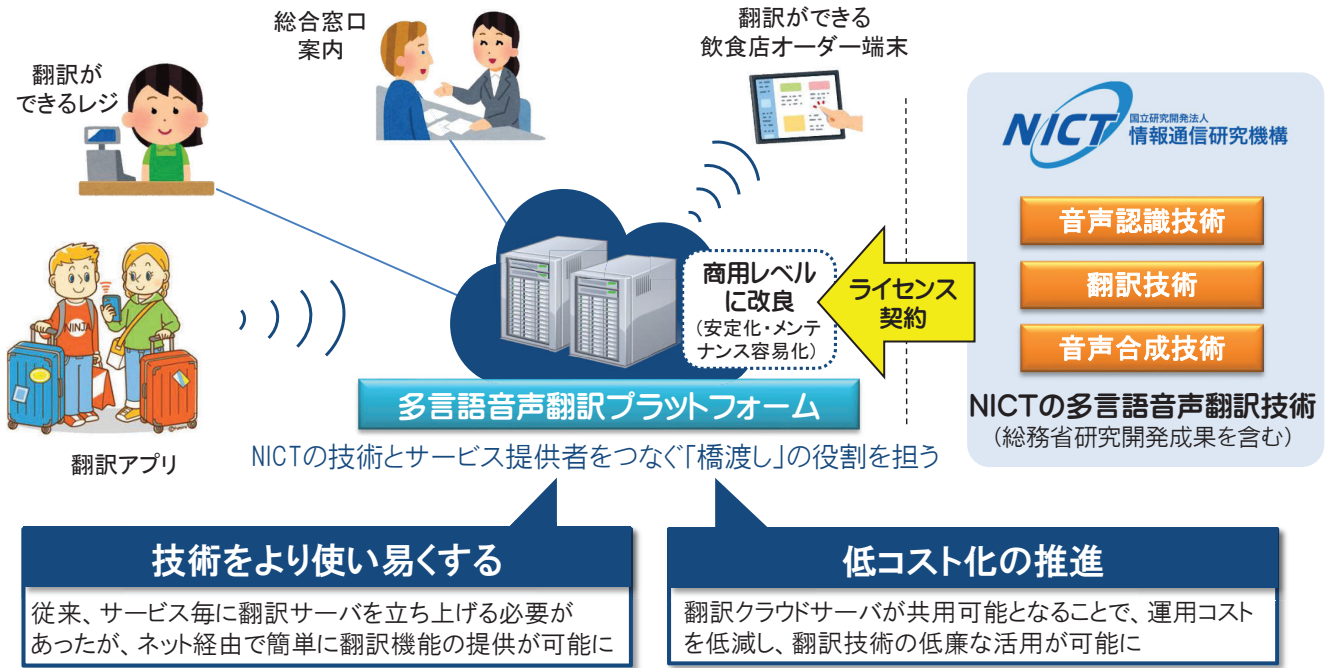
在留外国人対応 (Languages 11-12)



多言語翻訳にディープラーニング技術を導入するためのAI学習用計算機(GPGPU)等をNICTに整備

コーパス: 自然言語の文章を品詞など文の構造の注釈をつけて構造化したものを大規模に集積したもの

- NICTが開発した多言語音声翻訳技術をサービス提供者がより簡便に利用できる環境を整備するため、ライセンス契約により民間企業に広く利用を開放する「多言語音声翻訳プラットフォーム」を本年4月に構築。
  - サービス提供者は、サーバの構築・運営・管理等の技術が不要となり、端末・アプリの開発に集中することができる。
- ⇒ 民間サービスの実用化・普及を促進



## 民間企業による翻訳サービスの実用化・普及

多言語音声翻訳機		
● 「POCKETALK® S」 提供元：ソースネクスト(株)		

スマートフォンアプリ		
● 「どこでも翻訳」 日英・日中・日韓 提供元：(株)フィート		
● 「はなして翻訳」 提供元：(株)NTTドコモ		
● 「mimi® 音声翻訳 powered by NICT」 提供元：Fairy Devices(株)		

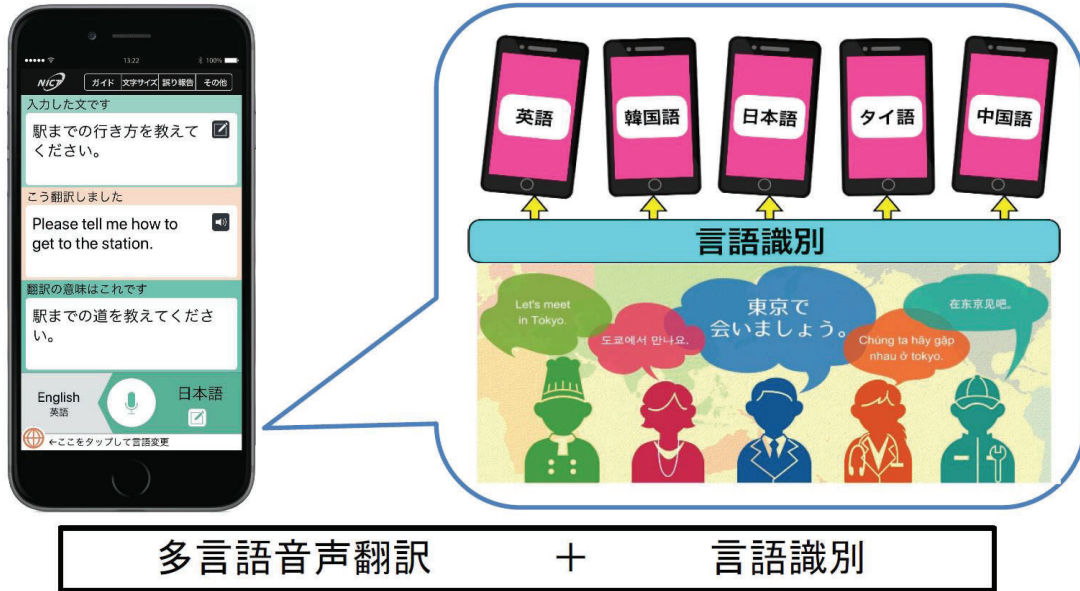
  

多言語音声翻訳サービス		
● 「駅コンシェル®」 提供元：(株)日立ソリューションズ・テクノロジー	● 「NEC 翻訳」 (音声翻訳端末/アプリ) 提供元：日本電気(株)	● 「iii インバウンド」 提供元：(株)ログバー
● 「SmaLingual シリーズ 多言語音声翻訳サービス」 提供元：見果てぬ夢 (IP Dream) スマートカルチャーゲートウェイ(株)	● 「対面ホンヤク」 提供元：パナソニック(株)	● 「医療通訳タブレット MELON」 提供元：コニカミノルタ(株)
● 「多言語音声翻訳ソフトウェア」 (電話音声翻訳ソフト) 提供元：(株)日立情報通信エンジニアリング	● 「VoiceBiz」 提供元：凸版印刷(株)	● 「KOTOBAL」 (コトバル) 提供元：コニカミノルタ(株)
● 「Fairy I/O® Tumbler T-01」 (多言語音声翻訳サービス向け機器) 提供元：Fairy Devices(株)	● 「医療機関向けハンズフリー 多言語音声翻訳システム」 提供元：富士通(株) ※2020年2月以降開始予定	

音声翻訳APIサービス		
● 「みらい翻訳プラットフォーム」 提供元：(株)みらい翻訳	● 「多言語音声APIサービス」 提供元：日本電気(株)	● 「mimi® Cloud API Service」 提供元：Fairy Devices(株)

- 翻訳装置では、何語で話すのかをあらかじめ設定する必要があるため、相手が話している言語が何語か分からない場合には使用が困難。
  - NICTの「VoiceTra」では、入力された相手方言語が何語なのかを自動識別する機能を開発。8言語(※)に対応した同機能を2019年10月1日から実装。
- (※)8言語: 日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語



## 今後の研究開発目標

- 訪日外国人及び在留外国人は年々増加し、外国人との交流の機会は今後ますます増える見込み。2025年には大阪・関西万博も控え、ビジネス・国際会議の場面も含め、多言語翻訳技術の更なる高度化が必要。  
※訪日外国人(年間): 約3,119万人(H30)、在留外国人(年間): 約273万人(H30.12月)
- 「統合イノベーション戦略」及び「AI戦略」では、2025年度までに「同時通訳」、「議論に利用できる翻訳技術」の実現などを目指す目標設定。
- 総務省としては、多言語翻訳技術の更なる推進のため「グローバルコミュニケーション計画」の次期計画の検討を進め、令和2年度からAIによる同時通訳等を実現するための研究開発を実施。【令和2年度予算案: 14億円】

**現在** 短文の逐次翻訳  
※今年度中に12言語を実用レベルで実現見込み

**今後** 文脈に応じた語彙の統一  
(例:「携帯会社」→「モバイルキャリア」→「携帯電話事業者」)  
話者の意図の補完  
(例:「奈良時代」→「8世紀」)

**同時通訳** ※対象言語の拡大(総合的対応策を踏まえた言語追加)も目指す



高精度・低遅延な同時通訳の実現  
Real-time Translation  
「江戸時代初頭に…」 (英)In the beginning of the seventeenth century... (中)17世紀初... (英)Yes, ...  
現場



- 令和2年度以降の研究開発により、NICTの多言語翻訳技術については、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に位置づけられた言語もすべてカバーした**15言語**の達成を目指す。

		総務省研究開発による対応言語
1	日本語	○
2	英語	○
3	中国語	○
4	韓国語	○
5	タイ語	○
6	インドネシア語	○
7	ベトナム語	○
8	ミャンマー語	○
9	フランス語	○
10	スペイン語	○
11	ブラジルポルトガル語	○
12	フィリピン語	○
13	ネパール語	×→○
14	クメール語	×→○
15	モンゴル語	×→○

国家戦略として対応が求められている言語			
訪日外国人上位15か国	在留外国人上位10か国	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	
		11か国語	特定技能の在留資格による受入先9か国語
		○	
○	○	○	
○	○	○	○
○	○	○	
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○			○
○		○	
	○	○	
○	○	○	○
	○	○	○
			○
			○

## 参 考

II 施策

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

【具体的施策】

○ 多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境が整備されたことを踏まえ、利用促進のための周知活動を実施する。

さらに、多言語自動音声翻訳技術については、2025年大阪・関西万博も見据え、日常生活・行政手続・観光等の場面に加え、ビジネスや国際会議等での議論の場面も含め、日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、AIによる同時通訳の実現に取り組むとともに、今般の入管法の改正も踏まえ、特定技能外国人を含め、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。〔総務省〕《施策番号44》

○ (前略) また、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応(11か国語以上)等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により引き続き財政的に支援する。(後略)〔法務省〕《施策番号39》

○ 多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全庁〕《施策番号45》

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【具体的施策】

○ 電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕《施策番号55》

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

【具体的施策】

○ 外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進める。

外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕《施策番号67》

II 施策

3 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の改善等

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【具体的施策】

○ 外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を令和元年度中に導入し、運用を開始する。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。加えて、検察庁に来庁等する外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語自動音声翻訳機器の整備を検討する。〔警察庁、法務省〕《施策番号69》

(4) 外国人の子供に係る対策

【具体的施策】

○ 公立学校において、令和8年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施、きめ細やかな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といったICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、母語・母文化の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体におけるNPOや企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。

また、中央教育審議会において、これら現状の施策を踏まえつつ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について検討を進める。〔文部科学省〕《施策番号93》

○ 言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。(後略)〔文部科学省〕《施策番号99》

(6) 適正な労働環境等の確保

② 地域での安定した就労の支援

【具体的施策】

○ 多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕《施策番号129》

- 統合戦略策定後、戦略に基づく大学改革などの取組は進展。一部の競争力ランキングにおいて順位上昇の動きも
- 一方、科学技術イノベーションを巡る国外の変化は顕著（イノベーション覇権争いの激化、異質化したデジタル化など）
- 我が国の論文の質・量については国際的地位が大幅低下、創業を通じた社会実装の力は未だ低調
- こうした状況を踏まえ、「社会実装」や「研究力基盤の強化」を中心に、統合戦略2019を策定



第6期科学技術基本計画の本格検討開始 / イノベーション司令塔機能のさらなる強化

## AI戦略2019【多言語翻訳関連部分】

### ○ 統合イノベーション戦略2019【令和元年6月21日 閣議決定】

#### 第6章 特に取組を強化すべき主要分野

(1) AI技術

② 目標達成に向けた施策・対応策

- 上記目標を達成するため、以下を含む施策、対応策を **AI戦略に沿って実施する**。【全府省庁】 (本文p.76)

### ○ AI戦略2019【令和元年6月11日 統合イノベーション戦略推進会議決定】

(別表1) 中核基盤研究開発 4-3. 人間共生型AI

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
4-3. 人間共生型AI	言葉の壁を越える、翻訳・通訳ができるAI	ストレスなく実利用可能な以下の翻訳技術を段階的に実現 ・特定場面（医療、行政手続き、日常生活や旅行、ビジネス等）で利用可能（会話レベル） ・周囲の状況や文化的背景も考慮し、 <b>話者の意図を補足しながら利用可能（議論レベル）</b> ・ <b>シビアな交渉場面でも利用可能（交渉レベル）</b>	2020年度 <b>2025年度</b> <b>2030年度</b>	【総】
	汎用多言語自動翻訳・同時通訳技術	以下の基盤技術開発と音声認識・合成を組合せ、 <b>高精度と遅延の最小化を両立する実用レベルの同時通訳の実現</b> ・対訳が無い又は少ない条件下でも少ない性能劣化で、対話、SNS、論文、新聞などあらゆる分野で日本語のみで受発信可能な汎用多言語多分野自動翻訳 ・一文を超えた情報の取り込みにより、実用可能な反応速度内で高精度化を達成する技術	<b>2025年度</b>	【総】

# 自治体向け多言語音声翻訳システムの 社会実装に向けた取り組み

多文化共生と行政サービス支援

2020年1月31日  
凸版印刷株式会社

- 0 -

**背景** 多文化共生への重要性が高まる

## 在留・就労外国人の増加

2018年の就労外国人数は約146万人で前年比14.2%増となり過去最高

就労者数が多い上位3か国

1) 中国	389,117人	構成比26.6%	(+4.5%)
2) ベトナム	316,840人	構成比21.7%	(+31.9%)
3) フィリピン	164,006人	構成比11.2%	(+11.7%)

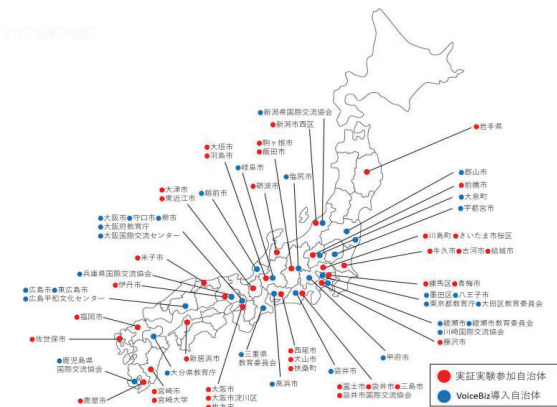
増加率が高い上位3か国

1) ベトナム	316,840人	前年比31.9%
2) インドネシア	41,586人	前年比21.7%
3) ネパール	81,561人	前年比18.0%

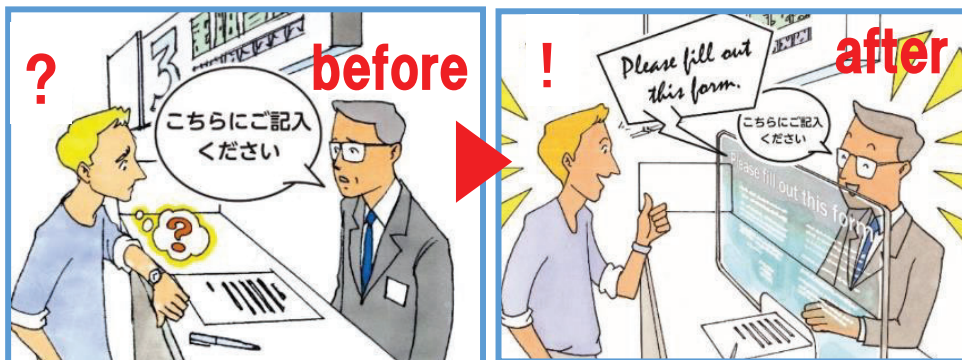
# NICT委託研究 「自治体窓口で活用する音声翻訳システムに関する研究開発」

## 国内初！ 自治体窓口向け音声翻訳システムの研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構から委託を受け、自治体窓口業務に対応した国内初の音声翻訳システムを研究開発中(2015年～2019年度の5年間)



令和元年度  
多くの自治体で実証実験中

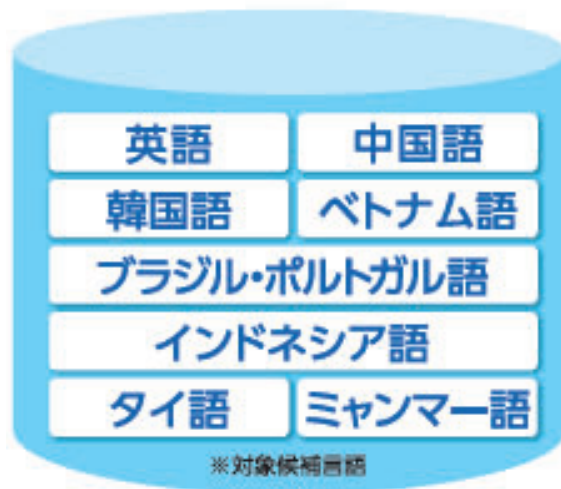
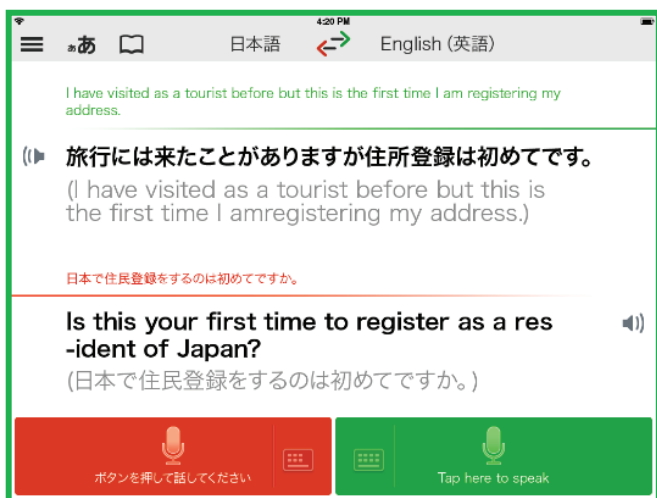


- 2 -

# NICT委託研究 「自治体窓口で活用する音声翻訳システムに関する研究開発」

自治体向け音声翻訳システムの実証実験中！

実証期間：2019年7月～2020年1月



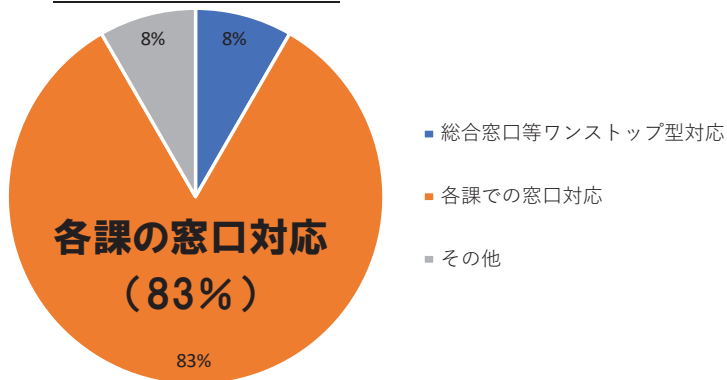
最終年度の実証実験アプリ

行政向けに対応言語拡充

住民登録、国民健康保険、年金、子育て、税金などの窓口で使用する専門用語、コーパスを拡充し、自治体窓口において高い翻訳精度を実現。

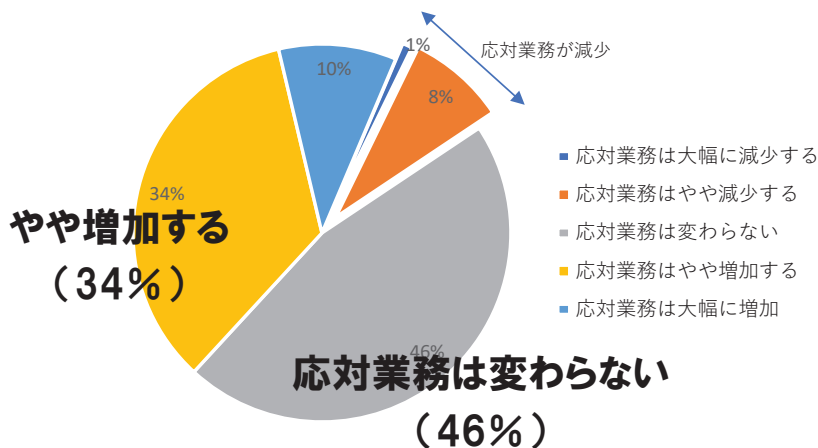
在留外国人を取り巻く自治体窓口環境

自治体アンケート調査



在留外国人の対応は？

- 各課で対応

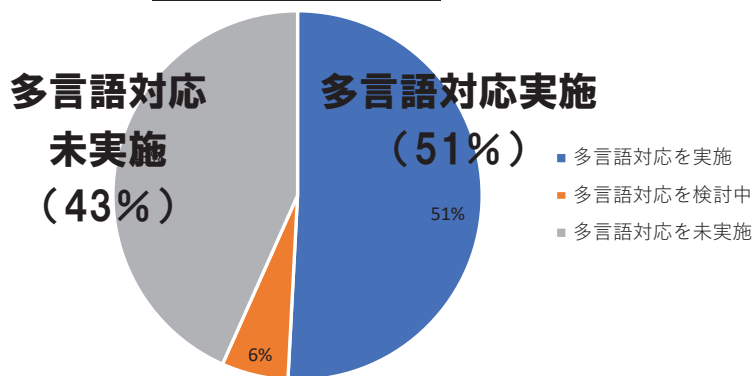


総合窓口化、個人番号等の業務効率化を図る制度導入による、在留外国人への対応業務の見通しは？

- やや増加する(34%)
  - ☞ カードの説明
  - ☞ 更新事務(継続利用等)

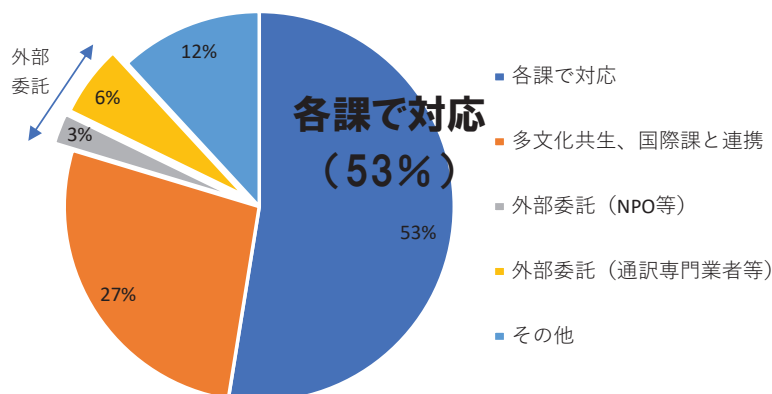
在留外国人を取り巻く自治体窓口環境

自治体アンケート調査



窓口における自治体用語の多言語対応

- 実施(51%)
- 未実施(43%)



窓口の多言語対応の担い手は？

- 各課の担当職員(53%)

☞ 自治体の一部(27%)で、多文化共生、国際課と連携。  
☞ 外部委託はわずか。

## 実証自治体インタビュー

## 新潟県 新潟市西区役所

## ■ 実証利用状況

- ・市内在住の外国人は、新潟大学の留学生が多く、4月と9月に都度130-180人来日し、転入と年金の手続をする。
- ・日本語をまったく話せない外国人も、母語で対応できるようになった点が、職員の安心感にもつながっている。

## ■ 外国人の反応

- ・翻訳システムは、留学生に好評。区役所が留学生に寄り添う姿勢が伝わる。付き添って来る教授からも高評価をもらった。
- ・留学生は20-30代なので、市販の翻訳システムを知っているため、システムが通訳することに不快感や抵抗感はない。
- ・留学生は初めて日本に来て不安な気持ちでいる。ゴミ出しや病院のかかりかたを話す不安が解消して喜んで帰って行った。

## ■ 窓口での外国人対応について

- ・お金（保険料・税金）がかかる説明をしっかりとっておかないと、後で納付書が届いたときに理解できず、滞納につながる。
- ・間違いのない説明をしないと、外国人同士のネットワークを通じて、他の外国人に間違っただけの理解が広がってしまうのを防ぎたい。

## ■ 外国人対応全般

- ・職員の制度に関する認識度（意識）が上がった。制度に関する質問をされると、流して済ませないようになった。
- ・空港から直行の外国人にとっては、日本人の第一印象になることもあるのでフレンドリーな対応でいい印象を持ってもらいたい。

## 茨城県 牛久市役所

## ■ 実証利用状況

- ・市民活動課の窓口で利用。機器はiPadミニを使用。台数は1台で、必要に応じて担当者が窓口まで持ち出して使っている。
- ・窓口で込み合うのは年末年始(12~1月)と年度終わりと初め(3~4月)。手続き内容は転入転出の手続きが多い。

## ■ 外国人の反応

- ・一番対応に苦慮する手続きの時は、大体びつたり翻訳された。
- ・1つ1つ文章を分かりやすく切って話すとまあまあ上手く行く。お客さんも上手く翻訳されていた時は手を叩いていた。
- ・「子供の割引制度の窓口はどこですか？」などという短い単発の質問だと、一発で端的に答えられ会話が成り立つ。

- 6 -

## 実証自治体インタビュー

## さいたま市 桜区役所

## ■ 実証利用状況

- ・国保の加入脱退、帳票の交付、保険のお知らせ、窓口での料金支払い、納税相談などで利用。
- ・一番多い手続きは国保への加入。支払いが終わった人には手紙が来るから返送封筒で送り返してくださいなどを伝えたりする。

## ■ 音声翻訳システムについて

- ・お客さんも確認がその場で出来る。違う翻訳結果だと、もう一回押して、明らかに別の言い方をしてくれて、通じた時は笑顔。
- ・課税内容についての説明。日本語で説明しても難しい内容。端末を使いながら説明したところ、納得。
- ・以前は英語が出来る職員と対応していたが、いないと難しかった。タブレットがあると1人でも対応できるのが凄い。

## ■ 外国人の反応

- ・インターフェイスが使いやすいので、外国の方にも、分かったという表情をされる人が増えたと思う。
- ・見せるとすぐ翻訳のシステムなのだと分かってくれる。説明することなく、相手も分かってくれ、使った後はよかったと言ってくれる。

## 滋賀県 大津市役所

## ■ 実証利用状況

- ・利用機会が多い戸籍住民課と保険年金課に置いているが、子育て課にもニーズがある事が分かったので今後貸し出しも検討。
- ・大学が草津と大津の境にあるので、留学生が多い。ばらばらに来ることもあれば、30人ほどの集団で来庁することもある。

## ■ 音声翻訳システムについて

- ・今までの翻訳機は画面表示が小さい。本システムはiPadで、はっきり画面が表示されるので、音声だけでなく目で見ても分かる。
- ・再翻訳はグーグル翻訳はないのでとてもいい。正しく訳されたか分かるから。自治体だと、間違っただけの理解が広がると大きな問題になるので。

## ■ 窓口での外国人対応について

- ・スピーディーに会話が成立する点が良い。以前の、とにかく何とかしてた時は、本当に正確に伝わったか分からない。
- ・どうしてもない時国際交流員（米国人）に通訳をお願いしているが、そういう方が本来の業務に集中できるのではと期待。

# 教育現場での音声翻訳システム活躍の可能性

協力：国立大学法人宇都宮大学国際学部 若林客員教授

- 8 -

## 教育現場での音声翻訳システム活躍の可能性

### 背景

近年の在留外国人の増加に伴い、学校教育現場は外国人児童生徒やその保護者との多言語化対応に迫られています。日本語指導や教科学習の前段階として、言語の壁を取り除くための多言語翻訳ツール活用は不可欠です。

### 1. 日本語指導が必要な児童生徒 \*1

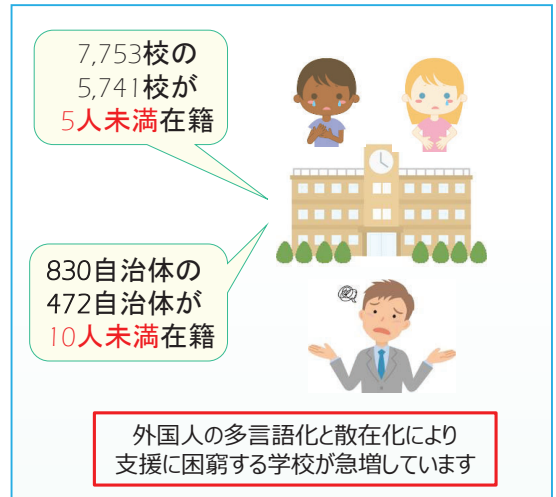
公立学校に在籍する外国籍児童生徒数 = 93,133人  
上記のうち日本語指導が必要な児童生徒  
外国籍40,485人,日本籍10,274人,計50,759人  
学校数 7,753校(外国籍) 3,654校(日本籍)

### 2. 前回調査 (H28.5月) との比較と新たな課題

前回調査 (H28.5月現在 \*2) との比較  
外国籍34,335人→40,485人 6,150人増  
日本籍 9,612人→10,274人 662人増  
学校数 (外国籍) 7,020校→7,753校 733校増  
● 2年間で700を超える学校が新たに外国人の教育に直面  
● 50,759人のうち2割以上 (1万人超) 校内で無支援状態  
● 更に未就学の子が2万人以上いると見込まれる \*3

### 3. 進む散在化 (少数分散化)

日本語指導が必要な外国籍児童生徒40,485人が在籍する7,753校のうち、5,741校 (74%) は5人未満、3,093校 (39.9%) は1人のように少人数在籍数が大半を占める。同様に在籍する830自治体を見ると、472自治体 (56.8%) は10人未満、347自治体 (41.9%) は5人未満と、自治体ごとの在籍も少ない。



新たに外国人児童生徒支援の必要に直面した学校や自治体は1~3の課題に直面します

- 1) 教員の情報とスキル不足
- 2) 通訳者や支援員等の不在
- 3) 自治体による予算化困難

教育活動の停滞を防ぐためには現場の「通じない」を解決する多言語翻訳ツールの活用が有効

\*1 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」の結果について (令和元年9月27日、文部科学省)  
\*2 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」の結果について (平成29年6月21日、文部科学省)  
\*3 外国人の子供の就学状況等調査結果 (速報) (令和元年9月27日、文部科学省)



調査

各地教育委員会の協力を得て学校現場の多言語対応の現状やニーズに関するヒアリング調査実施。外国人支援教室等が設置されている都市部の調査であり、在籍数の少ない地域はさらにニーズが高まります  
(調査地域：仙台市、伊勢崎市、太田市、川口市、八王子市、上田市、静岡市、富山市、越前市、鈴鹿市、出雲市、福岡市、佐賀市)

4. 教育現場の声

- (1) 多言語対応の現状について
  - 日本語が十分でない子や保護者は母語支援が不可欠
  - 多国籍化が進み支援のための通訳人材が見つからない
  - 翻訳ツールがあれば担任が直接伝えられる場面も多い
- (2) 翻訳ツールに期待する機能
  - 学校独自の単語や学習用語を正確に翻訳する機能
  - 文字や音声以外に視覚的な情報も提示できる機能
  - 会話だけでなく保護者と相互連絡ができるシステム
- (3) 携帯型翻訳機を利用している自治体の課題感
  - 正しく翻訳されているか確認してから伝えたい
  - 翻訳は守秘義務を伴う内容が多いので安全性が不安
  - 場当たり的な音声支援は子どもの日本語習得を遅らせる

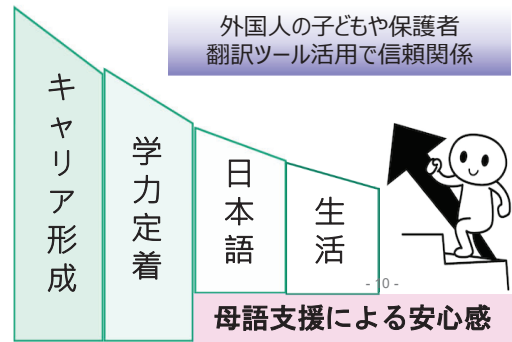


5. これからの支援の形

改正出入国管理法や日本語教育の推進法の施行に、文部科学省による不就学改善の取組も加わり、学校に在籍する外国人児童生徒はますますの増加が見込まれます。

一方、日本語や学力の定着には、初期の母語支援を通じた信頼関係を基盤に進めることが効果的です。適切な翻訳ツールの活用は教育活動を高め教員負担も軽減します。

教育現場における多言語翻訳システムの構築は、我が国の教育活動の底上げにつながると共に、散在化が進む地域、自治体の未来に向けた社会統合に寄与します。



# 第3回 多文化共生の推進に関する研究会

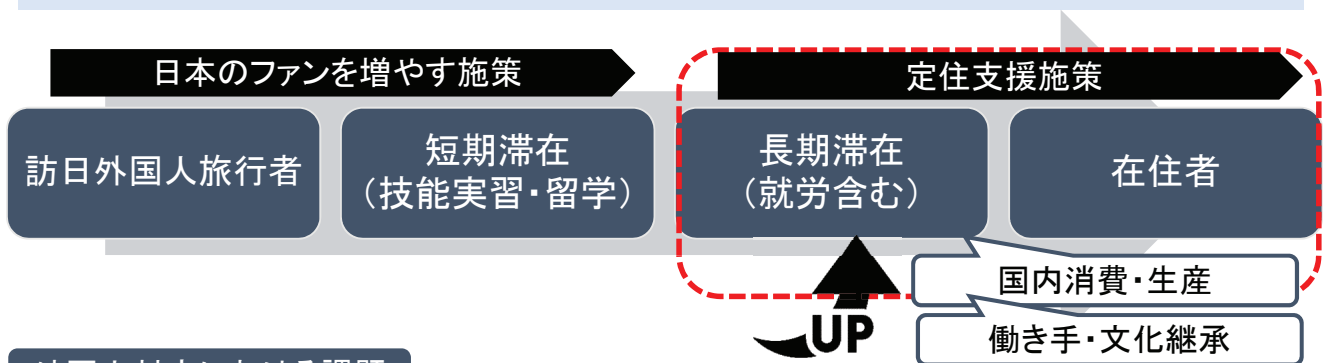
-外国人患者対応の取組と今後について-

令和2年1月31日  
株式会社ブリックス  
代表取締役社長  
吉川 健一



はじめに

# 外国人にも選ばれる自治体に



### 外国人対応における課題

- ・日本の文化・風習がわからないことによるトラブル(ゴミの分別や保険手続き等)
- 社会コミュニティに入れず育児や就学・生活の悩みを相談できない、孤立化
- 行政手続きの説明不足によるトラブル(マイナンバー・転出手続き等)
- 社会保障サービスが十分に提供されない可能性
- 大規模災害発生時に情報伝達が遅い

日本人と外国人の“言語の壁・文化の壁・心の壁”の解消がカギ

特に医療分野においては、症状の説明や医療制度が異なるためトラブルが多い



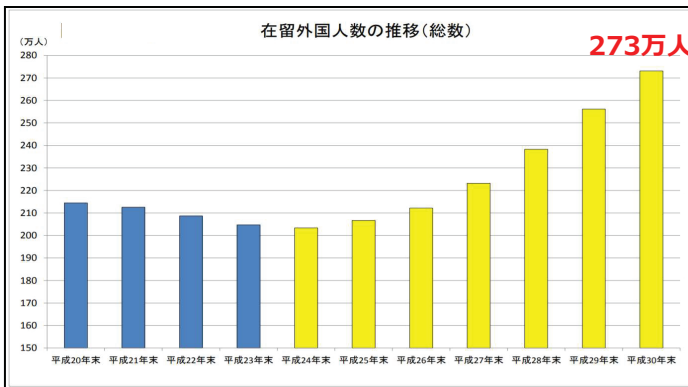
## 背景

平成31年4月から新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、在留外国人が日本各地において医療を受けることが予想されるため、「外国人材の受入れ・共生のための総合対策」(平成30年12月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)に基づき、全ての居住権において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしている。

また、我が国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の訪日外国人旅行者を目標として観光先進国の実現を目指している。訪日外国人旅行者は、2018年には3,119万人、2019年には3,188万人と著しく増加しており、今後、更なる外国人の増加が見込まれる。

このような中、健康・医療戦略推進本部のもとに設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組を進めている。

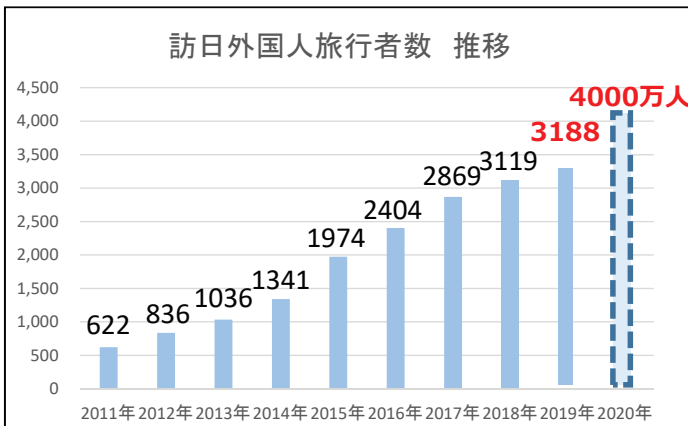
今後も、日本の医療機関を受診する外国人患者が増加すると思われる中、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけでなく、地方自治体、観光事業者、宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者の受入体制を構築する必要がある。



参照:法務省「平成30年末現在における在留外国人人数について」

## 在住外国人人数

平成30年末の在住外国人人数は、273万1,093人で、前年末に比べて**16万9,245人(6.6%)増加**となり過去最高。増加が顕著な国籍・地域としては、ベトナム33万835人(26.1%増)、ネパール8万8,913人(11.1%増)、インドネシア5万6,346人(12.7%増)となっている。



参照:日本政府観光局「訪日外客数(2019年12月および年間推計値)」

## 訪日外国人人数

2019年の訪日外国人人数は、**前年比2.2%増の3,188万2千人**で、JNTOが統計を取り始めた1964年以降、最多となり、韓国を除く19市場で過去最高を記録した。市場別では中国が959万4千人となり、全市場で初めて950万人を超えた。英国がラグビーワールドカップ2019年日本大会開催期間中の9月10月と前年同月比80%を越える伸率を示し、初めて40万人を超えた。



実対応1

# 電話通訳 3者間・予約変更



## 本日本お伝えしたいこと



## ICTの活用

- ・ 場所のカバー  
⇒ 山間地域・離島部等で通訳者が現場に行けない、時間を要する場合でも対応可能
- ・ 人材のカバー  
⇒ 稀少言語や夜間帯など現地で人員の確保が難しい場合でもサポート可能  
⇒ 実際の事例を割戻して現地人材育成も可能

## 人マターの対応

山間地域、離島などは、通訳者が現場に到着するまで時間が掛かるケースが多い

※ 人的対応の利点

現場でホスピタリティの高い対応が可能

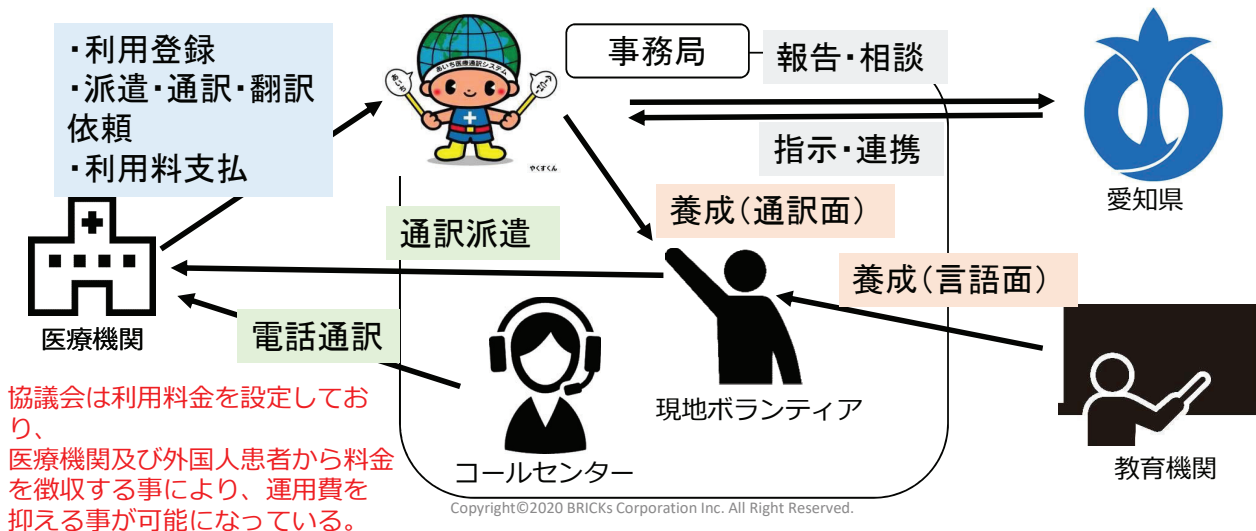
バイリンガルの人材を確保できる地域では、実践的なトレーニングで人材を育成可能



## あいち医療通訳システム協議会

加入団体：  
愛知県、(公社)愛知県医師会、(一社)愛知県病院協会、(一社)愛知県歯科医師会、(一社)愛知県薬剤師会、(公社)愛知県看護協会、愛知県立大学、名古屋外国語大学、県内市町村が参加。事務局をブリックスにて運営。

- ### 取組内容
- ①医療通訳者の派遣(事前予約)
  - ②電話通訳提供(24時間/365日)
  - ③翻訳
  - ④事務局(医療通訳者育成・コーディネート業務等)



## 特徴

# 現場の人の育成 × ICTサポート

### 通訳センター

- ・24時間365日サポート可能  
(夜間救急や遠方でもいつでも・どこでも対応が可能)
- ・観光や他分野にも精通したOPが対応



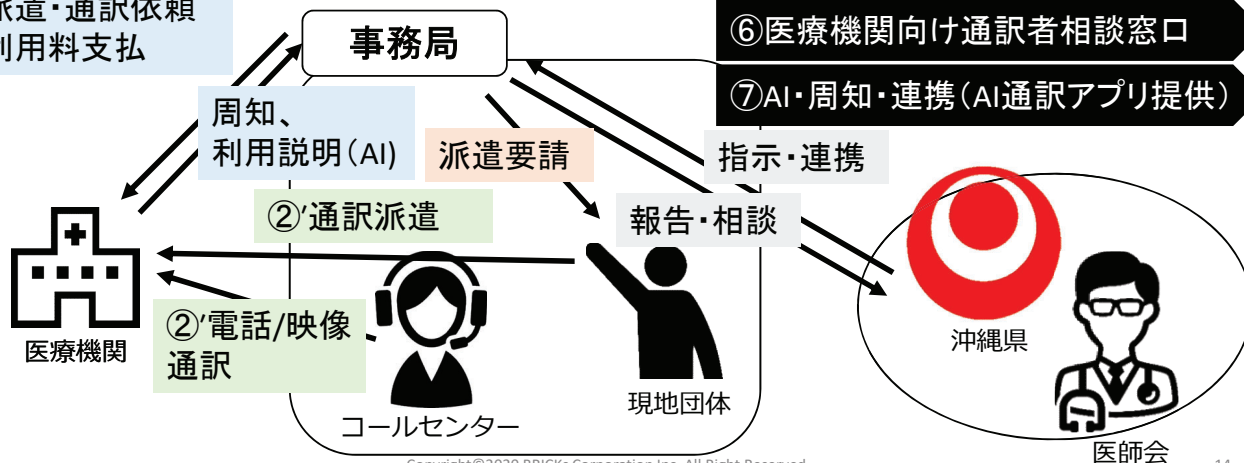
### 現地ボランティア

- ・現場でホスピタリティの高い対応が可能
- ・通訳センター事例を元に養成(実践的なトレーニングで現場の人材を養成可能)

## Be. Okinawaインバウンド医療通訳

沖縄県が主体となり、県内の医療機関へ電話医療通訳を提供。救急指定病院には、映像通訳を提供。  
医療通訳者派遣、医療機関相談窓口、外国人観光客向け相談窓口なども対応。

- ・利用登録
- ・派遣・通訳依頼
- ・利用料支払



### 取組内容

- ①映像医療通訳提供
- ②電話通訳提供(24時間/365日)
- ③翻訳
- ④医療機関向け対応相談窓口
- ⑤外国人観光客向け相談窓口
- ⑥医療機関向け通訳者相談窓口
- ⑦AI・周知・連携(AI通訳アプリ提供)

Copyright©2020 BRICKS Corporation Inc. All Right Reserved.

14

## 特徴

# 遠方地(離島部)もスピード対応

### 通訳センター

- ・24時間365日サポート可能  
(夜間救急や遠方でもいつでも・どこでも対応が可能)
- ・観光や他分野にも精通したOPが対応



### タブレット(通訳アプリ)

- ・機械翻訳と映像通訳がワンタッチで接続可能
- ・映像も可能な為、離島など現場派遣が難しい場合に現場対応に近い対応が可能

Copyright©2020 BRICKS Corporation Inc. All Right Reserved.

15





## 費用感-医療受入体制構築

### 外国人の医療受入体制構築

#### 【地域に合った受入体制を構築】

- ①地域の在住外国人分布
- ②対応言語
- ③対応時間

#### 【費用負担の考え】

- ①地方行政が一旦負担  
受益者負担により、利用者から徴収する事が望ましい
- ②ただし、地域のメリットが見えない、または参加者が少ない、理解してもらえない場合  
一時的に公金で運用する必要がある

#### 【対応手法】

地域性により対応手法が違う  
通訳者採用が可能であれば人的通訳  
難しければ、電話医療通訳、映像医療通訳の活用等、  
簡単な内容はAI



Copyright©2020 BRICKS Corporation Inc. All Right Reserved.

18

## 参考：一般社団法人 通訳品質評議会



### 【活動目的】

日本のグローバル化を担い、日本経済の活性化に貢献するため、

#### 通訳の研究

通訳品質の標準化と向上 を通じ、

#### 通訳産業の発展

通訳に関する正しい情報を発信

通訳者の品質を評価

通訳者の地位向上 に寄与することを目的としています。

### 【活動事業】

- ・一般通訳検定  
(Test of Universal Interpreting : TOUI)
- ・通訳養成講座
- ・情報交換セミナー
- ・通訳者向け保険サービス
- ・通訳コンテスト
- ・通訳品質向上委員会(AI / ISO)

### 会員企業(理事・監事企業)

株式会社ブリックス、株式会社コングレ、ランゲージワン株式会社、株式会社Nスピーク  
ピー・ジェイ・エル株式会社、CSエージェント

その他会員に通訳者(個人)、エージェントも参加いただいております。

### 通訳向け保険サービスについて

通訳業務対応時に発生した人的・物的損害の他、通訳の誤訳における保障サービスを提供  
※業界初

※保険付帯には条件があります(一般通訳検定の合格および、評議会の会員であること)

# 日本語教育の推進



第4回多文化共生の推進に関する研究会

## 文化庁における日本語教育施策について

文化庁国語課  
日本語教育専門官 津田 保行

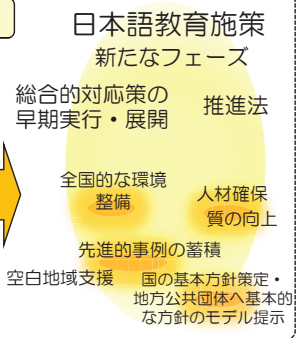


## 現状

- 【データ】
- 在留外国人数  
平成2年約108万人→令和元年約283万人(令和元年6月現在)
  - 日本語学習者数  
平成2年約6万人→平成30年約26万人(平成30年11月現在)
  - 日本語教室が開催されていない自治体に居住している外国人約45万人(平成29年現在)
  - 法務省告示日本語教育機関数  
平成2年末384機関→令和2年803機関(令和2年2月現在)

## 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月)

- ①一定水準の日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指した、**地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組支援**(施策番号80)
  - ②日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で**多言語に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等の実施**(施策番号81)
  - ③「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」を参考にした**日本語教育の標準や日本語能力の判定基準の検討・作成**(施策番号85)
  - ④**日本語教師の資質・能力を証明する資格制度の検討**(施策番号86)
- 日本語教育の推進に関する法律の公布・施行(令和元年6月28日)

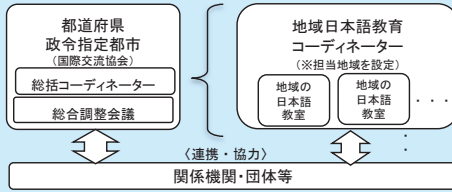


## (1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

- ①地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進(施策番号80)  
令和2年度予算額(案)497百万円(前年度予算額497百万円)  
都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。



(地域の日本語教室の例)



- ②日本語教室空白地域解消の推進等(施策番号81)  
令和2年度予算額(案)147百万円(前年度予算額140百万円)

- インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発等を実施。  
→令和2年度は4言語を開発する。
- R1に6言語(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語)、R2に4言語(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)、R3に4言語(タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語)を開発予定(外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について)

- ③日本語教育の先進的取組に対する支援等(施策番号80)  
令和2年度予算額(案)90百万円(前年度予算額90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

## (2) 日本語教育の質の向上等

- ①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用(施策番号86)  
令和2年度予算額(案)198百万円(前年度予算額63百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。
- ・日本語教師養成カリキュラム
- ・現職者研修カリキュラム
- 日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外日本語教師(中堅)
- 日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター、主任教員
- 学習支援者(いわゆるボランティア)

- ②日本語教育のための基盤的取組の充実(施策番号87)  
令和2年度予算額(案)600百万円(前年度予算額600百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等を開催する。

- ③日本語教育に関する調査及び研究(施策番号85)  
令和2年度予算額(案)170百万円(前年度予算額800百万円)

- 日本語教育の標準等に関する調査研究
- 日本語教育の標準の一次報告案(令和元年度末とりまとめ予定)と既存の日本語能力に係る試験との関連付けを行うための調査研究等を行う。

## 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要 (1/2)

### 目的(第一条関係)

- (背景)日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
  - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

- (目的)多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

### 定義(第二条関係)

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

### 基本理念(第三条関係)

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

### 国の責務等(第四条-第九条関係)

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務
- ・連携の強化
- ・法制上、財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

### 基本方針等(第十条・第十一条関係)

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
  - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
  - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
  - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年6月28日公布・施行）



地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

（前年度予算 497百万円  
令和2年度予算額(案) 497百万円

【目的】新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる増加が見込まれる。外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられようになり、外国人を日本社会の一員として受け入れていくため、都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会を確保し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す

【補助事業者】 ①都道府県、②政令指定都市、③総務省認定の地域国際化協会、④左記③に準ずる団体 【補助率】2分の1（予算の範囲内）

プログラムA

(1) 地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

(2) 地域日本語教育の総合的な推進計画の策定

上記実態調査の結果を踏まえ、地域の日本語教育実施の具体的な推進計画を策定



（地域の日本語教室の実施例）

プログラムB

(1) 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくりの推進

- ・総括コーディネーターの配置（域内全体の計画策定や関係機関・団体との連絡調整、各地域への指導助言等）
- ・総合調整会議の設置（関係団体や有識者が構成員。地域や外国人の実態を踏まえた日本語教育推進施策の協議）
- ・地域日本語教育コーディネーターの配置
- ・地域の日本語教育人材（日本語教師、日本語学習支援者等）の育成

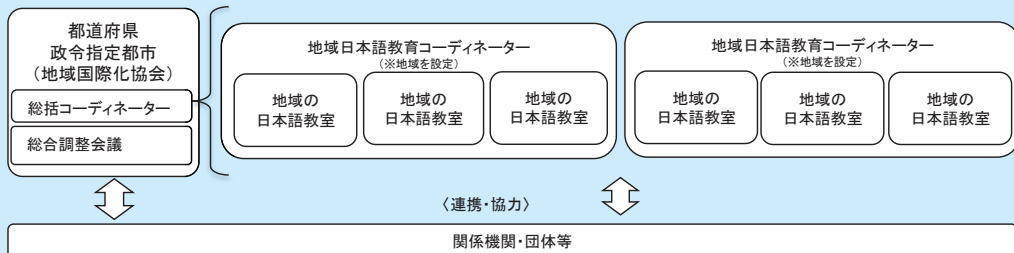
(2) 地域日本語教育の実施

市町村、地域国際化協会、企業、大学、日本語学校、NPO、夜間中等等の関係機関と連携して実施する日本語教育

(3) 地域との交流を通じて日本の習慣や生活を理解するための取組

（地域行事への参加等）

(4) 地域日本語教育の重要性を周知する広報活動（住民向けセミナー等）等



地域日本語教育の意義

地域日本語教育は、外国人が日本語能力を向上する場のみならず、①外国人が地域とつながり、地域活動に参加するきっかけとなる場、②地域住民（外国人・日本人）同士が共にコミュニケーションの仕方や、お互いの文化・習慣を学び合い、相互理解の場となるなど、多面的な機能を持つ

→ 地域日本語教育は、すべての人が暮らしやすい社会の形成、多文化共生や地域の活性化の推進に寄与する機能も有する

# 地域日本語教育の総合的な体制づくり事業 の支援メニュー

## プログラムA

- ① 有識者会議の設置
- ② 地域の実態調査
- ③ 地域日本語教育総合的な推進計画策定又は改定
- ④ 調査結果・推進計画の説明会
- ⑤ 調査・推進計画策定コーディネーターの配置
- ⑥ その他関連する項目

## プログラムB

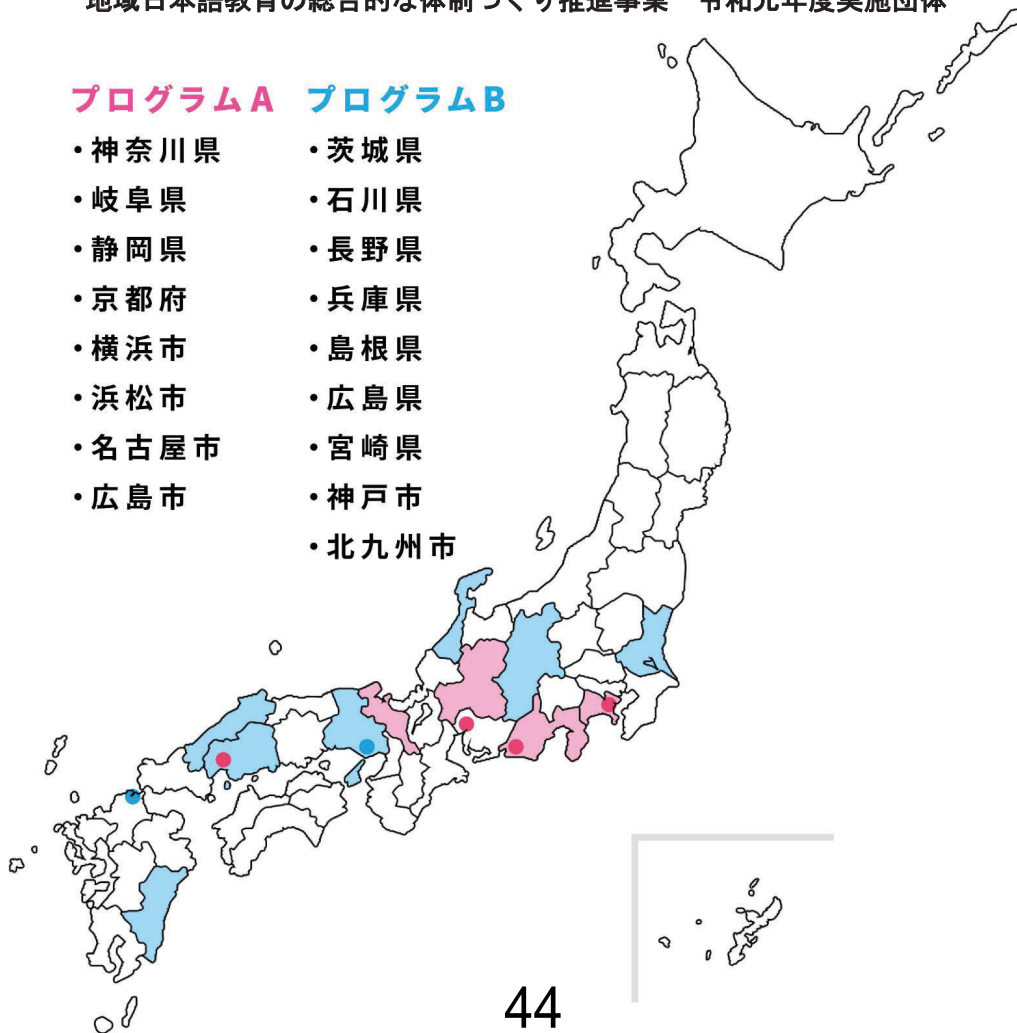
- ① 総合調整会議の設置
- ② 総括コーディネーターの配置
- ③ 地域日本語教育コーディネーターの配置
- ④ 域内の連携の取組
- ⑤ 日本語教育人材に対する研修
- ⑥ 地域における日本語教育の在り方検討
- ⑦ 地域日本語教育の実施
- ⑧ 地域日本語教育の効果を高めるための取組
- ⑨ 地域日本語教育に付随して行われる取組
- ⑩ 日本語教育に関する広報活動
- ⑪ ICTを活用した教育・支援
- ⑫ 教材作成
- ⑬ 成果の普及
- ⑭ その他関連する項目

5

### 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 令和元年度実施団体

#### プログラムA プログラムB

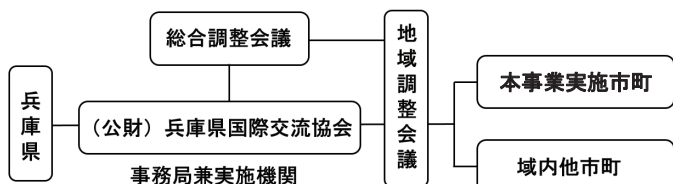
- |       |       |
|-------|-------|
| ・神奈川県 | ・茨城県  |
| ・岐阜県  | ・石川県  |
| ・静岡県  | ・長野県  |
| ・京都府  | ・兵庫県  |
| ・横浜市  | ・島根県  |
| ・浜松市  | ・広島県  |
| ・名古屋市 | ・宮崎県  |
| ・広島市  | ・神戸市  |
|       | ・北九州市 |



# 事例1：兵庫県

## (1)実施体制

- ① 総括コーディネーター(2名)の配置
- ② 地域日本語教育コーディネーター  
(2名:丹波地域・北播磨地域)の配置
- ③ 総合調整会議の設置



※令和元年度  
丹波地域・北播磨地域の実施(①②)

## (2)事業内容

- ① 日本語教師による日本語教室の開設
- ② 上記教室と既存教室との連携
- ③ 教材等の改良・開発・共有
- ④ 日本語教育におけるICTの活用
- ⑤ 日本語教育人材の育成
  - ・地域日本語教育コーディネーター研修
  - ・「生活者としての外国人」に対する日本語教師対象研修
  - ・日本語学習支援者対象研修
- ⑥ シンポジウム開催
- ⑦ 日本語スピーチ大会開催

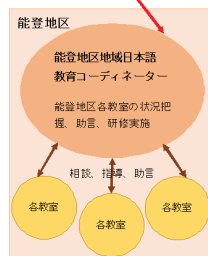
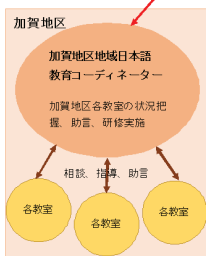
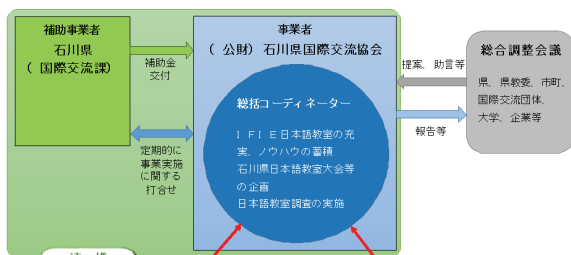


独自開発教材

# 事例2：石川県

## (1)実施体制

- ① 総括コーディネーター(1名:金沢地域)の配置
- ② 地域日本語教育コーディネーター  
(2名:加賀地域・能登地域)の配置
- ③ 総合調整会議の設置



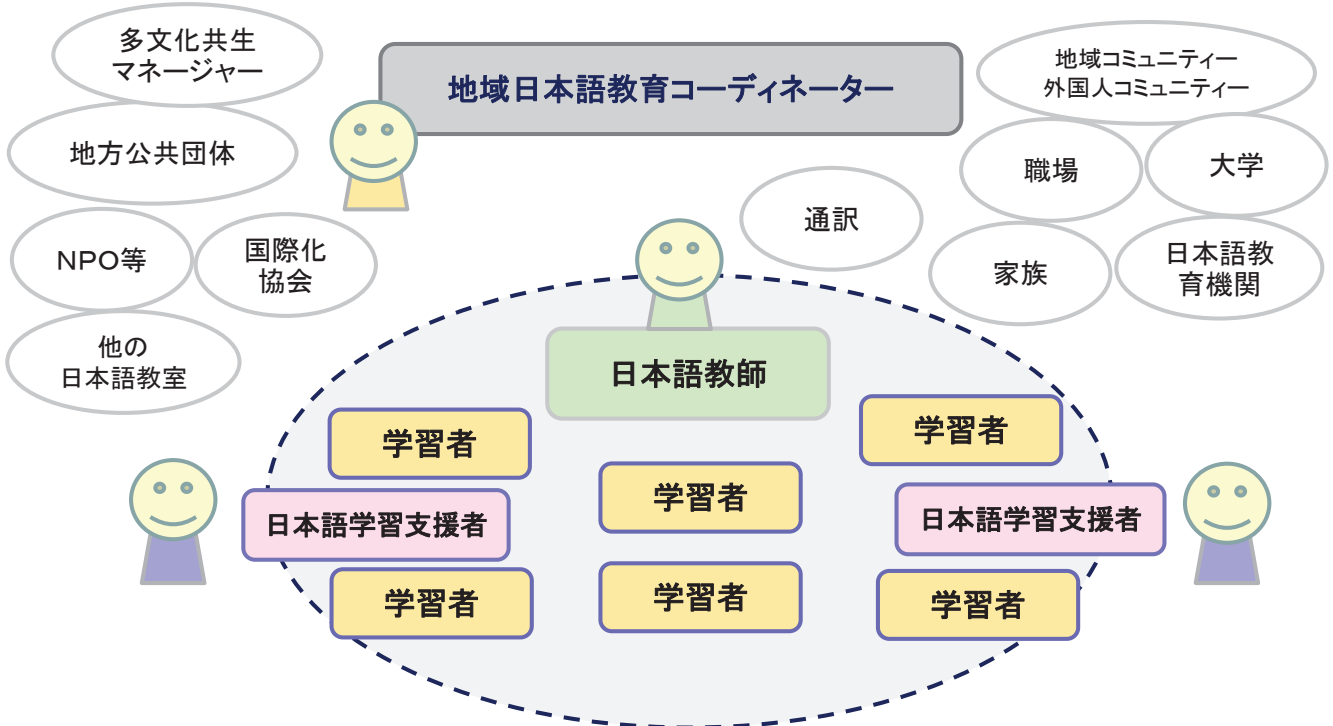
## (2)事業内容

- ① 日本語教室の訪問・聞き取り(全地域)
- ② 子ども向け日本語教室開始(金沢地域)
- ③ 地域日本語教育教室関係者の会議実施
- ④ 既存の日本語教室のカリキュラム見直し
- ⑤ 日本語教育サポーター養成講座開催
- ⑥ 「石川県日本語教育大会」開催
- ⑦ 日本語スピーチ大会開催



# 「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例

出典:「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月,文化審議会国語分科会)



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティ等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

地域住民が日本語学習支援者として日本語教室の活動に参加することは、日本語教育に関わることを通じて、多様な言語・文化に対する理解が深まることにつながる



## 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

(前年度予算額 140百万円)

令和2年度予算額(案) 147百万円

### 趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約45万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日関係閣僚会議決定) ●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について(令和元年6月18日関係閣僚会議決定) ●経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) ●成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)

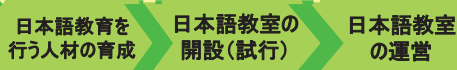
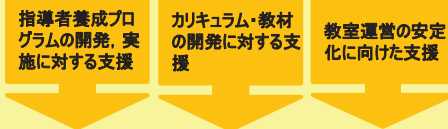
### 事業概要

#### 地域日本語教育スタートアッププログラム

(前年度予算額 36.7百万円)  
令和2年度予算額(案) 36.7百万円  
《令和元年度採択実績》  
・件数: 19件・対象: 地方公共団体等

#### アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整



#### 地方公共団体による取組

アドバイザーへの謝金・旅費等(約200万円/件)を委託管理団体を通じて支払

#### 空白地域解消推進協議会

(前年度予算額 2.7百万円)  
令和2年度予算額(案) 2.7百万円

#### 【対象】

- 地方公共団体
- 国際交流協会担当者等(定員45名)

空白地域解消の実践事例紹介

地域資源活用連携方法等協議



#### 日本語学習教材の開発・活用

(前年度予算額 100.6百万円)  
令和2年度予算額(案) 107.2百万円

#### 日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発

前年度に開発した6言語に加え、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語の4言語を開発・提供



#### 期待される効果

- 地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する
- 近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる
- 地域住民(日本人・外国人)の地域社会への参画が増える
- 地域住民が活躍、外国人の受入れが円滑になる
- 地域が活性化する



# 地域日本語教育スタートアッププログラムの活用地域

国内の空白地域の数

全19団体(過去活用団体を含めると25団体)

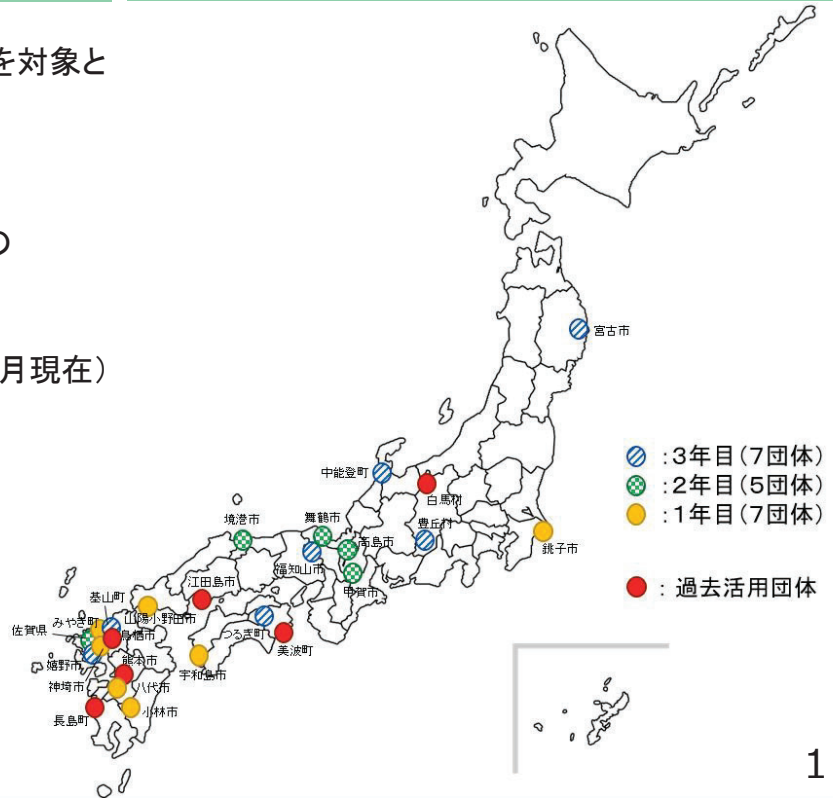
空白地域(域内に「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室がない市区町村)

1,090(全市区町村のうち 57.49%)

うち、外国人比率が全国平均2.14%以上の

市区町村は116

(数値等は全て平成31年1月現在)



## インターネット等を活用した日本語学習教材 (ICT教材)

### ●概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語教室に通えない外国人が独学で生活に必要な日本語能力を習得できる日本語学習コンテンツを開発、公開

### ●内容

生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等

### ●対応言語

令和元年度：6言語開発

(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

令和2年度：4言語開発、ICT教材の活用方法等のセミナー開催

(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)

※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に合わせ、全14言語を目標に開発予定

4月中旬  
ウェブで公開予定



# 教育機会の確保

## 外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和2年8月

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

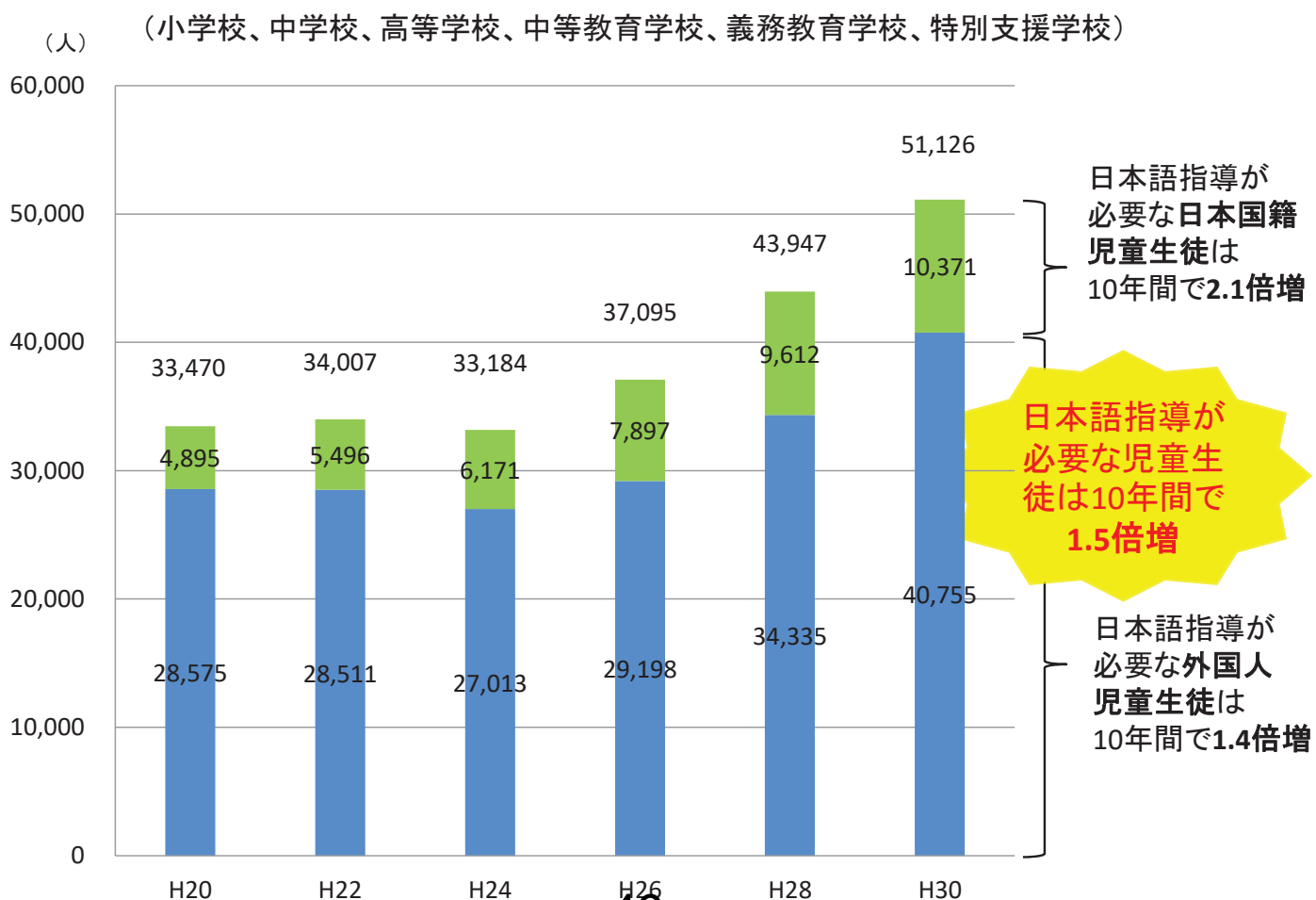


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 外国人児童生徒教育の現状

## 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



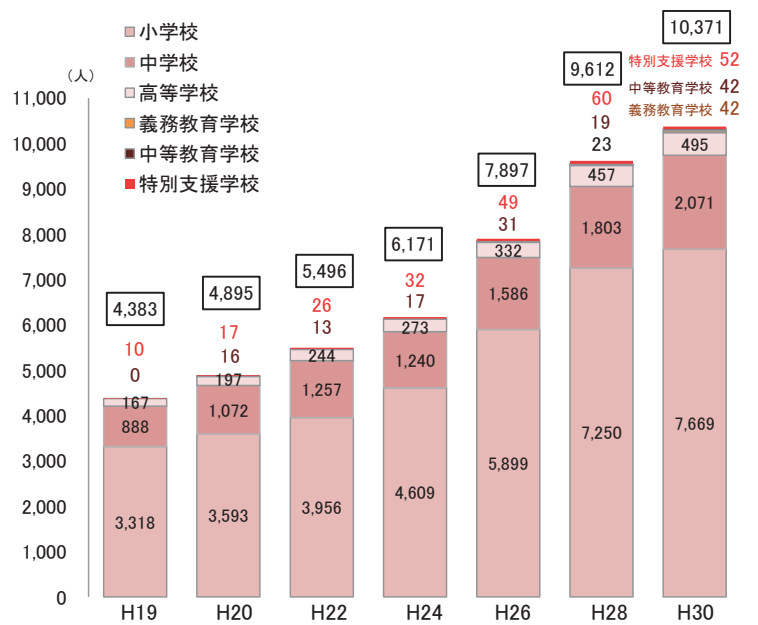
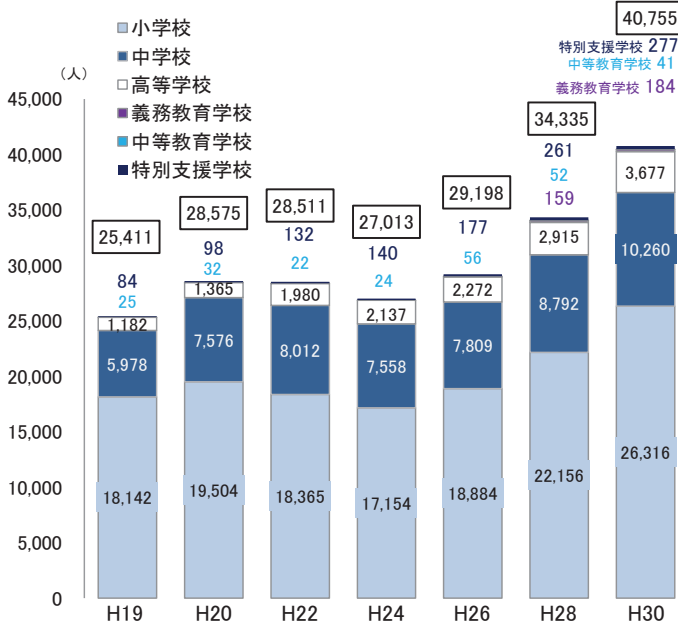
# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で**40,755人(18.7%増)**であり、前回調査より6,420人増加し、日本国籍の者は**10,371人(7.9%増)**であり、前回調査より759人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は93,133人(16.2%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**43.8%**となっている。

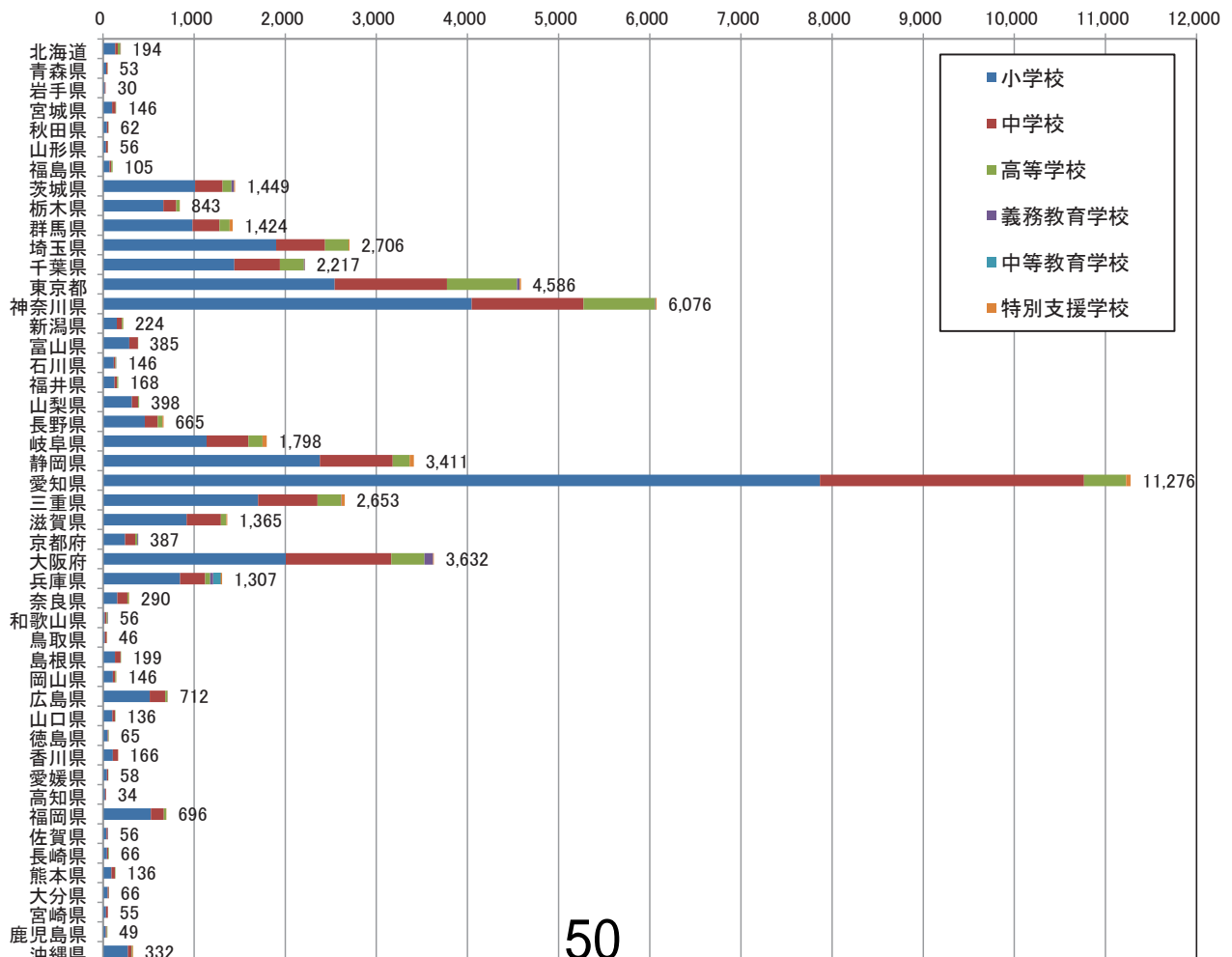
■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



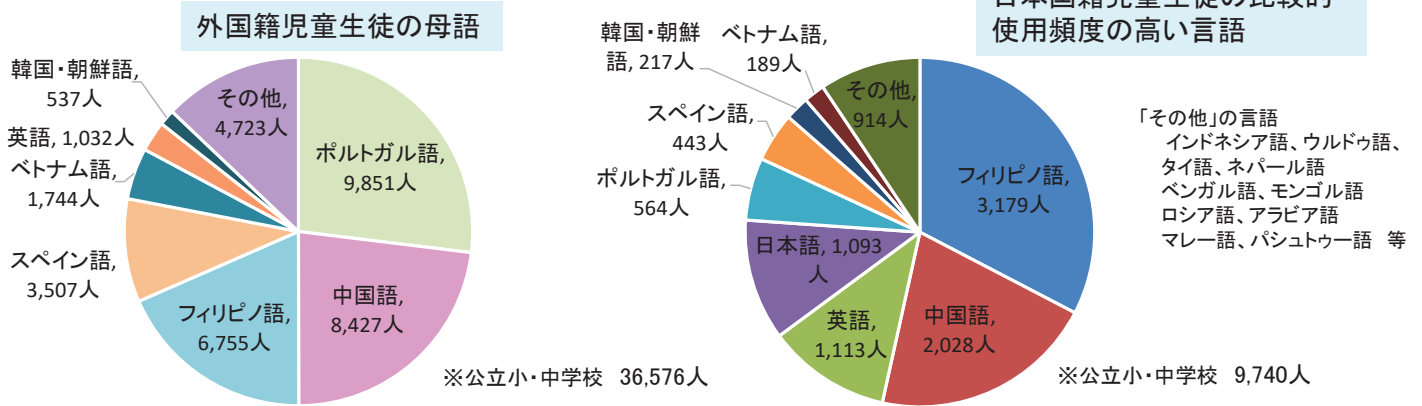
## 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別) ※日本国籍・外国籍合計

(児童・生徒数:人)



# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

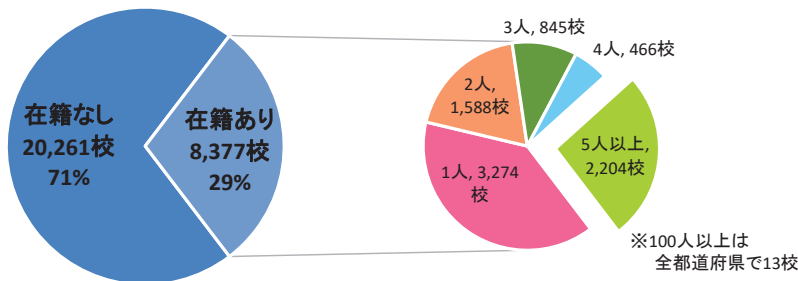
## ① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している



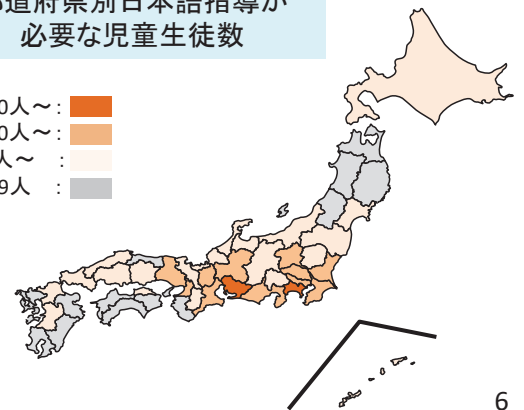
## ② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数  
(公立小・中学校 28,638校)

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



5,000人～ :  
1,000人～ :  
100人～ :  
～99人 :



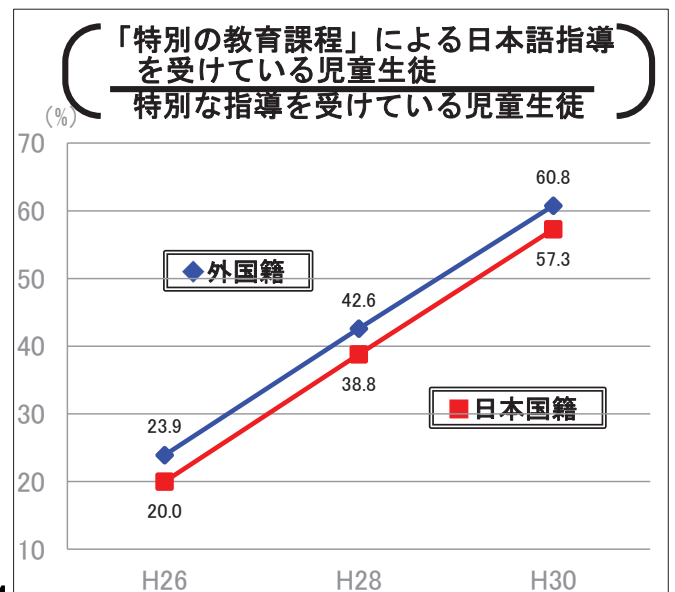
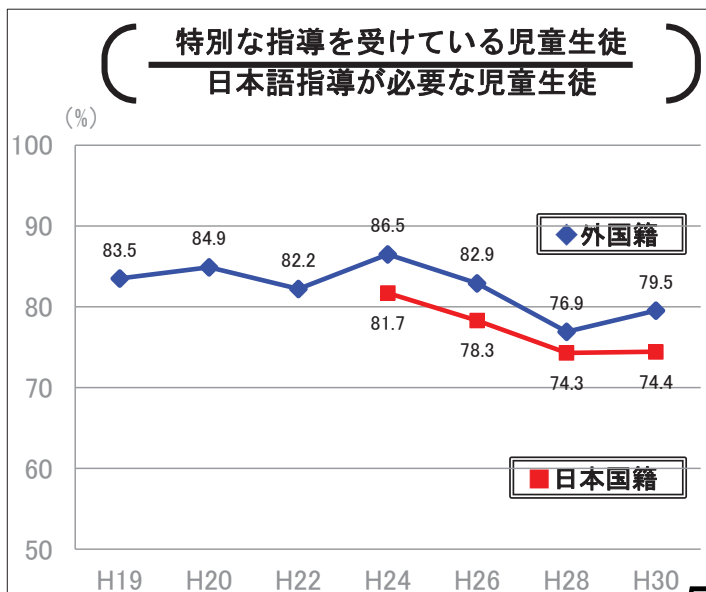
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導(教科の補習等)を受けている割合は、外国籍の者で**79.5% (2.6%増)**、日本国籍の者で**74.4% (0.1%増)**となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(\*)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ**60.8% (18.2%増)**、**57.3% (18.5%増)**となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

# 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】  
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

## 1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)  
または、日本語指導担当教員+指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

## 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

## 3. 支援体制

国の施策

【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等  
・課外での指導・支援 等

8

## 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

### 趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

### 概 要

#### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・障害に応じた特別の指導(通級による指導)のための基礎定数の新設 (児童生徒13人に1人)
- ・日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設 (児童生徒18人に1人)
- ・初任者研修のための基礎定数の新設 (初任者6人に1人)

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- ・少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- ・教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

#### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

#### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等 (学校教育法等の一部改正)
- ・学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備(社会教育法の一部改正)

### 施行期日

平成29年4月1日

# 外国人児童生徒等教育に関する施策の充実

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

（令和2年7月14日現在）  
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。  
→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

### 1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
  - 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映
- (2) 啓発活動等の実施
  - 全ての人々が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

### 2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

- (1) 特定技能外国人のマッチング支援策等
  - 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
  - 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）
- (2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
  - 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
  - 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
  - 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
  - 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
  - ODAにより実施している開発途上国の技能人材・ビジネス人材の育成等の支援
- (3) 質実な仲介事業者等の排除
  - ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化
- (4) 海外における日本語教育基盤の充実等
  - 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
  - 国際協力機構（JICA）による「日系四世の要なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

### 3 生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域づくり
  - > 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
  - 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
  - 「外国人在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
  - やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
  - 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
  - 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
  - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底
  - > 地域における多文化共生の取組の促進・支援
    - 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
    - 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携
- (2) 生活サービス環境の改善等
  - > 災害発生時の情報発信・支援等の充実
  - 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進
  - > 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実
  - 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充

- > 住宅確保のための環境整備・支援
  - 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成
  - > 金融・通信サービスの利便性の向上
    - 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- (3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの充実）
  - 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の促進等）
  - 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
  - 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
  - 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
  - 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施
- (4) 外国人の子供に係る対策
  - 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極的広報の実施
  - 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
  - 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
  - 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を旨とした取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
  - 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢適において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）
- (5) 留学生の就職等の支援
  - 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
  - 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成
  - 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化
- (6) 適正な労働環境等の確保
  - 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
  - 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化
- (7) 社会保険への加入促進等
  - 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
  - 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

### 4 新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
  - 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
  - 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
  - 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
  - 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討
- (2) 在留管理基盤の強化
  - 日本語能力試験（J L P T）等の証明書の偽造対策の強化による適切な在留審査の実施
- (3) 留学生の在籍管理の徹底
  - 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- (4) 技能実習制度の更なる適正化
  - 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
  - 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施
- (5) 不法滞在者等への対策強化
  - 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

<p><b>【指導・支援体制整備】 712百万円(490百万円)</b></p> <p><b>帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業</b></p> <p>各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する支援。</p> <p><b>&lt;支援メニュー&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導補助者、母語支援員の派遣</li> <li>・ICTを活用した教育・支援</li> <li>・高校生等に対する包括的な教育・支援 等</li> </ul> <p>補助対象： 都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3</p> <hr/> <p><b>定住外国人の子供の就学促進事業</b></p> <p>就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援。</p> <p><b>&lt;支援メニュー&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導、教科指導、母語指導</li> <li>・就学状況・進学状況に関する調査</li> <li>・日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等</li> </ul> <p>補助対象： 都道府県・市区町村等 補助率：1/3</p>	<p><b>【教員の指導力向上】</b></p> <p><b>日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業【拡充】</b></p> <p>17百万円(0.7百万円)</p> <p>教員等の資質・能力の向上を図るため、オンライン研修講座用の動画コンテンツや、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等向けの動画コンテンツを作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①新しい研修講座についての検討委員会の開催</li> <li>②ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化</li> <li>③教員研修用動画コンテンツの作成(5本)</li> <li>④外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成(多言語)</li> </ol>	<p><b>【集住・散在地域に係る調査研究】</b></p> <p><b>多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究【新規】</b></p> <p>36百万円(新規)</p> <p>外国人児童生徒等の一定地域への集住化、各地域への散在化、それぞれにおける課題を解決するため、先進的なプログラムの開発を行い、全国への普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員養成課程を置く大学へ委託(4か所)</li> <li>集住地域(小学校・中学校)</li> <li>散在地域(小学校・中学校)</li> </ul>
---	--	--

**外国人児童生徒等教育に係る研究協議会** 1百万円(1百万円)

外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築する。

12

## 外国人児童生徒等に対する指導・支援体制の整備

### 現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は**増加傾向(10年間で1.5倍)**が続いており、**使用言語の多様化が進む**とともに、**集住化・散在化の両方の傾向がみられる**ようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、**特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.5%**。特別な指導を受けている児童生徒のうち、「**特別な教育課程**」による指導を受けている児童生徒は、**60.1%**である。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、**日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図る**とともに、**ICTの活用など指導・支援体制の工夫を図る**ことにより、効率的に指導・支援を行うことが必要不可欠。

**◆帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業**

補助対象： 都道府県・指定都市・中核市

補助率： 1/3

**【校内の支援・指導体制の構築】**

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

**◆定住外国人の子供の就学促進事業**

補助対象： 都道府県・市区町村等

補助率： 1/3

**【校外での就学支援の推進】**

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

■自治体を実施する外国人児童生徒等の教育に関する取組を支援することにより、各地域の実情に応じた指導・支援体制の構築を促進する。



教員の養成・研修に資する「モデルプログラム」の開発(2017~19年度)を踏まえ、その成果を活用しつつ、外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力の向上を図ることにより、全国的な支援体制の充実を図る。

### 1. 研修講座検討委員会の開催 4,891千円(新規)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等教育を担う教員のためのオンライン研修講座開発に向けた検討委員会を開催。

(検討内容: 講座内容(導入編、指導編、履修証明プログラムとして提供できる教育内容等)、文科省開発「モデルプログラム」の活用等)



### 2. ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化 700千円(700千円)

先進地域で作成された教材や翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する資料を集約したポータルサイト「かすたねっと」の機能強化を図る。

#### 「かすたねっと」の機能強化



### 3. 研修用動画コンテンツの作成 9,000千円(新規)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力の向上を図るため、教育委員会が実施する研修での活用や個人でも受講することができる動画コンテンツを作成し、「かすたねっと」で提供。



### 4. 外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成 2,144千円(新規)

来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について、理解を深めてもらうための動画コンテンツを作成し、「かすたねっと」で提供。

※言語: ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語 等



「かすたねっと」の機能強化を行い、教員の資質・能力の向上を図ることにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍するすべての学校において、支援体制の確立・充実が図られる。

14

## 多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究

外国人児童生徒等の在籍状況を見ると、一定地域に集住しているケースが多い一方、各地域に散在する傾向もみられる。こうした状況を踏まえ、共生社会の実現に向け、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。

教員養成課程を置く大学に対し、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための先進的なプログラムの開発を委託。

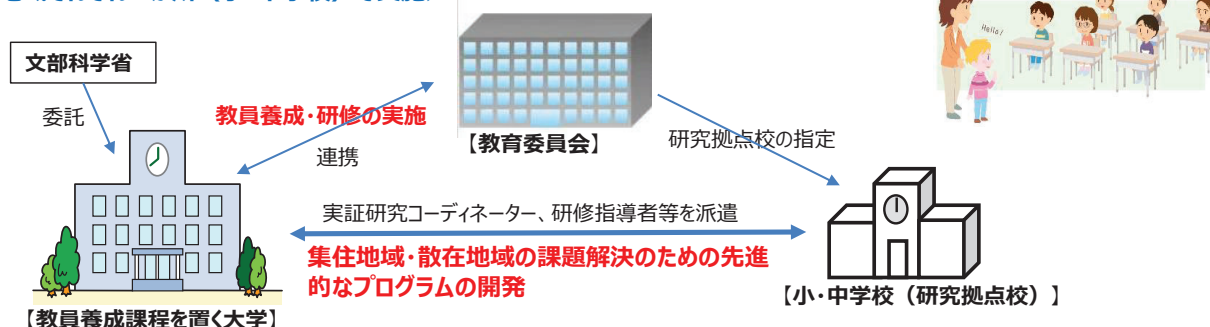
### <集住地域>

日本人児童生徒を含む**全ての児童生徒が基礎的な学力を身に付け、多様な文化背景を理解しながら共に学ぶ授業の在り方について先進的なモデルを開発。**

### <散在地域>

外国人児童生徒スーパーバイザー(仮称)が遠隔での教員研修や相談等を通じて、**地域における拠点校設置等や、日本語指導体制の構築を支援。**

#### <集住地域・散在地域それぞれ2か所(小・中学校)で実施>



研究の成果を全国に普及することにより、集住地域・散在地域において、共生社会に向けた、外国人児童生徒等への適切な教育の機会が確保される。

# かすたねっと～外国につながる児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト～

様々な言語で作成された学校・自治体からのお知らせや教材を「かすたねっと」からダウンロードできます。ぜひご活用ください



サイトトップ このサイトについて 利用規約



「かすたねっと」は外国につながる児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



科目別・カテゴリー別・言語別などで検索できます。

URL: <https://casta-net.mext.go.jp/>



16

## 「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

### 「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

### 改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
  - ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
  - ・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
  - ・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
  - ・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
  - ・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

56 他



なお、「外国人児童生徒受入れの手引き」は、明石書店より発売されております。

# 就学・進学機会の確保・その後の継続的な支援

18

## 外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

### 【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

# 外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

調査基準日：原則として令和元年5月1日

## (1) 就学状況の把握状況

- I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人)
- II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)
- III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ※3 ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育諸学校	②外国人学校等					
小学生相当計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

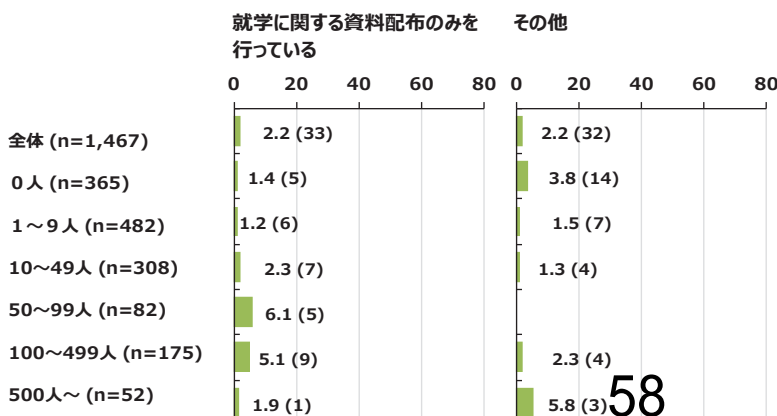
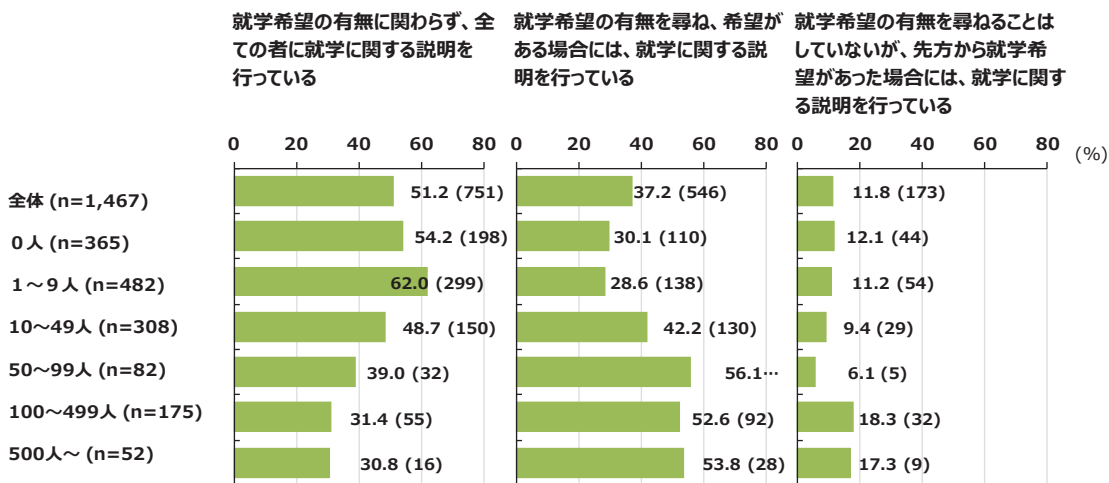
※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍しているが、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

20

## (2) 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況

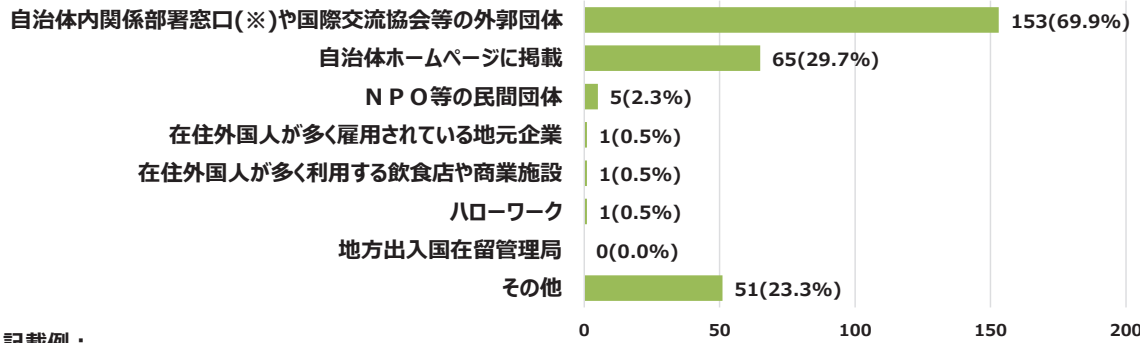
※ 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況



※ 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。「不明・無回答」の3地方公共団体を除く(全体(n=1,467)には含む。)  
※ ( ) は回答地方公共団体数。

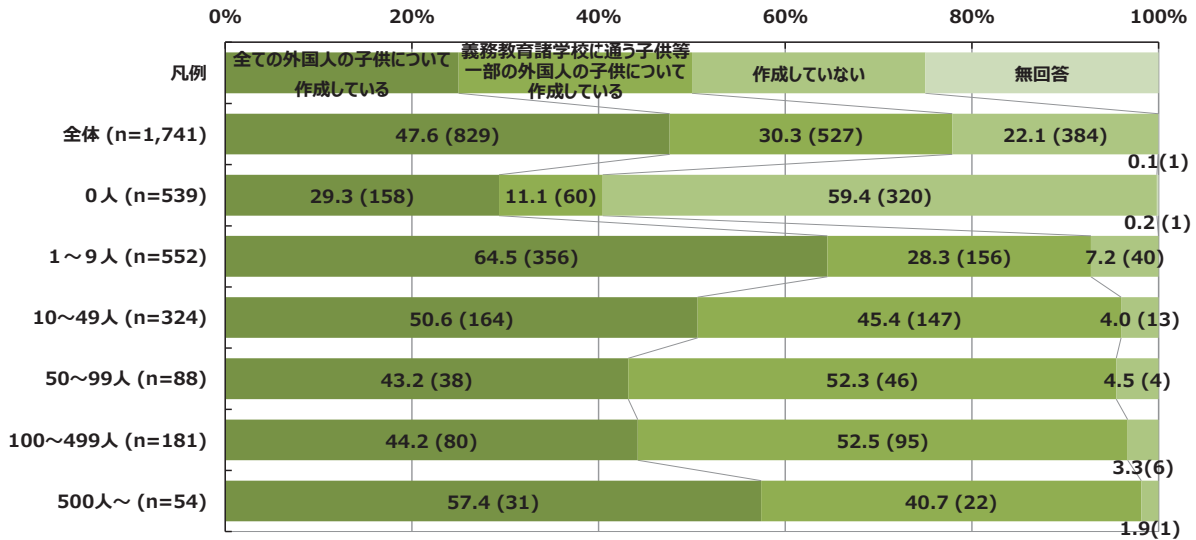
(3) 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

n=219



「その他」記載例：  
学校／教育委員会／保育園・幼稚園／外国人向け説明会等の機会に保護者に配布 等

(4) 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成状況



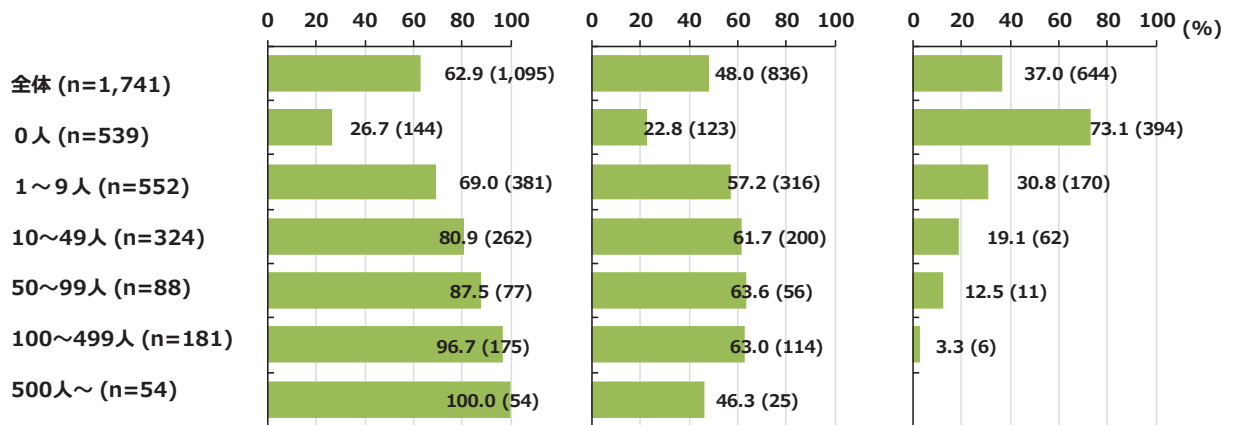
22

(5) 就学案内の送付状況

小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している

中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している

送付していない (単独選択)



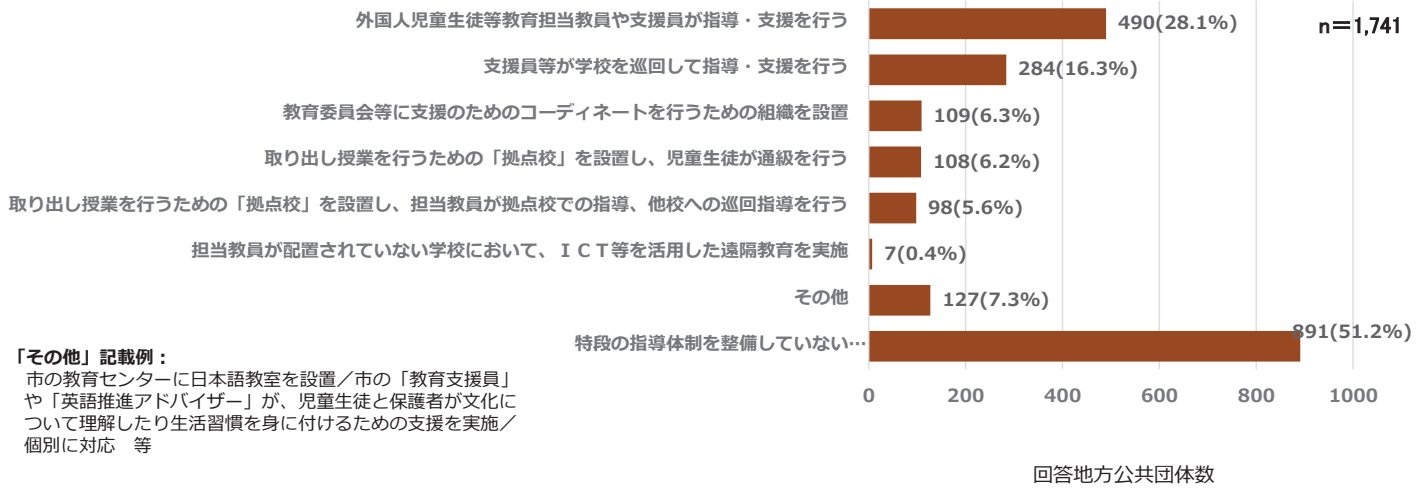
(6) 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

実施主体	全体		教育委員会		首長部局		学校		その他	
	回答数 (構成比)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	
就学案内の継続送付	215 (12.3%)	212	98.6	3	1.4	12	5.6	-	0.0	
電話による個別確認や就学勸奨	288 (16.5%)	266	92.4	24	8.3	54	18.8	1	0.3	
訪問による個別確認や就学勸奨	297 (17.1%)	249	83.8	35	11.8	79	26.6	6	2.0	
その他の取組	67 (3.8%)	62	92.5	10	14.9	5	7.5	6	9.0	
特に実施していない (単独選択)	1,137 (65.4%)									

「その他の取組」記載例：  
出入国在留管理庁への出国状況の照会／就学時健康診断と連携し就学希望の有無や就学先の把握を実施／外国人ネットワークを利用した聞き取り調査／他部署・他機関と連携した就学状況の把握／幼稚園等を通じた就学先の確認及び教委窓口への来庁勸奨

(7)教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入に係る指導体制の整備状況

(複数回答)



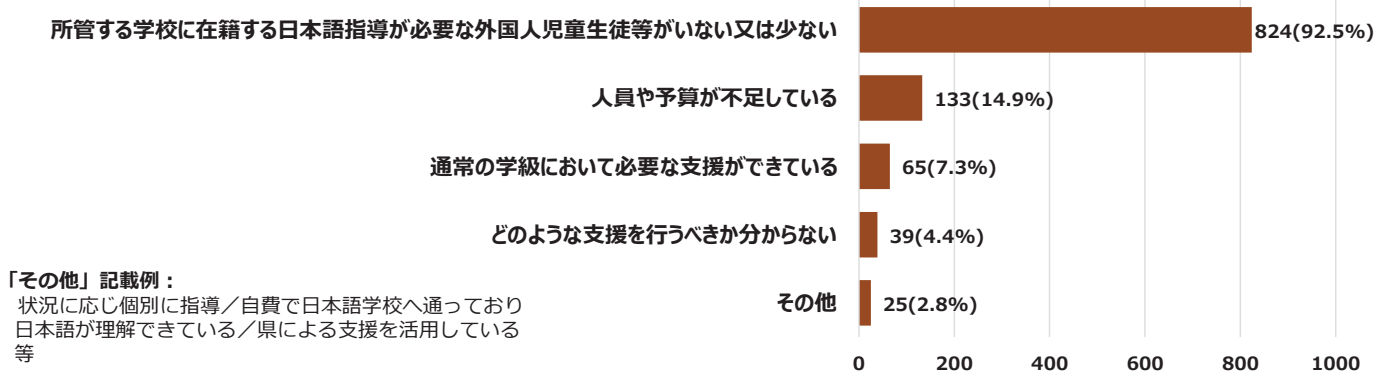
「その他」記載例：

市の教育センターに日本語教室を設置／市の「教育支援員」や「英語推進アドバイザー」が、児童生徒と保護者が文化について理解したり生活習慣を身に付けるための支援を実施／個別に対応 等

(8)特段の指導体制を整備していない場合の理由

(複数回答)

n=891 ( (7) で「特段の指導体制を整備していない」を選択)



「その他」記載例：

状況に応じ個別に指導／自費で日本語学校へ通っており日本語が理解できている／県による支援を活用している 等

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定(令和2年6月23日閣議決定)。
- 基本方針の構成は、「第1章 日本語教育の推進の基本的な方向」「第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項」「第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項」。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項 (概要)

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- 日本語指導が必要な児童生徒は、外国籍・日本国籍合わせて5万人を超える状況。母語が多様化、集住傾向にあるなどの複雑な様相。
- 約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らか。
- 適切な教育の機会が確保されることが不可欠。外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。
- 母語・母文化の重要性、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出する。

【具体的施策例】

・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の充実(日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用など地方公共団体における指導体制の構築)	・外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上(教員養成段階における取組を推進、地方公共団体等が実施する研修の充実、研修指導者の養成等)
・中学校、高等学校における進路指導の提供、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援 ・公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮の促進	・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供の支援について学べる環境づくり
・地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進 ・地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定	・学校において、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加え、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくり

# 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

## 1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

### (1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

### (2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組**
- 幼稚園等への就園機会の確保

### (3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し**、居住実態を把握

## 2. 学校への円滑な受入れ

### (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

### (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

### (3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

### (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

### (5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

### (6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜**において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

## 3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

26

# 高等学校における受入れ

## ①帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

	試験教科を軽減している	学科試験を実施しない	その他	配慮を行っていない
帰国生徒	15	2	23	11
外国人生徒	14	1	25	13

※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数を記載。

※「その他」に該当する内容  
 ・出題文の漢字にルビを振る  
 ・辞書の持ち込みを許可する  
 ・試験時間の延長 等

## ②各学校における特別定員枠の設定状況

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	18
外国人生徒	14

※上記調査において、帰国・外国人生徒に対する取組を行った学校数を回答した都道府県の数を記載。

## ③編入学試験の実施方法について

※「その他」に該当する内容  
 ・学校の判断による ・個別の事情を勘案して判断 等

	学科試験を実施している	学科試験を実施しているが、試験教科を軽減している	学科試験を実施していない(面接・作文等のみ)	その他
帰国生徒	21	4	3	25
外国人生徒	20	3	3	26

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数を記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

# 平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

## 1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416(※1)	28,929(※3)	1.3%

## 2. 進路状況

### ①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315(※2)	533,118(※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

### ②就業者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就業者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135(※2)	6,746(※2)	4.3%

### ③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315(※2)	50,373(※2)	6.7%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

28

## 最近の主な動き



## 中央教育審議会における検討

中央教育審議会諮問（4月17日）において、審議事項の一つとして「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。

## 有識者会議における検討

令和元年度に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保等に関する提言を取りまとめた。

## 外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家31名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する文部科学省の施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

30

## 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）

（2019年4月17日中央教育審議会）

### 現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育んできた  
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

### 社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

### Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領  
の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育  
の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の  
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

31

# 中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

## 1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの**基盤的な学力の確実な定着**に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した**児童生徒の発達**の段階に応じた**学級担任制と教科担任制**の在り方や、**習熟度別指導の在り方**など**今後の指導体制**の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む**教育課程**の在り方
- **障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒**に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒**一人一人の能力、適性**等に応じた指導の在り方

## 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など**各学科の在り方**
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、**STEAM教育**の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた**定時制・通信制課程**の在り方
- **地域社会や高等教育機関との協働**による教育の在り方

## 3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の**就学機会の確保**、教育相談等の**包括的支援**の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する**指導体制の確保**
- **日本の生活や文化**に関する教育、**母語の指導**、**異文化理解**や**多文化共生**の考え方に基づく教育の在り方

## 4. これからの時代に合った教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる**教師の在り方**
- 義務教育9年間で**学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階**に捉え直すことのできる**教職員配置や教員免許制度**の在り方
- **教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画**等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など**教員免許更新制の実質化**
- **多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成**できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する**教師の専門性向上のための仕組み**の構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた**幼児教育の質の向上**
- **義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障**するための方策
- **いじめの重大事態、虐待事案**に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた**自治体間の連携等を含めた学校運営**の在り方
- **教職員や専門人材の配置、ICT環境や先端技術の活用**を含む条件整備の在り方

# 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

### 検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

### 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達がともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

### 分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用 等）の一層の活用促進</li> <li>・ <b>散在地域の指導体制構築</b>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<b>日本語教師</b>」を、<b>学校での日本語指導に積極的に活用</b>（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討）</li> <li>・ 「<b>GIGAスクール構想</b>」の検討と共に、<b>ICT教材の活用、遠隔授業の実施</b>等を推進</li> </ul>
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員研修のための「<b>モデルプログラム</b>」を<b>全国展開</b></li> <li>・ 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる<b>研修用動画を作成</b></li> <li>・ 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>大学等における履修証明</b>等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討</li> <li>・ 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討</li> <li>・ JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討</li> </ul>
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人の子供の就学促進に関する<b>先進事例を自治体に提供</b></li> <li>・ 教育委員会と住民基本台帳局等の連携促進</li> <li>・ 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査</li> <li>・ 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成</b></li> <li>・ <b>住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討</b>（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）</li> </ul>
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供</b>し、各地域の実情に応じた取組を促進</li> <li>・ 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実 等）の継続実施と一層の活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>高等学校における「特別的教育課程」の適用</b>を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討</li> <li>・ 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討</li> </ul>
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>異文化理解・多文化共生の考え方に</b>基づく<b>教育の在り方</b>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施</li> <li>・ 外国人幼児のための就園ガイド等を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、<b>母語・母文化を尊重した取組の推進</b></li> <li>・ <b>プレスクール</b>等の取組の更なる推進方策を検討</li> </ul>

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）

市川 昭彦	大泉町立北小学校教諭	武 一美	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ副理事長
市瀬 智紀	宮城教育大学教授	築樋 博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
今澤 悌	甲府市立大國小学校教諭	角田 仁	東京都立一橋高等学校主任教諭
内海 由美子	山形大学教授	土屋 隆史	横浜市教育委員会主任指導主事
海老原 周子	(NPO)カリバパートナー・(一社)kuriya代表	中川 祐治	福島大学准教授
大菅 佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事	西村 綾子	福岡市立松島小学校校長
川口 直巳	愛知教育大学准教授	花島 健司	港区立筭小学校主任教諭
小島 祥美	愛知淑徳大学教授	浜田 麻里	京都教育大学教授
近田 由紀子	目白大学専任講師	原 瑞穂	上越教育大学大学院准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授	林 宣之	福生市立福生第一小学校校長
櫻井 敬子	浜松市教育委員会主幹指導主事	松尾 知明	法政大学教授
櫻井 千穂	広島大学大学院准教授	村松 好子	兵庫県立東はりま特別支援学校校長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授	森茂 岳雄	中央大学教授
渋谷 恵	明治学院大学教授	吉田 かをる	三重県教育委員会研修企画・支援課班長
菅長 理恵	東京外国語大学大学院教授	山崎 一人	大阪市教育委員会プロフェッショナルコーディネーター
高橋 清樹	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長		

適正な労働環境の確保

# 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組



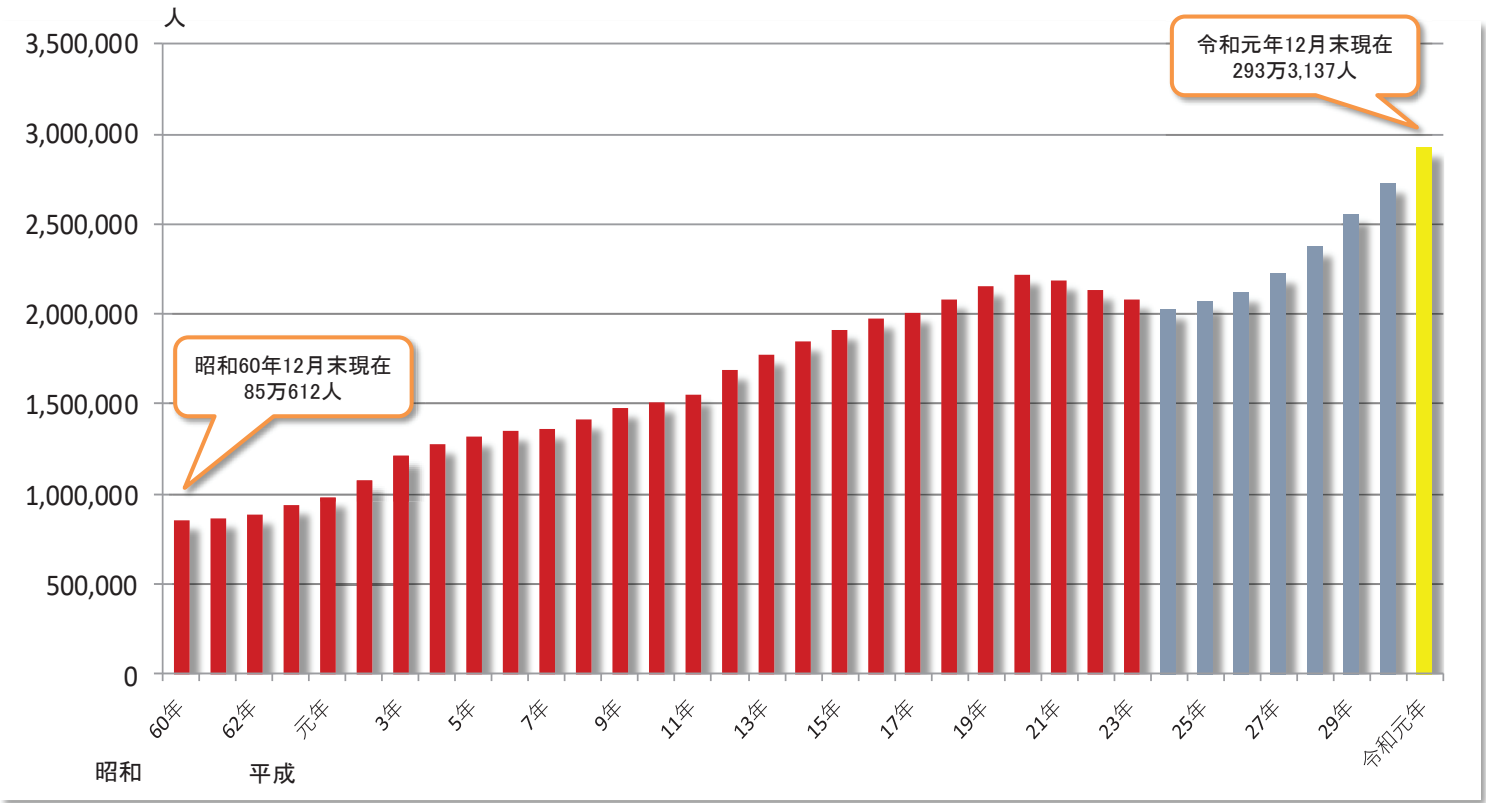
出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)

## 【資料(目次)】

1	在留外国人の推移	1
2	在留資格一覧表	2
3	在留外国人の在留資格・国籍別内訳(令和元年6月末)	3
4	外国人労働者数の内訳	4
5	外国人労働者の受入れ	5
6	制度概要 ①在留資格について	6
7	分野別方針について(14分野)	7
8	技能実習と特定技能の制度比較(概要)	10
9	制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	11
10	制度概要 ③就労開始までの流れ	12
11	支援計画の概要①	13
12	支援計画の概要②	14
13	登録支援機関とは	15
14	届出について(受入れ機関・登録支援機関)	16
15	特定技能における分野別の協議会について	17
16	「特定技能」に関する二国間取決め(MOC)の概要	18
18	特定技能制度全体の運用状況	19
19	基本方針・分野別運用方針・主務省令等について	22
20	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	31
21	参考資料	35



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

## 在留資格一覧表



### 就労が認められる在留資格 (活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能 (注1)	特定産業分野 (注2) の各業務従事者
技能実習	技能実習生

(注1) 平成31年4月1日から

(注2) 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業 (平成30年12月25日閣議決定)

### 身分・地位に基づく在留資格 (活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

### 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

### 就労が認められない在留資格 (※)

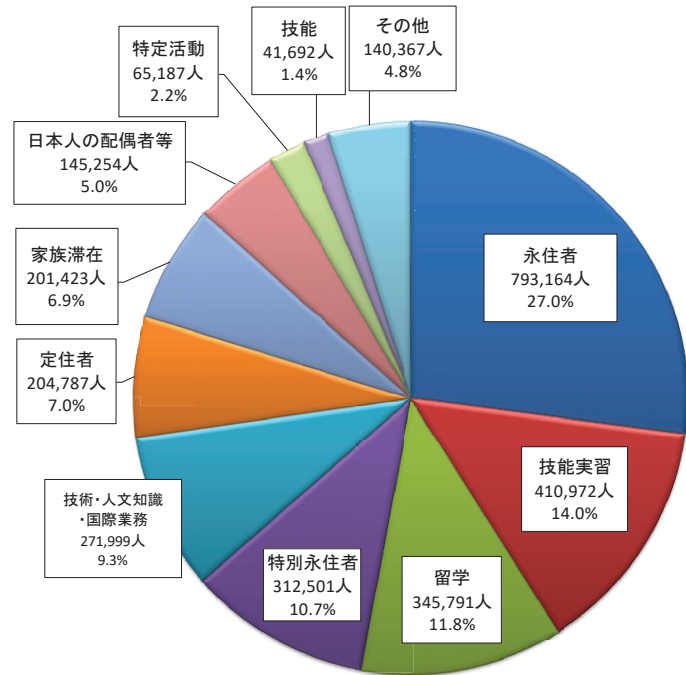
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

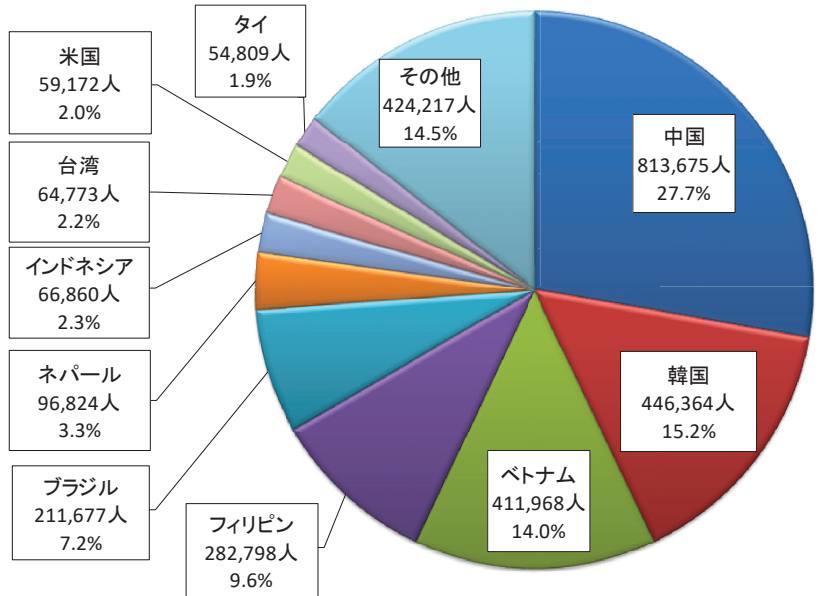


在留外国人数(総数) 293万3,137人

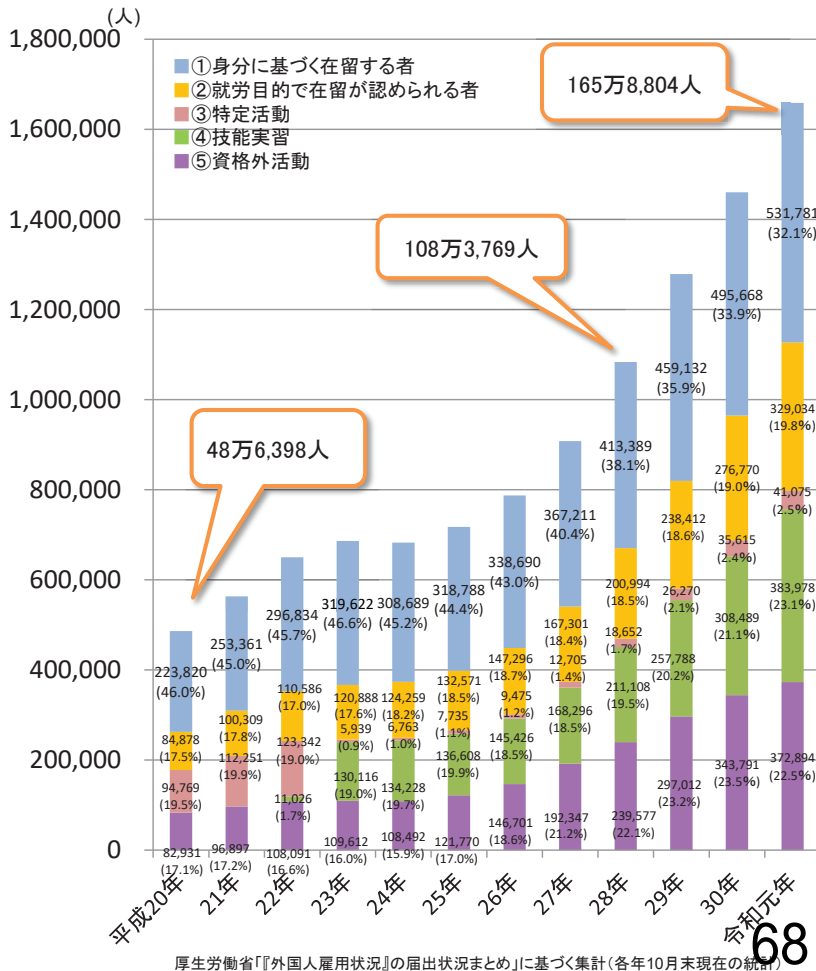
在留資格別



国籍・地域別



外国人労働者数の内訳



- ①身分に基づく在留する者 約53.2万人  
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。
- ②就労目的で在留が認められる者 約32.9万人  
(いわゆる「専門的・技術的分野」)  
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ③特定活動 約4.1万人  
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ④技能実習 約38.4万人  
・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)
- ⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約37.3万人  
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

## 現在の基本的な考え方

### 専門的・技術的分野の外国人

#### 積極的に受入れ

- ・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

### 上記以外の分野の外国人

#### 様々な検討を要する

- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

5

## 制度概要 ①在留資格について



- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、  
(14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

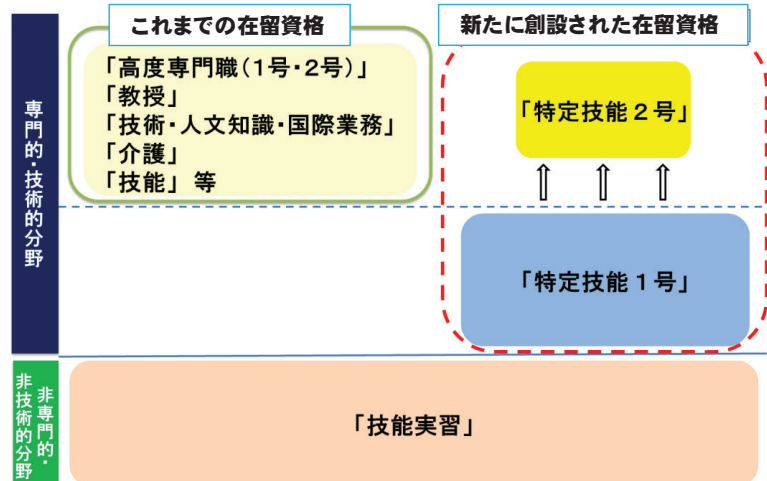
### 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

### 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

### 【就労が認められる在留資格の技能水準】



分野別運用方針について(14分野)

分野	人手不足状況 (5年間の最大値) (注)	人材基準		その他重要事項			
		技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態	受入れ機関に対して特に課す条件	
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上(上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外  [1試験区分]	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・建築物内部の清掃  [1試験区分]	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接  [13試験区分]	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接  [18試験区分]	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・工業包装 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形  [13試験区分]	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと

7

分野別運用方針について(14分野)

国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装 ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・吹付ウレタン断熱 ・海洋土木工  [18試験区分]	直接	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て  [6試験区分]	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	7,000人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備  [1試験区分]	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	2,200人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)  [2試験区分]	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供  [1試験区分]	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと



分野別運用方針について(14分野)

農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 ・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) 〔2試験区分〕	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力をを行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会に対し必要な協力をを行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 ・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁業機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等) 〔2試験区分〕	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力をを行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力をを行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食物品製造業	34,000人	飲食物品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 ・飲食物品製造業全般(飲食物品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生) 〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力をを行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力をを行うこと
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 ・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理) 〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力をを行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力をを行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

(注) 14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計: 345,150人

技能実習と特定技能の制度比較(概要)



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号: 1年以内, 技能実習2号: 2年以内, 技能実習3号: 2年以内(合計で最長5年)	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準, 日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野, 建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて, 講習を受け, 及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号, 3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし, 実習実施者の倒産等やむを得ない場合や, 2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能



受入れ機関について

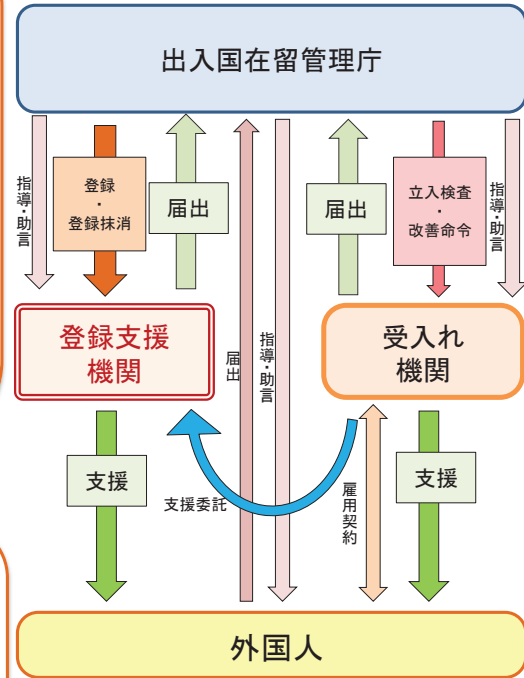
1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切 (例: 報酬額が日本人と同等以上)
- ② 機関自体が適切 (例: 5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③ 外国人を支援する体制あり (例: 外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④ 外国人を支援する計画が適切 (例: 生活オリエンテーション等を含む)

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行 (例: 報酬を適切に支払う)
- ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①~③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。



登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

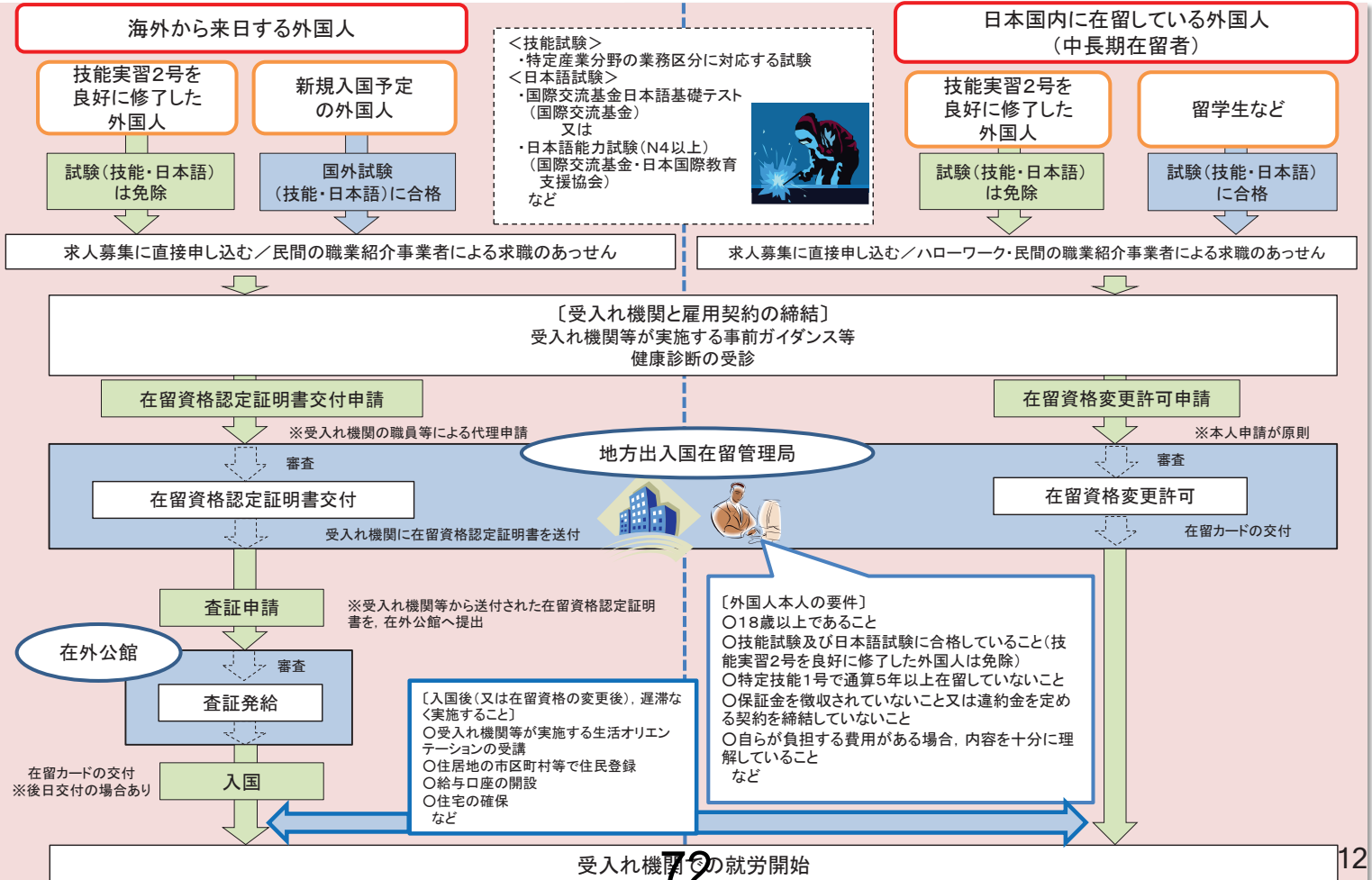
- ① 機関自体が適切 (例: 5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ② 外国人を支援する体制あり (例: 外国人が理解できる言語で支援できる)

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

制度概要③就労開始までの流れ



## ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。  
※特定技能2号については、支援義務がない。

## ■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。  
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

## ■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(14ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

## ■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

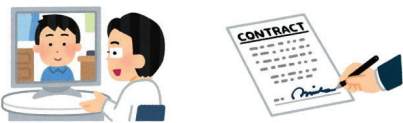
- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(15ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

13

# 支援計画の概要②

## ①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨転職支援(人員整理等の場合)

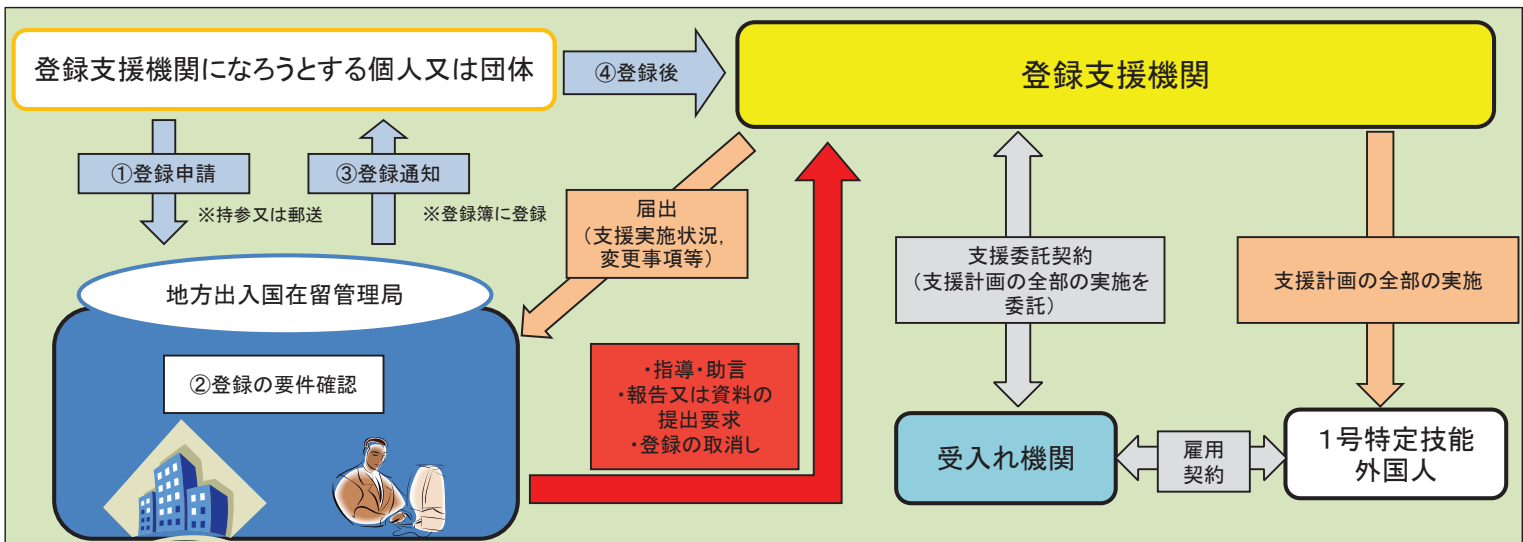
- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報





## 登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

15

## 届出について（受入れ機関・登録支援機関）



### ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

### ■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

#### 【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

#### 【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出(例:特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等)
- ・支援計画の実施状況に関する届出(例:相談内容及び対応結果等)※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出(例:報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等)

### ■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

#### 【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

#### 【定期の届出】

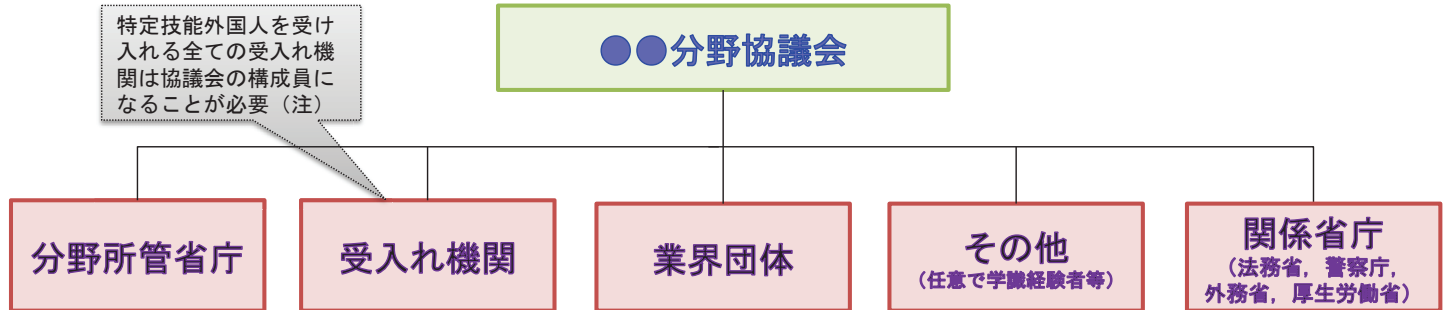
- ・支援業務の実施状況等に関する届出(例:特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等)

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに  
○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出  
①第1四半期：1月1日から3月31日まで  
②第2四半期：4月1日から6月30日まで  
③第3四半期：7月1日から9月30日まで  
④第4四半期：10月1日から12月31日まで

## ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

## イメージ



## 活動内容

- 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

(注) 建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

# 「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要



## 政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

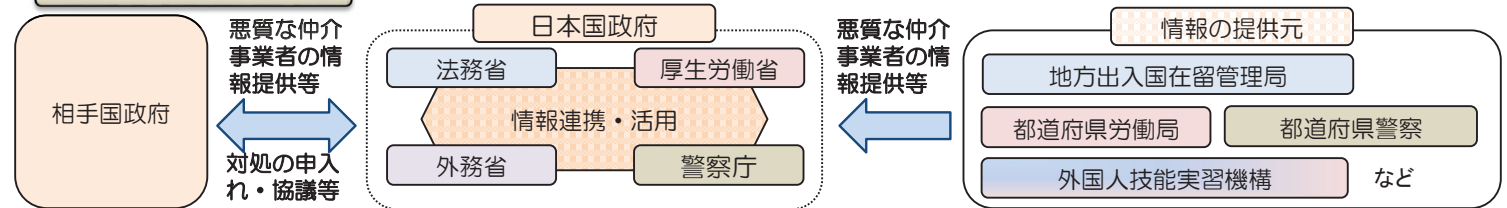
## 総合的対応策（平成30年12月25日閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除  
外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（以下「優先9か国」という。）との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、必要に応じ、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

## 二国間取決めポイント

- 情報共有  
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。  
● 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議  
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

## 二国間取決めのイメージ



## 署名状況（12か国）

(令和2年2月4日現在、太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国)

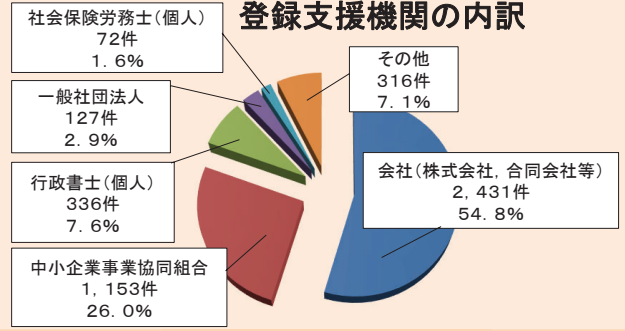
フィリピン (H31.3.19), **カンボジア** (H31.3.25), **ネパール** (H31.3.25), **ミャンマー** (H31.3.28), **モンゴル** (H31.4.17)  
スリランカ (R1.6.19), **インドネシア** (R1.6.25), **ベトナム** (R1.7.1文書交換), **バングラデシュ** (R1.8.27)  
ウズベキスタン (R1.12.17), **パキスタン** (R1.12.23), **タイ** (R2.2.4)

# 特定技能制度運用状況①



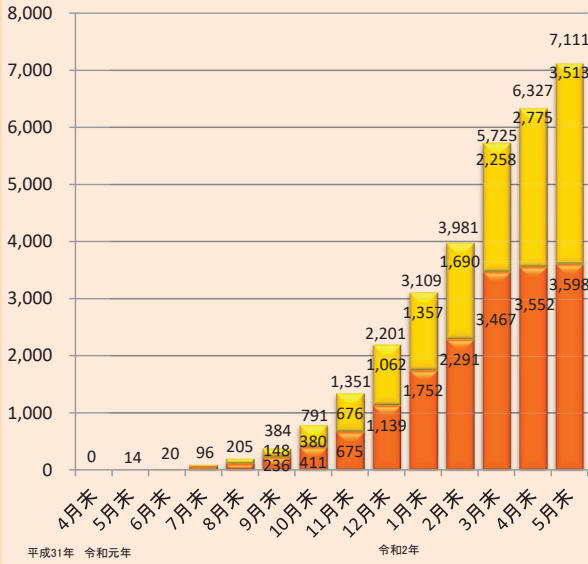
## 特定技能外国人の許可状況等について(令和2年5月末現在:速報値)

- ① 在留資格認定証明書交付 交付 3, 598 件
- ② 在留資格変更許可 許可 3, 513 件
- ③ 登録支援機関登録 登録 4, 435 件



### 許可件数等の内訳

(許可・交付件数)  
■ 在留資格認定証明書交付件数 ■ 在留資格変更許可件数



## 特定技能在留外国人数(令和2年5月末現在:速報値)

### 特定技能1号在留外国人数



5, 225 人

分野	人数
介護	118人
ビルクリーニング	60人
素形材産業	502人
産業機械製造業	519人
電気・電子情報	235人
関連産業	-
建設	322人
造船・船用工業	168人
自動車整備	48人
航空	2人
宿泊	34人
農業	844人
漁業	49人
飲食料品製造業	1,852人
外食業	472人

# 特定技能制度運用状況②



## 特定技能在留外国人数(令和2年3月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 3, 987 人

### 都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	142	12	7	25	1	3	22	220	98	169	238	298	259	139	44	25	29	18	16	78	110	140	337	89
構成比	3.6%	0.3%	0.2%	0.6%	0.0%	0.1%	0.6%	5.5%	2.5%	4.2%	6.0%	7.5%	6.5%	3.5%	1.1%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	2.0%	2.8%	3.5%	8.5%	2.2%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未詳
在留数	39	56	188	111	15	7	15	22	52	169	27	8	70	58	16	228	12	92	114	34	9	33	66	27
構成比	1.0%	1.4%	4.7%	2.8%	0.4%	0.2%	0.4%	0.6%	1.3%	4.2%	0.7%	0.2%	1.8%	1.5%	0.4%	5.7%	0.3%	2.3%	2.9%	0.9%	0.2%	0.8%	1.7%	0.7%

### 分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビルクリーニング	素形材産業	産業機械製造業	関連産業	電気・電子情報	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業	飲食料品	外食業
在留数	56	27	437	428	184	267	156	37	-	19	686	42	1,402	246		
構成比	1.4%	0.7%	11.0%	10.7%	4.6%	6.7%	3.9%	0.9%	0.0%	0.5%	17.2%	1.1%	35.2%	6.2%		

### 国籍別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	中国	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	2,316	456	331	235	216	198	125	25	85
構成比	58.1%	11.4%	8.3%	5.9%	5.4%	5.0%	3.1%	0.6%	2.1%

特定技能試験等の実施状況について(令和2年5月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数
介護	(フィリピン) 2019年4月～2020年3月 (カンボジア) 2019年9月～2020年3月、5月 (インドネシア) 2019年10月～2020年4月 (ネパール) 2019年10月～2020年3月 (モンゴル) 2019年11月、12月 (ミャンマー) 2020年2月、3月 (日本国内) 2019年10月～12月、2020年3月～5月	(技能試験) 6,582人(注1) (日本語試験) 6,297人(注1)	(技能試験) 3,620人(注1) (日本語試験) 3,732人(注1)
ビルクリーニング	(フィリピン) 2020年2月、3月 (ミャンマー) 2019年12月 (日本国内) 2019年11月、12月	709人	495人
素形材産業(注2) 産業機械製造業(注2) 電気・電子情報関連産業(注2)	(インドネシア) 2020年1月	23人	4人
建設	-	-	-
造船・船用工業(注2)	(フィリピン) 2019年11月 (日本国内) 2020年5月	15人	8人
自動車整備	(フィリピン) 2019年12月～2020年3月	32人	25人
航空(注2)	(フィリピン) 2019年11月 (モンゴル) 2019年10月 (日本国内) 2019年11月、2020年2月	340人	194人
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月、10月、2020年1月	1,852人	1,140人
農業(注2)	(フィリピン) 2019年10月～2020年3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (ミャンマー) 2020年2月、3月 (日本国内) 2020年3月	701人	571人
漁業(注2)	(インドネシア) 2020年1月	19人	8人
飲食品製造業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2019年10月、2020年2月	3,488人	2,767人
外食業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (ミャンマー) 2020年2月、3月 (日本国内) 2019年4月、6月、9月、11月、2020年2月	8,924人	5,453人
国際交流基金 日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月～6月、8月～11月、2020年1月、3月 (カンボジア) 2019年10月、2020年1月、3月、5月 (インドネシア) 2019年10月、11月、2020年1月、3月 (ネパール) 2019年10月、11月、2020年1月、3月 (モンゴル) 2019年11月 (ミャンマー) 2020年3月	7,971人(注1)	2,737人(注1)

(注1) 2020年5月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験)、国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。  
(注2) 業務区分によって試験実施状況が異なる。

## 基本方針・主務省令等について

# 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

### 1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

#### > 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

#### > 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

#### > 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

#### > 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

#### > 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

#### > 人手不足状況の変化等への対応

○ 分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○ 向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

#### > 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

### 5 制度の運用に関する重要事項

#### > 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援  
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

#### > 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

#### > 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

### 3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

## 新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

### 1 新たに設けた省令(2省令)

#### ① 特定技能基準省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
  - ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
  - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
  - ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること など
- 受入れ機関自体が満たすべき基準
  - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
  - ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
  - ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
  - ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
  - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
  - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可)等(※)
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(※)
  - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(※) など

(注) 上記のうち※を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準
  - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

#### ② 分野省令

- 受入れ分野、技能水準
  - ※ 分野別運用方針を反映させた形で規定

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円、更新時1万1,100円)、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

### 2 既存の省令の改正(2省令)

#### ① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準
  - ・ 18歳以上であること
  - ・ 健康状態が良好であること
  - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
  - ・ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
  - ・ 特定技能1号: 必要な技能水準及び日本語能力水準 (注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
  - ・ 特定技能2号: 必要な技能水準 など

#### ② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 登録支援機関の登録に関する規定等
  - ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
  - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など
- 受入れ機関の届出事項等
- その他
  - ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
  - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、  
特定技能1号 1年、6か月又は4か月  
特定技能2号 3年、1年又は6か月 など



〈法第7条第1項第2号，上陸基準省令〉

## ■ 特定技能1号，特定技能2号に共通の基準

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- ④ 保証金の徴収等をされていないこと
- ⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は，額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
- ⑥ 送出国で遵守すべき手続きが定められている場合は，その手続きを経ていること
- ⑦ 食費，居住費等外国人が定期的に負担する費用について，その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており，かつ，その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり，明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

## ■ 特定技能1号のみの基準

- ① 必要な技能及び日本語能力を有していることが，試験その他の評価方法により証明されていること(ただし，技能実習2号を良好に修了している者であり，かつ，技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は，これに該当する必要がない)
- ② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

## ■ 特定技能2号のみの基準

- ① 必要な技能を有していることが，試験その他の評価方法により証明されていること
- ② 技能実習生の場合は，技能の本国への移転に努めるものと認められること

25

# 受入れ機関に関する基準①

〈法第2条の5第1項，第2項，特定技能基準省令第1条〉

## ■ 特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が，同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合，休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は，派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは，受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

### ■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

27

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

### ■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

- ① 以下のいずれかに該当すること
  - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)
  - イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
  - ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
- ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
- ③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと
- ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
- ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

## 〈法第2条の5第6項、第7項、第8項、特定技能基準省令第3条、第4条〉

### ■支援計画が満たすべき基準

#### ① 支援計画にア～オを記載すること

##### ア 支援の内容

- ・ 本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- ・ 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- ・ 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- ・ 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- ・ 外国人が届出等の手続を履行するに当たり、同行等をすること
- ・ 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- ・ 相談・苦情対応、助言、指導等を講じること
- ・ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- ・ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において、新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- ・ 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報すること

- イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等
- ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容
- エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名
- オ 分野に特有の事項

- ② 支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し、外国人にその写しを交付しなければならないこと
- ③ 支援の内容が、外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、受入れ機関等において適切に実施することができるものであること
- ④ 本邦入国前の情報の提供の実施は、対面又はテレビ電話装置等により実施されること
- ⑤ 情報の提供の実施、相談・苦情対応等の支援が、外国人が十分理解できる言語で実施されること
- ⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては、委託の範囲が明示されていること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

# 登録支援機関の登録拒否事由

## 〈法第19条の26、施行令第5条、施行規則第19条の20、第19条の21〉

### ■登録支援機関の登録拒否事由

※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。

- ① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
- ③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者(取り消された法人の役員であった者を含む)
- ④ 登録の申請の前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
- ⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者
- ⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者(支援責任者と支援担当者との兼任は可)
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者
  - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
  - イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
  - ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
  - エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
- ⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
- ⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
- ⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
- ⑫ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者
- ⑬ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

## 外国人材の受入れ体制



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(191施策)～

外国人との共生社会の実現に向けた  
意見聴取・啓発活動等

外国人材の適正・円滑な受入れの  
推進に向けた取組

生活者としての外国人に対する支援

新たな在留管理体制の構築

#### 出入国管理及び難民認定法



短期滞在者（観光客等）



留学生等



日本人の配偶者等



（専門的・技術的分野）  
就労資格外国人

・政府基本方針  
・分野別運用方針  
（14分野）



特定技能外国人

新設



技能実習生

技能実習法

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。

令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。

→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後とも政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人のマッチング支援策等

- 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

(2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
- 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
- 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
- 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
- ODAにより実施している開発途上国の技能人材・ビジネス人材の育成等の支援

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

- ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
- 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

> 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
- 「外国人在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
- 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
- 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底

> 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
- 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携

(2) 生活サービス環境の改善等

> 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進

> 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実

- 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充

> 住宅確保のための環境整備・支援

- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成

> 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）

(3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
- 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
- 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施

(4) 外国人の子供に係る対策

- 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極的な広報の実施
- 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
- 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
- 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を目指した取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）

(5) 留学生の就職等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成
- 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化

(6) 適正な労働環境等の確保

- 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化

(7) 社会保険への加入促進等

- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
- 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
- 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
- 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- 日本語能力試験（JLPT）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施

(3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等

(4) 技能実習制度の更なる適正化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
- 高額な保証金や手数料等による失足を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施

(5) 不法滞在者等への対策強化

- 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

\*下線は令和元年12月総合的対応策（改訂）からの変更

# 受入環境調整担当官について

出入国在留管理庁

## 1. 受入環境調整担当官の配置

- 外国人の受入れ環境整備を目的として、全国11の地方出入国在留管理局及び支局に計51人の担当者を配置。

## 2. 主な役割

### <地方公共団体との窓口役>

- 外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

### 外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	011-261-9658	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 審査管理部門	06-4703-2115
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査部門	022-256-6080	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-393-2398
東京出入国在留管理局	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 審査管理部門	03-5363-3015	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 就労・永住審査部門	045-769-1721	高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市中区正保町5-18 審査管理部門	052-559-2151	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-717-7596
			那覇支局	沖縄県那覇市楠川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

# 参考資料

- ・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係について…………… ①
- ・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について…………… ②
- ・在留資格「特定技能」についての問合せ先…………… ③
- ・地方で就労することのメリット…………… ④
- ・優良事例等…………… ⑤

## 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1/4)

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
かに・えびかご漁業		
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
さく井	パーカッション式さく井工事		
	ロータリー式さく井工事		
建築板金	ダクト板金	建設(建築板金)	
	内外装板金		
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工		
建具製作	木製建具手加工		
建築大工	大工工事	建設(建築大工)	
型枠施工	型枠工事	建設(型枠施工)	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(鉄筋施工)	
とび	とび	建設(とび)	
石材施工	石材加工		
	石張り		
タイル張り	タイル張り		
かわらぶき	かわらぶき	建設(屋根ふき)	
左官	左官	建設(左官)	
配管	建築配管	建設(配管)	
	プラント配管		
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(保温保冷)	
内装仕上げ施工	ブラテック系床仕上げ工事	建設(内装仕上げ)	建設(表装)
	カーペット系床仕上げ工事		
	鋼製下地工事		
	ボード仕上げ工事		
	カーテン工事		
サッシ施工	ビル用サッシ施工		
防水施工	シーリング防水工事		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)	
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事		
表装	壁装	建設(表装)	建設(内装仕上げ)
建設機械施工	押土・整地	建設(建設機械施工)	
	積込み		
	掘削		
	締固め		
築炉	築炉		

## 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2/4)

4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食品製造業全般 (飲食品製造業全般(飲食品 (酒類を除く。))の製造・加工・安全衛生))
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
非加熱性水産加工 食品製造業	くん製品製造	
	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
水産練り製品製造	発酵食品製造	
	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	
	静紡工程	
	巻糸工程	
織布運転	合ねん糸工程	
	準備工程	
	製織工程	
染色	仕上げ工程	
	糸浸染	
ニット製品製造	織物・ニット浸染	
	靴下製造	
たて編ニット生地製造	丸編ニット製造	
	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧(令和元年11年8日現在 81職種145作業)

①-2

## 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3/4)

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業 (鋳造)	産業機械製造業 (鋳造)		
	非鉄金属鋳物鋳造				
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材産業 (鍛造)	産業機械製造業 (鍛造)		
	プレス型鍛造				
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	素形材産業 (ダイカスト)	産業機械製造業 (ダイカスト)		
	コールドチャンバダイカスト				
機械加工	普通旋盤	素形材産業 (機械加工)	産業機械製造業 (機械加工)	電気・電子情報関連産業 (機械加工)	造船・船用工業 (機械加工)
	フライス盤				
	数値制御旋盤				
	マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業 (金属プレス加工)	産業機械製造業 (金属プレス加工)	電気・電子情報関連産業 (金属プレス加工)	
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業 (鉄工)		造船・船用工業 (鉄工)
工場板金	機械板金	素形材産業 (工場板金)	産業機械製造業 (工場板金)	電気・電子情報関連産業 (工場板金)	
めっき	電気めっき	素形材産業 (めっき)	産業機械製造業 (めっき)	電気・電子情報関連産業 (めっき)	
	溶融亜鉛めっき				
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)			
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業 (仕上げ)	産業機械製造業 (仕上げ)	電気・電子情報関連産業 (仕上げ)	造船・船用工業 (仕上げ)
	金型仕上げ				
	機械組立仕上げ				
機械検査	機械検査	素形材産業 (機械検査)	産業機械製造業 (機械検査)		
機械保全	機械系保全	素形材産業 (機械保全)	産業機械製造業 (機械保全)	電気・電子情報関連産業 (機械保全)	
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業 (電子機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電子機器組立て)	
電気機器組立て	回転電機組立て		産業機械製造業 (電気機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電気機器組立て)	造船・船用工業 (電気機器組立て)
	変圧器組立て				
	配電盤・制御盤組立て				
	開閉制御器具組立て				
	回転電機巻線製作				
プリント配線板製造	プリント配線板設計		産業機械製造業 (プリント配線板製造)	電気・電子情報関連産業 (プリント配線板製造)	
	プリント配線板製造				

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧(令和元年11年8日現在 81職種145作業)

①-3

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4/4)

7 その他(15職種27作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
家具製作	家具手加工				
印刷	オフセット印刷				
製本	製本				
プラスチック成形	圧縮成形	産業機械製造業 (プラスチック成形)	電気・電子情報関連産業 (プラスチック成形)		
	射出成形				
	インフレーション成形				
	ブロー成形				
強化プラスチック成形	手積み積層成形				
塗装	建築塗装	素形材産業 (塗装)	産業機械製造業 (塗装)	電気・電子情報関連産業 (塗装)	造船・船用工業(塗装)
	金属塗装				
	鋼橋塗装				
	噴霧塗装				
溶接	手溶接	素形材産業 (溶接)	産業機械製造業 (溶接)	電気・電子情報関連産業 (溶接)	造船・船用工業(溶接)
	半自動溶接				
工業包装	工業包装				
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	産業機械製造業 (工業包装)	電気・電子情報関連産業 (工業包装)		
	印刷箱製箱				
	貼箱製造				
	段ボール箱製造				
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形				
	圧力鑄込み成形				
	パッド印刷				
自動車整備	自動車整備	自動車整備			
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介護	介護	介護			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ				
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造				

○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング			
	航空貨物取扱				
	客室清掃				

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧(令和元年11年8日現在 81職種145作業)

①-4

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護

(注)平成29年11月1日から対象職種に追加

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 素形材産業

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融垂鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接

4 産業機械製造業

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融垂鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
プリント配線板製造	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計 プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形 ブロー成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装

5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融垂鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
プリント配線板製造	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計 プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形 ブロー成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装



## 特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

### 6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
かわらぶき	縮固め作業
鉄筋施工	かわらぶき作業
内装仕上げ施工	鉄筋組立て作業
	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
表装	カーテン工事作業
とび	壁装作業
建築大工	とび作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
建築板金	ダクト板金作業
熱絶縁施工	内外装板金作業
	保温保冷工事

### 7 造船・船用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
	半自動溶接
塗装	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
	治工具仕上げ作業
仕上げ	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
	回転電機組立て作業
電気機器組立て	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

### 8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

### 9 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃

### 10 宿泊

職種名	作業名

### 11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

### 12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
養殖業	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖

### 13 飲食品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造
	塩蔵品製造
水産練り製品製造	乾製品製造
	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	発酵食品製造
	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

### 14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

## 在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259 (内線330)
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋港区正保町5-18 (受入・共生関係) 審査管理部門 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110

[参考:法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設)等」]  
<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/ny>

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412(代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

## 在留資格「特定技能」についての問合せ先

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶職員課	TEL 098-866-1838

(建設分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課 (内線:5895)	TEL 011-709-2311
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3-3-1 建設部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建設部建設産業第一課	TEL 048-601-3151
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建設部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5 番1号 建設部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局	大阪府大阪市大手前1-5-44 建設部建設産業第一課	TEL 06-6942-1071

(建設分野(続き))

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建設部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市 サンポート3番33号 建設部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建設部建設産業課	TEL 092-471-6331 (内線:6147,6142)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49114) (内線:50137)

③-2

## 在留資格「特定技能」についての問合せ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2159
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西河院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野【製造3分野】)

官署名	住所・担当部署	連絡先
		連絡先
		TEL 03-5909-8762 TEL 03-5909-8746

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課 外食産業室	TEL 03-6744-7177

(飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-2397

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

**在留資格「特定技能」についての問合わせ先  
(特定技能に関する二国間の協力覚書を締結した国に係る各国連絡先一覧①)**

国名	問合せ先		住所等				対応言語	
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		メールアドレス
フィリピン	日本国内	駐日フィリピン共和国大使館 海外労働事務所 (P.O.L.O.) http://polotokyo.dole.gov.ph/	106-8537	東京都港区六本木5丁目15番5号	03-6441-0428	03-6441-3436	polotokyo@gmail.com	英語、フィリピン語
					03-6441-0478			
	海外	在大阪フィリピン共和国総領事館 労働部門	541-2247	大阪府大阪市中央区淡路町4-3-5 URBAN CENTER 御堂筋7階	06-6575-7593	-	pcglaborsection.verification 2020@yahoo.com	英語、フィリピン語
カンボジア	日本国内	駐日カンボジア王国大使館	107-0052	東京都港区赤坂8丁目6-9	03-5412-8521 080-3459-7889	03-5412-8526	camemb_jpn@mfaic.gov.kh rithy_bbajp@yahoo.com	日本語、英語、クメール語
	海外	カンボジア王国労働職業訓練省 The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia	-	Building #3, Russian Federation Blvd., Sangkat Teklaak I, Khan Toulkok Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	+855-23880474 +855-78449959	-	sopheakhoung@yahoo.com	英語、クメール語
ネパール	日本国内	駐日ネパール連邦民主共和国大使館	153-0064	東京都目黒区下目黒 6-20-28 フクカフハウスB	03-3713-6241	03-3719-0737	eontokyo@mofa.gov.np	日本語、英語、ネパール語
					03-3713-6242			
	海外	ネパール連邦民主共和国政府 労働・雇用・社会保障省雇用管理局 Japan Unit, Department of Foreign Employment, MoLESS	44600	Buddhanagar, Kathmandu, Nepal	+977-9851180566 +977-1-4782454	+977-1-4782606	japanunit@moless.gov.np	英語、ネパール語
ミャンマー	日本国内	駐日ミャンマー連邦共和国大使館	140-0001	東京都品川区北品川4-8-26	03-3441-9291	03-3447-7394	contact@myanmar-embassy- tokyo.net	日本語、英語、ビルマ語
	海外	ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省労働局 Department of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar	15011	Building no 51, Naypyitaw, Myanmar	+95-67-430186	+95-67-430439	dolmigration@gmail.com	英語、ビルマ語

[参考: 法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)]  
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\_00021.html

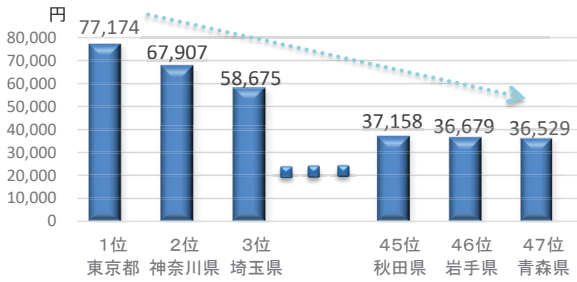
③-4

**在留資格「特定技能」についての問合わせ先  
(特定技能に関する二国間の協力覚書を締結した国に係る各国連絡先一覧②)**

国名	問合せ先		住所等				対応言語	
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		メールアドレス
モンゴル	日本国内・海外	モンゴル労働・社会保障サービス総合事務所 General Office for Labour and Social Welfare Services	17042	General Office for Labour and Social Welfare Services Building, Chinggis Avenue, 2nd khoroo, Khan-Uul district, Ulaanbaatar city, Mongolia	+976-77121285	+976-70136990	ssw@huduulmur-halamj.gov.mn	日本語、英語、モンゴル語 ※日本語で書面等を送付する場合は、可能な限り英訳を添付した方が望ましいとのこと。
スリランカ	日本国内	駐日スリランカ民主主義共和国大使館	108-0074	東京都港区高輪2-1-54	03-3440-6911 03-3440-6912	03-3440-6914	tokyojp@lankaembassy.jp	(確認中)
	海外	スリランカ民主主義共和国海外雇用局 Sri Lanka Bureau of Foreign Employment/DSM -Training, Recruitment and Marketing	10120	234, Dencilikibekadawa Maatha, Koswattah, Battaramulla, Sri Lanka	+94-112884-771 +94-716833-494	+94-112872-183	dgm_training@slbfe.lk randeniya.mangala@yahoo.com	日本語、英語、シンハラ語、 タミル語
インドネシア	日本国内	駐日インドネシア共和国大使館	141-0022	東京都品川区東五反田5-2-9	03-3441-4201	03-3441-4229	consular@kbritokyo.jp	日本語、英語、 インドネシア語
	海外	インドネシア労働省労働市場開発局 Directorate of Labour Market Development, Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia	12950	Jalan Jenderal Gatot Subroto Kav. 51 Jakarta Selatan (Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia)	+62-813-1516-7055	-	pasarkerja.kemnaker@gmail.com	英語、インドネシア語
					+62-815-7326-6736			
					+62-822-1415-5990 +62-21-2924-4800			
日本国内	駐日タイ王国大使館労働担当官事務所 https://japan.mol.go.th/en/	141-0021	東京都品川区上大崎3-14-6	03-5422-7014 03-5422-7015	03-5422-7016	thailabour@crest.oon.ne.jp	日本語、英語、タイ語	
海外	タイ労働省雇用局 Overseas Employment Administration Office, Department of Employment, Ministry of Labour	-	10th floor, Social Security Office Section 3 Building Ministry of labour, Mitr-Mitri Rd., Dindaeng Bangkok	+66-2-245-6708	-	-	英語、タイ語	

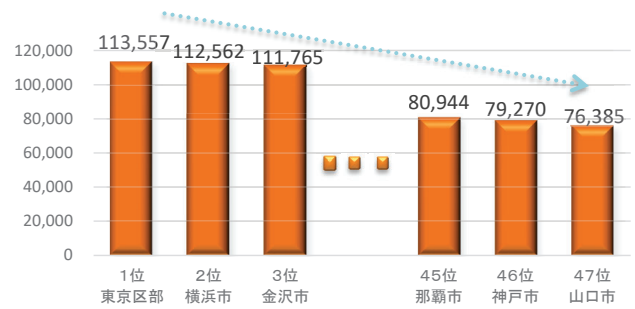
[参考: 法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)]  
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\_00021.html

## 1か月当たり家賃



※総務省統計局住宅・土地統計調査(2013年)により作成

## 1か月当たり生活費



※総務省統計局家計調査(2017年, 都道府県庁所在市別1世帯当たりの1か月間の収入と支出(総世帯)により作成  
※生活費は食料, 光熱・水道, 被服及び履物, 保健医療の合計

## 1か月に得られる所得(手元に残る金額)

- 家賃についての全国比較  
東京都(1位) : 77,174円 ..①  
青森県(47位) : 36,529円  
差額 : 40,645円
  - 生活費についての全国比較  
東京区部(1位) : 113,557円 ..②  
山口市(47位) : 76,385円  
差額 : 37,172円
  - 1か月の報酬から上記数値(家賃, 生活費)を減算することにより, 1か月に得られる所得(手元に残る金額)をある程度予測することが可能  
例1(都市部の場合) : 228,800円(注1) (1か月の報酬) - (①(家賃)+②(生活費)) = 38,069円(手元に残る金額)  
例2(地方の場合) : 180,500円(注1) (1か月の報酬) - (38,447円(注2)(家賃)+86,440円(注3)(生活費)) = 55,613円(手元に残る金額)
- (注1) 厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。東京都(1位)及び宮崎県(47位)における20~24歳の場合の所定内給与額。  
(注2) 宮崎県(41位)における1か月当たり家賃。(注3) 宮崎県(41位)における1か月当たり生活費。
- 地方は, 都市部に比べ家賃・生活費が少ないため, 賃金面でも就労するメリットがある。④



## 介護分野における特定技能外国人の受入れ事例

### 受入施設の紹介

- ・施設所在地 : 神奈川県横浜市
- ・事業内容 : 有料老人ホームの運営
- ・外国人材の受け入れ実績 : 2019年度より(特定技能外国人1人)
- ※グループ全体では, 他職種の技術・人文知識・国際業務で約120名, 留学生や定住者など約80名が就業。グループ会社が登録支援機関としても登録されている。



### 受入施設の取り組み、工夫

- ✓ 人材不足が深刻な日本において外国人材の活用は必至。その意図と意義を全職員に周知できるよう事前に伝達。
- ✓ 服薬時の名前確認など, 外国人材にとって難易度の高い漢字の理解に対し, 働きやすい環境を作るため, ふりがなを徹底させるだけでなくICT活用を推進。スマートフォンを使用したシステムによりサポート。
- ✓ グループが持つ外国人材就労支援のノウハウを共有し, LINEによるサポート窓口の開設や交流会の実施により, 施設長及び本部との定期面談以外にも, 相談しやすい環境を作り, 不安をいち早く察知・対応。
- ✓ 食事補助に加え, 希望があれば, 宗教に合わせメニューを変更することも可能。
- ✓ 本社及び施設による試験合格に向けたサポート。

### 就労者の紹介

- ・インドネシア人男性(20代)
- ・EPA介護福祉士候補者として4年間にわたり, 就労・研修に従事。
- ・介護福祉士国家試験において, 合格基準点より7点不足, すべての試験科目で得点。
- ・日本語検定 : N2級

### 本人の声

- ✓ EPA介護福祉士候補者として過ごした4年間で, 日本の介護士として働きたいという気持ちが高まり, また, 介護福祉士国家試験にもあと7点ということから, 再チャレンジしたかった。
- ✓ 早期に介護福祉士試験に合格し, インドネシアで, 日本で介護士を目指す人たちに, 講師をしたり, 介護の良さを伝えていきたい。

### 特定技能外国人に対する受入施設の評価

- ✓ まじめでひたむきに業務を行う姿を見て, 周りの日本人スタッフが感化され, 相乗効果を示している。
- ✓ 言葉や動作など, 介護の基礎を勉強しているので, 習得が早い。
- ✓ 複雑な作業や工程の多い内容に関しては, 当然, 習得に時間がかかるが, 定型業務に関しては習得が非常に早い。日本人と比べても同等もしくは同等以上。
- ✓ 日本人と違い, 先入観などの主観的な視点がないので, 介護にとって必要であるシンプル, かつ, 客観的な視点で物事をみることができる。

# 美濃工業株式会社

【所在地】中部地方 【従業員数】約700人 【分野】素形材産業

## 外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のタイ人、35名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が13名（国籍はタイ、中国、ベトナム等）、技能実習生が118名（国籍はタイ）。

### ▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

### ▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、自社での技能実習2号修了者を採用した（在留資格切替と一度帰国した方の再来日）。
- また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良好な関係性が構築できるように工夫している。



鋳造工程（メイン業務）



加工検査工程（付随作業）

### ▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語能力の高い特定技能外国人が作業要領書をタイ語へ翻訳すると共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- 技能実習生と特定技能外国人をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人材同士で技能伝承ができるようになっている。
- 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能外国人が親身になって付き添い等をしてきている。
- 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。



タイ語作業要領書



運動会（ミノリンピック）、地域の夏祭りへの参加

### ▶ 特定技能外国人 本人の声

- Aさん 日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- Bさん 日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。

⑤-2

# 株式会社府中テンパール

【所在地】中国地方 【従業員数】170人 【分野】産業機械製造業

## 外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- 技能実習生が24名（国籍はベトナム、カンボジア）。

### ▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

### ▶ 特定技能外国人の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後）に再来日。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年弱の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

### ▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、9年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人を対象に、試験の3カ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2～3回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明細

### ▶ 特定技能外国人 本人の声

- 日本に来たころは苦勞ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。

## 受入企業の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・許可業種：建築工事業、内装仕上工事業

## 就労者の紹介

- ・中国人男性
- ・職種：内装仕上げ

## 本人の声

- ✓ 初めて技能実習生として日本に来た時は、仕事も生活も覚えることが多くて大変だった。
- ✓ 再入国してからは日本の風習、文化にも慣れてきてリラックスして生活ができるようになった。

## 受入先における給与体系のイメージ

・技能実習時（月額基本給）	12万円（2006年）
	↓
・外国人建設就労者時（月額基本給）	約20.3万円
	↓
・特定技能（月額基本給）	約24.3万円
※技能習熟等に応じた昇給、賞与あり	

## 受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 日本の文化や歴史に興味を持てるよう、地域で開催されるお祭りへ参加。（世界遺産・富岡製糸場の観光なども実施）
- ✓ 毎年社内旅行を実施し日本の風土を体感してもらう。
- ✓ 能力に応じ指導を受ける側からする側へ移行していくことで作業工程を熟知させる。
- ✓ 今後、職長教育、キャリアアップシステムゴールドカードのレベルに相当する技能教育を施す。

## 活躍の様子

- ✓ 技能検定1級取得により、現場からの信頼も厚い。1級技能士を目指そうとする後輩も増え、社内の技術力アップにつながっている。
- ✓ 熟練工に匹敵する技術を持ち、受入れ中の技能実習生、建設就労者のお手本となっている。



⑤-4

# 受入企業の取組み例(造船・船用工業分野)

## 受入企業の紹介

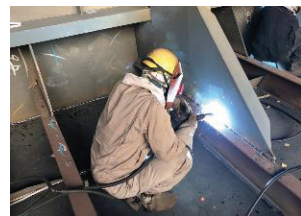
- ・企業名：造船所A社
- ・所在地：九州地方
- ・外国人の出身国：ベトナム

## 受入企業の取り組み、工夫～地方都市で安定した就労・生活環境の提供～

- ✓ 就労支援
  - ・ベトナム語を理解できる常勤社員が指導担当社員と一緒に安全面・技能面の指導を行う。生活面の相談にも丁寧に対応する。
  - ・支援責任者が本人と毎月定期的に面談を実施して、職場や生活上の要望・相談などを聞き取りしている。
- ✓ 生活支援・余暇の充実・交流
  - ・外国人専用の寮を設けている。寮は近隣のスーパーマーケットまで徒歩3分の立地。
  - ・寮の食堂で朝食・夕食を、会社で昼食を食べられるようにしている。
  - ・届け物は寮管理人が代理で受け取り、本人帰寮後に受け取れるようにしている。
  - ・寮には離れて暮らす家族と連絡が取れるように無料Wi-Fiを設置している。
  - ・サッカー、バドミントン等を楽しめるよう、休日に市営グラウンド・体育館を借用手配。
  - ・旧正月行事を開催。（春節・テト祭：余興・抽選会など。職場日本人も参加）

## 造船所A社で働く特定技能者の声

- ✓ 技能実習生・造船就労者として今回の特定技能1号在留資格で就労する機会を得ることができてよかったです。
- ✓ 受入会社では実習生・就労者としての滞在経験があり、会社や溶接作業にも慣れていて仕事がしやすいです。
- ✓ 職場では実習生・就労者の人に仕事を教えたり、グループのまとめ役としても頑張りたいです。
- ✓ 寮が会社やスーパーマーケットに近い場所にあるので便利です。



## 受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 3年間 … 技能実習生
- ✓ 3年間 … 造船特定活動（造船就労者）
- ✓ 5年間 … 特定技能1号として最大で11年間溶接作業を経験させる。将来的には特定技能2号としての受入れも検討。

## 特定技能制度に対する受入企業の評価

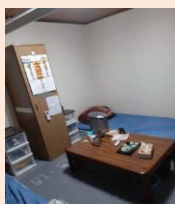
- ✓ 実習生の経験を活かして日本で更なる技能向上が図られるので外国人材・企業双方にとって望ましい制度である。
- ✓ 特定技能者の存在は実習生・就労者のモチベーションが上がりキャリアアップにつながる。我が国の産業発展に寄与する制度である。



春節・テト祭



外国人専用の寮



部屋の様子

⑤-5

## 受入企業 A

## 【受入企業の経営体概要】

所在地：埼玉県 工員：21名

## 【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年9月

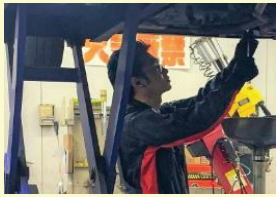
人数：1名 国籍：フィリピン

## 【受入れ機関の取組みの一例】

- ・住居については、安価な社宅費にて借上げ住宅（2DK）提供
- ・社会貢献の希望から、ボランティア活動（富士山清掃）に参加

## 【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：トランスミッションオイル量の確認）



《定期点検整備の様子》



《ボランティア参加風景》

## 【好事例】

- ・同職場及び近隣の系列工場に6名いる自動車整備職種の技能実習生に対して仕事やプライベートの相談や指導を行っており、職場の雰囲気も非常に良好

## 受入企業 B

## 【受入企業の経営体概要】

所在地：広島県 工員：22名

## 【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年10月

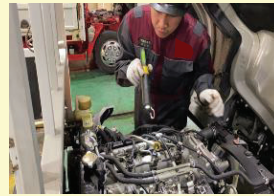
人数：1名 国籍：フィリピン

## 【受入れ機関の取組みの一例】

- ・個人別の目標の設定と、上長による定期的な評価フィードバックを実施。その結果を給与に反映させることでモチベーション向上
- ・日本の国家資格である「自動車整備士資格」を取得するという目標があることから勉強会を実施
- ・母国の家族との連絡を取りやすくするため、WI-FIを設置

## 【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：排ガス発散防止装置の配管の損傷及び取り付け状況の確認）
- ・分解整備（例：ブレーキキャリパの取り替え）



《定期点検整備の様子》



《分解整備の様子》

⑤-6

## 航空(空港グランドハンドリング)の外国人技能実習生受け入れ企業の取組み例

受入企業  
の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・技能実習生の出身国：ミャンマー
- ・受入開始：平成27年度より

## 実習生の声

- ✓ 日本での作業のやり方・考え方・ルールを勉強している。
- ✓ 日本独自の考え方である5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）/KYT/アサーションを学ぶことができ、興味深い。
- ✓ 作業開始前に、昨日発生した事象の内容を共有することで、同じ事象を発生させない仕組みが出来ていると感じた。
- ✓ 日本の従業員がお客様目線に立って作業していることに驚いた。
- ✓ ランプ、カーゴなどのグランドハンドリングサービスを一つの会社ですべて行なっているので、広い視野でグランドサービスを見ることができ、たくさんのことを学べた。

チームで固縛方法を  
学習インストラクター監視のもと  
単独で特殊車両を操作

## 受入企業の取組み, 工夫

## ○就労状況等のフォローアップ

- ✓ 4~5名に対し1人の専任インストラクターを任命し、日常生活における指導等も含めて対応を行っている。
- ✓ 定期的にミャンマー人通訳を入れた人事面談を実施し、結果をフィードバックして改善を図っている。

## ○生活サポート

- ✓ 住居は社員寮を提供している。
- ✓ 基本的な生活必需品（寝具、冷蔵庫、炊飯器、調理器具等）は会社支給。その他、買物等の移動用として寮に自転車を配備している。



## ○地域交流

- ✓ インストラクターと共に各種イベントやボランティア等にも参加し、日本の文化についても理解を深めてもらっている。



## 就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 外国人技能実習制度を導入することで、日常業務では接する機会が少ない海外人材と交わる機会が生まれ、社内従業員の視点拡大に繋がった。
- ✓ 文化や言葉の違いなどから、日本人に対して教える以上の難しさがああり、結果的に、どうすれば相手に伝わるかを考え続ける習慣ができた。指導の工夫を積み重ねることによってインストラクターの力量が上がり、当社においても貴重な人材育成の場となっている。
- ✓ 日常生活における指導等も含めた対応が求められるため、インストラクターの人选や指導内容の検討に労力が掛かる場面も多い。

技能実習生の  
歓送迎セレモニー

## 受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 入国前2か月間…派遣講師による基礎教育（日本語教育を含む）を実施
- ✓ 3か月間…座学・安全教育・生活指導
- ✓ 3か月後…技能実習生として空港グランドハンドリング業務に従事
- ✓ 1号・2号技能実習（計36ヶ月）修了後…母国の空港グランドハンドリング事業に従事

※実習の過程で必要となる社内資格の取得や、教育の受講等も一般社員と同様に実施。

※希望すれば3号技能実習により更なる技能向上も可

## 農業

【受入れ機関概要】（令和2年2月現在）

特定技能

所在地：長崎県平戸市

従業員：正社員3名、派遣社員16名 計19名

経営規模（派遣先）：県内のJA、農家 等

【外国人材の状況】

受入れ開始：令和元年12月（カンボジアより）

・令和元年12月にカンボジア技能実習2号修了生2名をJAへ派遣し就労開始。レタスなど野菜の圃場作業等を農家から請け負う。令和2年2月末現在で島原地域にJAや農家に16名を派遣。

☆県の主導により派遣会社を設立し、外国人が安心して暮らし、就労できる環境づくりを実施

【県全体で派遣受入れを取組】

・長崎県では、農業分野における労力不足に対処するために平成31年2月に県公益法人、県JAグループ、人材派遣会社が出資し、人材派遣を行う新法人を設立。

・農業分野における特定技能外国人受入れにあたり、県段階の協議会のほか、県内ブロックごとに「受入市町連絡協議会」を設置。この中で地域住民との交流の場の設定や農作業マニュアルの翻訳などの取組により、外国人と地域住民の共生社会の実現を目指す。

・外国人向け住居対策として県の遊休公舎を活用。



島原地域  
受入連絡  
協議会



レタス  
収穫作業

## 漁業

【受入れ機関概要】（令和元年6月現在）

技能実習

○漁業種類：いか釣り

○所在地：石川県

○実習実施者：20者（23隻）

○実習生：79人（インドネシア）

【受入れ機関の取組】

○余暇の充実

・休漁期を利用したバス旅行

○地域交流

・町民卓球大会やバドミントン大会への参加

・2001年1月から毎年オーディションでインドネシア人漁業実習生バンドを結成（バンド名：チュミ・ボーイズ\*）し、地元の福祉施設、公民館や学校などを訪問して日本とインドネシアの歌やダンスを披露

\*「チュミ」はインドネシア語で「イカ」を意味する

○日本語習熟

・日本語学習会への参加

・日本語学習の一環でNPO法人の協力を得て日本の歌を練習

○母国との絆

・スマトラ地震の際には街頭募金活動を行い、自分たちの小遣いも加えて母国へ献金



グループホーム訪問



公民館まつりに参加

5-8

## 飲食料品製造業

【実習実施者概要】（令和2年2月現在）

技能実習

所在地：北海道

従業員数：正社員10名 パート60名 その他派遣等

経営規模：1事業所1工場（サラダ製造、そう菜製造）

【外国人材の状況】

受入開始：平成29年9月（ベトナムより）

【受入れ機関の取組】

・積極的な近隣の日本人住民との交流により相互理解を図っている。

・地域の清掃やボランティアなどに積極的な参加している。



自主的な行動で地域の清掃に取り組み、住民との相互理解ができている



祭りや書道・絵画展などの地域行事に参加し、住民とのコミュニケーションが取れている

## 外食業

【受入れ機関概要】（令和2年2月現在）

特定技能

所在地：大阪府

店舗数：7店舗 従業員：約80人

業態：餃子・ラーメン・中華料理店

【外国人材の状況】

Dさん（男性・26歳・ベトナム出身・2017年来日・N4取得）

受入れ開始：令和元年8月

【受入れ機関の取組】

・会社として様々な在留資格の外国人を採用し、いくつかのキャリアプランを策定している。

・外国人には、繁忙で仕事に追われる都心立地店ではなく、あえて郊外店ですっかり日本語や習慣を身につけてもらいつつ、店では中心スタッフとして働いてもらうことで本人のやる気向上を図っている。更に、地方店に外国人を配置することで、地域の人材不足解消も目指している。

・同じ出身国のマネージャーによりアドバイスを受けられるようにすることで、外国人にとって働きやすい体制となるよう心がけている。



Dさんが働くお店の外観



厨房に立つDさん





ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

## 多文化共生の推進に関する研究会資料

### ～地域での安定した就労の支援～

令和2年5月15日

厚生労働省

## 目次

1. 我が国の外国人労働者の現状・・・・・・・・・・ P 1
2. 地域での安定した就労の支援・・・・・・・・・・ P 7
  - (1) 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化
  - (2) 相談・支援体制の充実
  - (3) 地域での安定した就労を支える拠点（外国人専用窓口）
  - (4) 新型コロナウイルス感染症に関する外国人への多言語での情報発信
3. 地方公共団体との連携・・・・・・・・・・ P15
  - (1) 国と地方公共団体の雇用対策協定
  - (2) 雇用対策協定による連携事例
  - (3) 地域定着に向けた連携施策（地域外国人材受入れ・定着モデル事業）

# 1. 我が国の外国人労働者の現状

## 日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 165.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

### ①就労目的で在留が認められる者 約32.9万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

### ②身分に基づき在留する者 約53.2万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

### ③技能実習 約38.4万人

- ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

### ④特定活動 約4.1万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

- ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

### ⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約37.3万人

- ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野(注)の各業務従事者

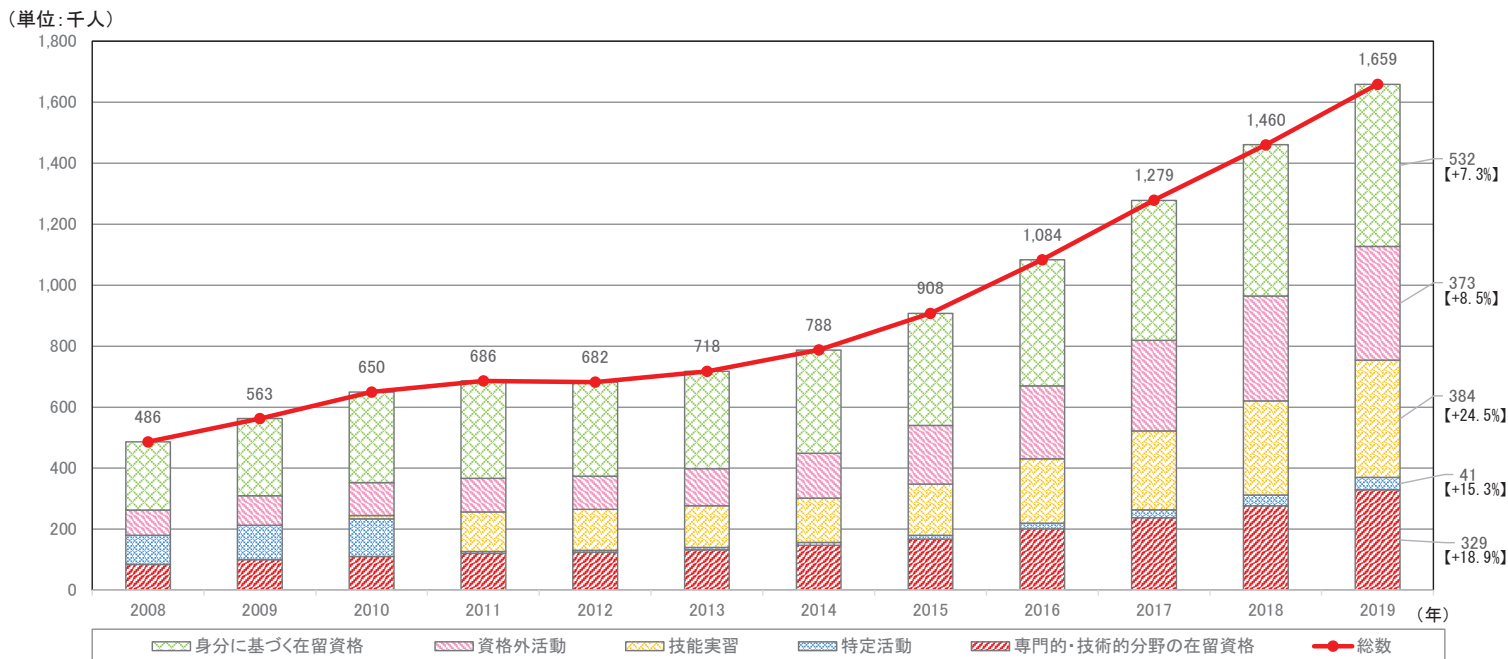
（注）介護、ビルクリーニング、素材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

# 在留資格別にみた外国人労働者数の推移

○ 日本で就労している外国人は、2019年10月末時点で過去最高の165万8804人。

○ 在留資格別にみると、「技能実習」(24.5%)、「専門的・技術的分野の在留資格」(18.9%)の伸び率が大きい。

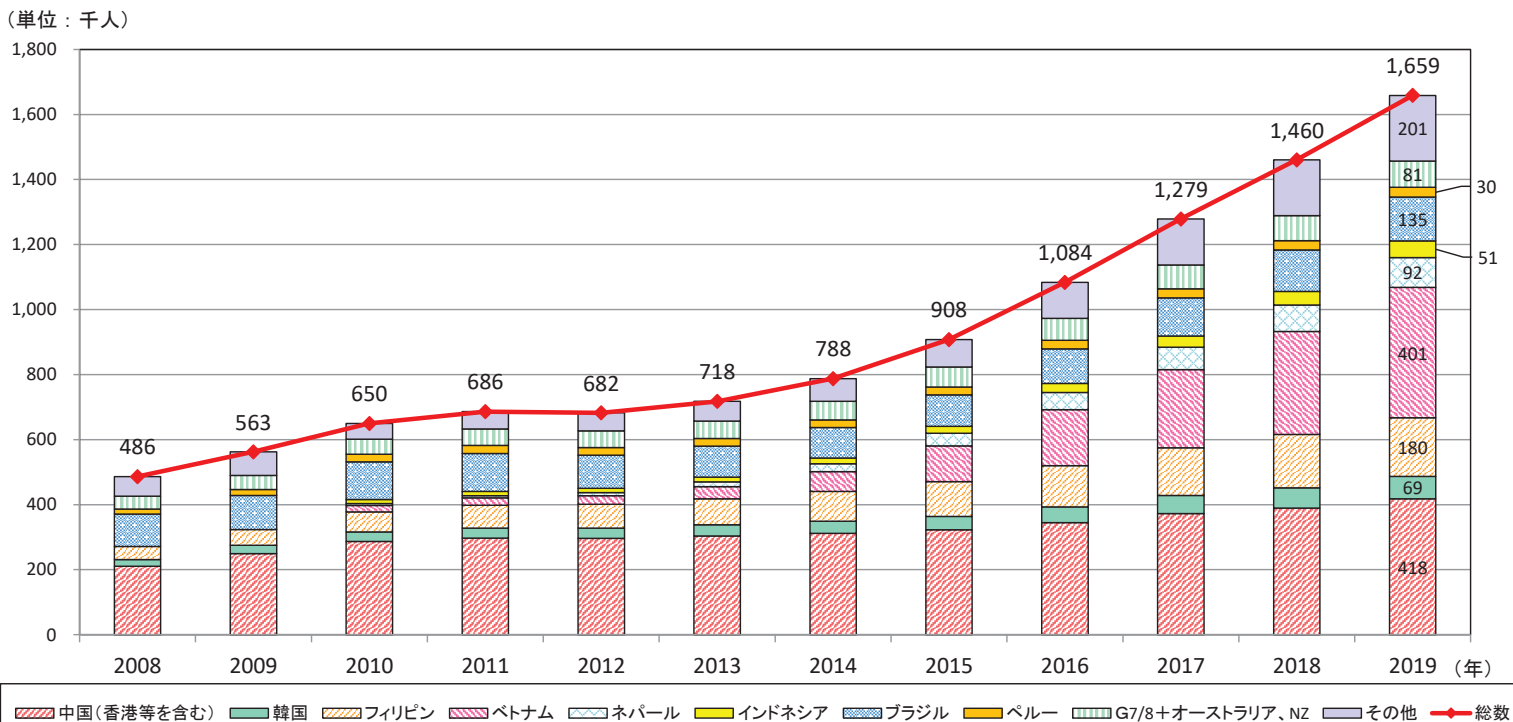


注1: 【 】内は、前年同期比を示している。  
 注2: 「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。  
 注3: 「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。  
 注4: 「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。  
 注5: 「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

# 国籍別にみた外国人労働者数の推移

○ 国籍別に直近の状況を見ると、中国が最も多く418,327人で、外国人労働者全体の25.2%を占めている。次いで、ベトナムが401,326人(同24.2%)、フィリピンが179,685人(同10.8%)の順となっている。

○ 直近の推移をみると、特にベトナムについては対前年同期比で84,486人(26.7%)と大幅に増加している。また、インドネシアについては同9,751人(23.4%)、ネパールについては同10,208人(12.5%)増加している。



# 日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が48.3%、次いで「資格外活動（留学生等）」が34.2%となっている。
- インドネシアは「技能実習」が63.3%となっている。
- ネパールは「資格外活動（留学生等）」が77.3%となっている。

（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,658,804	329,034	531,781	383,978	41,075	372,894
中国	418,327	114,856	112,040	86,982	4,938	99,510
韓国	69,191	31,208	25,019	62	3,880	9,021
フィリピン	179,685	11,579	125,197	34,965	5,121	2,819
ベトナム	401,326	49,159	14,646	193,912	6,196	137,410
ネパール	91,770	12,720	4,169	501	3,438	70,942
インドネシア	51,337	4,759	5,830	32,480	2,976	5,291
ブラジル	135,455	1,071	133,943	129	49	263
ペルー	29,554	115	29,274	73	22	70
その他	282,159	103,567	81,663	34,874	14,455	47,568

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(令和元年10月末現在)」

6

## 2. 地域での安定した就労の支援

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（平成18年当時）

## 地域における多文化共生推進プラン(平成18年3月27日)- 抜粋 -

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策
  - (2) 生活支援
    - ③ 労働環境
      - ア. ハローワークとの連携による就業支援  
外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークと連携して就業支援すること。

## 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策(平成18年12月25日)- 抜粋 -

3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等
  - (2) 就労の適正化のための事業主指導の強化  
外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況報告を義務化するとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」について、必要な事項を法的根拠を持つ指針に位置づけ、当該指針に基づく就労の適正化を推進する。このため関係法律案を次期通常国会に提出する。日系人等の不安定な雇用、劣悪な就労環境等の就労実態の改善に向けて、事業主に対する指導を強化する。
  - (3) 雇用の安定  
職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。

平成18年当時は、地域で就労する外国人への支援策も基本的なものに限られており、また、対策の対象も日系人等の定住外国人が中心であった。

8

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（現在）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日)の策定等により、外国人への支援の充実が図られ、対象とする外国人も、我が国で生活・就労するすべての外国人を対象としたものとなった。(→令和元年12月の改訂により更なる支援策の充実が図られた。)

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)(令和元年12月20日)- 抜粋 - 1

- 3 生活者としての外国人に対する支援
  - (6) 適正な労働環境等の確保
    - ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

### 【現状認識・課題】

外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいといえる。そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保に努めていく必要がある。

### 【具体的施策】

○ 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。〔厚生労働省〕《施策番号123》

○ 技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあり、外国人技能実習機構の現地検査の能力を強化するために、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有するなどの措置を講ずる。

外国人技能実習機構の母国語相談窓口の拡充等により、技能実習の不適正な実施等に関する実習生からの情報を収集する能力を高め、

効果的な現地検査につなげる体制を強化する。

また、技能実習生においても技能実習制度に関する理解や日本で生活する上で必要な情報の入手が行えていない場合もあることから、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化することで、技能実習生に対して新たに周知すべき情報等について随時提供すること等を可能とし、技能実習生が技能実習に専念できるよう、その保護を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号124》

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（現在）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)(令和元年12月20日)- 抜粋 - 2

- 我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けに、特定技能外国人の受入れ分野(14分野)等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材を開発するとともに、関係省庁、業界団体等に対してそれら視聴覚教材の活用方法を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援する。視聴覚教材については、現在、日本語を含む11言語で作成しているところ、対応言語を拡充して14か国語対応とするほか、VR技術等を用いた危険体感教育用教材を作成する。併せて、危険有害業務に係る補助教材等の充実を図るなど、外国人労働者の労働災害の防止対策のためのツールを充実・強化する。〔厚生労働省〕《施策番号125》
- 都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて、対応言語を現行の9か国語から14か国語に拡大する(日本語を含む)。〔厚生労働省〕《施策番号126》
- 事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。
  - ・ 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した多言語辞書を作成し、事業主や外国人に周知する。
  - ・ 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置を新設する。
  - ・ 外国人就労・定着支援研修事業の知見を基に外国人労働者の職場定着のための研修のモデルカリキュラム(仮)を作成し、外国人を雇用する企業等へ周知する。<再掲>〔厚生労働省〕《施策番号120》
- 都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、新たに「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る。〔厚生労働省〕《施策番号127》
- 事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。〔厚生労働省〕《施策番号128》

10

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（現在）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)(令和元年12月20日)- 抜粋 - 3

### ② 地域での安定した就労の支援

#### 【現状認識・課題】

在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に伴い、ハローワークにおける相談対応の多言語化を図ることが求められているとともに、それらの外国人について、円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされている。また、前記のとおり我が国での就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要である。

#### 【具体的施策】

- 多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕《施策番号129》
- 特定技能外国人を含む外国人材の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での就職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応(14か国語)により、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報の提供を行うなど、できる限り本人の希望に沿った就職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号130》
- 外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業(外国人就労・定着支援研修事業)について、実施地域及び対象者数の拡充を図る。〔厚生労働省〕《施策番号131》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を行うことで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号132》
- 人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕《施策番号133》

# 地域での安定した就労のための相談・支援体制の充実

## 都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク等における相談体制の充実

- ハローワークの外国人専用窓口（次頁）において、通訳員を配置する等きめ細やかな就職支援を実施。
- 上記を含む全てのハローワークにおいて、**多言語コンタクトセンター**（電話通訳・令和2年度から14言語に対応）を活用した相談支援を実施。
- 「**外国人労働者相談コーナー**」（都道府県労働局や労働基準監督署に設置）、「**外国人労働者向け相談ダイヤル**」（同相談コーナーに来訪できない方向け）、「**労働条件相談ほっとライン**」（労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受付）において、多言語での労働相談を実施。（令和2年度から14言語に対応）
- 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナー**において、「多言語コンタクトセンター」（電話通訳）の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する多言語での相談を実施。
- 外国人技能実習機構において、**技能実習生に対する多言語での相談**や**技能実習生手帳（多言語）のアプリ化**を実施。

## 職場や地域における各種支援ツールの普及・活用

- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化（14言語）**及び**VR技術等を用いた危険体感教育用教材**を作成。
- 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、**労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した多言語辞書**を作成し、事業主や外国人に周知。（令和2年度予定）
- 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、**外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置**を新設。
- 我が国での就労に制限のない身分に基づく在留資格の外国人等を対象として、**職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保険制度等に関する知識の習得を目的とする研修（外国人就労・定着支援研修事業）**を実施することにより、国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図る。
- 定住外国人が多く集住する都道府県において、日本語能力に配慮した**職業訓練**を実施。
- 外国人を含む労働者の**キャリア形成を促進**するため、職業訓練等に取り組む事業主等を人材開発支援助成金により支援。

12

# 地域での安定した就労を支える拠点（外国人専用窓口）

以下の外国人専用窓口において、きめ細かな就職支援サービスを実施（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

### ■外国人雇用サービスセンター

- 対象者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援
- 設置数 - 4拠点（東京、愛知、大阪、福岡）
- 支援内容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援や合同企業説明会等を行う

### ■留学生コーナー

- 対象者 - 日本での就職を希望する外国人留学生（既卒含む）
- 設置数 - 21拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）
- 支援内容 - 外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施

### ■外国人雇用サービスコーナー

- 対象者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般
- 設置数 - 129拠点（通訳員を配置しているハローワーク）
- 支援内容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員が就職支援を実施

このほか、全国のハローワーク（544拠点）において101、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応

13

○厚生労働省では、外国人が情報を知らないことにより不利益を受けることがないように、外国人労働者や留学生に向けたメッセージを多言語(16言語)に翻訳したうえで情報発信している。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html)

やさしい日本語版

かいしゃ はたら がいこくじん  
会社で働いている外国人のみなさま

新型コロナウイルスのために、あなたが働いている会社の経営が悪くなっているかもしれません。しかし、あなたの会社は、あなたが外国人だから、あなたを日本人よりも悪く扱ってはけません。あなたは、次の1~4のよきなことに気をつけて下さい。

1. 会社の責任で、会社があなたに「会社を休みなさい」と言ったときは、会社は、あなたにお金（「休業手当」と言います。）を払わなければなりません。これは、日本人と同じです。
2. 日本政府は、働いている人を守るために、会社にお金（「助成金」と言います）を払います。このお金は、外国人のためにも、日本人のためにも使うことができます。
3. あなたの子どもが学校は今休みになっているかもしれません。学校が休みになったら、あなたが会社を休まなければならないかもしれません。あなたが会社を休んだとき、あなたは給料が出る休み（「年次有給休暇」と言います）を使うことができます。これも、日本人と同じです。
4. 会社はあなたを無理矢理辞めさせることはできません。会社があなたに会社を辞めてほしいときは、日本人に辞めてほしいときと同じルールを守らなければなりません。

※1~4などで困ったことがあったら、近くの労働局、労働基準監督署、ハローワークに相談してください。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 ハローワーク

LL020312外01

「16言語」  
(日本語含む)  
に翻訳

3月に日本の学校を卒業する外国人の学生の皆さん

3月に日本の学校を卒業する外国人の学生のみなさん

4月から日本の会社で働きはじめる約束をしていたのに、会社から、「4月から働くことはできません」と言われていませんか？

そんなときは、近くのハローワークに相談してください！

ハローワークは、「皆さんが4月から働けるようにしてください」と会社に言ったり、皆さんが仕事を見つけるお手伝いをしたりしています。

また、4月からの在留資格について不安な方は、近くの出入国在留管理局に相談してください。

リーフレット一覧  
(日本語) (やさしい日本語) (English) (中文(簡)) (中文(繁)) (한국) (Português) (Español) (Tagalog) (ภาษาไทย) (Tiếng Việt) (नेपाली) (Bahasa Indonesia) (සිංහල) (Монгол хэл) (မြန်မာ))

○このほか、ハローワークに来所する外国人がスムーズに求職活動できるよう「求人票の見方」と「求職申込書の書き方」について多言語で案内。(日本語含む7言語に翻訳)



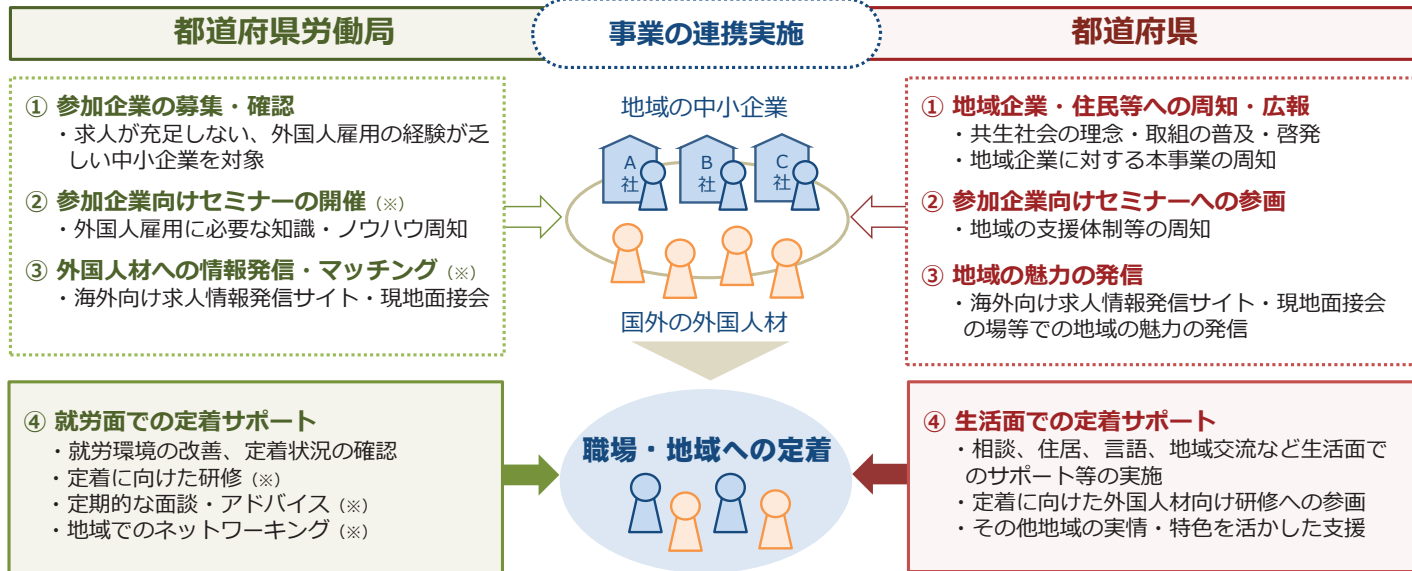
## 3. 地方公共団体との連携





- 人手不足に対応した外国人材の受入れについては、
    - ①受け入れた外国人材が都市部等に集中するのではないか
    - ②中小企業においては受入れや雇用管理に関する知識・ノウハウ等が十分ではない
 といった指摘もあり、外国人材の職場や地域への定着を図るための事例を蓄積し、普及していく必要。
  - 受入れ・定着に積極的な都道府県（モデル地域）と都道府県労働局が連携し、地域の特性を活かしつつ、外国人材が円滑に職場・地域に定着できるよう協調して施策を実施する。
- ⇒ 定着実績や効果的な支援内容等、2年間の事業成果を報告書にまとめ、他の地方公共団体等に周知。

※ モデル地域は、地域産業を担う人材が不足しており、外国人材への魅力発信や共生のための取組を積極的にを行う都道府県から公募し、有識者等による委員会にて5地域を上限に選定。選定地域は、都道府県労働局との雇用対策協定を通じて連携。



(※) 国からの事業委託により実施。受託者はそれ以外の取組についても幅広く助言等を行う。  
なお、ハローワークによる国内人材募集・紹介は別途、通常業務として実施。

(注) 都道府県の取組は、県内の市町村、関係団体等と協力して実施することも可能。

## 災害時の支援体制の整備

# 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成

## 1. 背景・経緯

- 平成28年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)で、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(平成29年度)において議論。

## 2. 災害時外国人支援情報コーディネーターの養成について

- 「災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和2年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成30年度から実施する。」(総務省)《施策番号65》

出典:「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」(令和元年12月20日関係閣僚会議決定)



## (参考)養成研修の実績

- 平成30年度 日程:平成31年2月21日(木)～22日(金)、場所:総務省自治大学校
- 令和元年度 日程:令和2年2月5日(水)～6日(木)、場所:総務省自治大学校

# 医療・保健サービスの提供

# 多文化共生の推進に関する研究会資料

## 医療・保健・福祉について

令和2年3月17日  
厚生労働省

### 外国人患者受入れ環境の整備等の推進

令和2年度予算案 10.5億円 (16.6億円)

厚生労働省事業

注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

#### 都道府県向け支援

##### 地域の外国人患者受入体制整備等を協議する場の設置 1.7億円(1.6億円)

- 都道府県に地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議等を行う【補助】

##### 医療機関の外国人対応に資するワンストップ窓口の設置 2.4億円(2.4億円)

- 都道府県に、医療機関等から寄せられる外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題にも対応できるワンストップ型の相談窓口を設置する【補助】

##### 地域における外国人患者受入れ体制のモデル事業 0.3億円(0.3億円)

- 都道府県において、地域特性に応じた外国人患者受入れ体制モデルを構築する【補助】※5都道府県程度

##### 医療機関の外国人対応に資する夜間休日ワンストップ窓口 2.2億円(2.2億円)

- 都道府県におけるワンストップ窓口の機能を補完するため、国において夜間・休日における医療機関からの相談に対する相談窓口を設置する【委託】

#### 医療機関向け支援

##### 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 0.5億円(0.5億円)

- 電話医療通訳の団体契約を通じて、医療機関における電話医療通訳の利用を促進【補助】※5団体程度

##### 希少言語に対応した遠隔通訳サービス 2.2億円(2.2億円)

- 民間サービスが少なく、通訳の確保が困難な希少言語について、医療機関向けの遠隔通訳サービスを提供【委託】

##### 医療通訳者・医療コーディネーター配置等支援事業 0.5億円(0.5億円)

- 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関への医療通訳者等の配置や、当該医療機関の体制整備を支援するための情報提供や助言を実施【補助】※10箇所程度

##### 医療コーディネーター等養成研修 0.7億円(0.8億円)

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーター等の養成研修等を実施【委託】

2018 2019 2019.10 2020

モデル事業の実施

全都道府県に向けた  
対策協議会及びワンストップ窓口の設置支援

都道府県を補完する  
夜間ワンストップ窓口の開始

○ 5都道府県（北海道・東京都・三重県・京都府・大阪府）で、主に訪日外国人を念頭に、地域における関係者の会議体の設置や実態把握等の初期的な対応にかかるモデル事業を開始

- 2019年度から、都道府県が協議会を設置する場合は、国が支援するスキームを開始
- 同時に、都道府県が医療機関向けのワンストップ窓口を設置する場合も、国が支援するスキームを開始

○ 2018年度に実施したモデル構築事業の結果も踏まえた都道府県向けの支援マニュアル※を公開し、都道府県の医療機関支援をサポート

○ 2020年度も全国47都道府県分のワンストップ&協議会設置支援の予算を確保しており、早期の地域における体制整備を目指す

※2019年度末を目途に、厚労科研・研究班で検討中

○ 関係者による議論の場を設置し、関係者間の連携強化を図る。



○ 地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定。

2019年度10月末からは、厚生労働省において、都道府県のワンストップ窓口を補完する夜間休日の相談窓口を開設。対応結果等について、都道府県へのフィードバックも開始

# 子ども・子育て及び福祉サービスの提供

# 利用者支援事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

## 3つの事業類型

### 基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援  
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

#### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等  
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

#### 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

### 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

#### 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○補助単価（令和2年度予算案）

基本事業	基本型	特定型	母子保健型
	7,505千円	3,006千円	9,274千円

※母子保健型は、職員が専任の場合

【加算事業】	夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応（新規）
	1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

○実施か所数の推移

（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
29年度	611	371	915	1,897
30年度	720	375	1,183	2,278

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

#### 【令和元年度から実施】多言語対応加算

外国人子育て家庭等が、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声通訳システム等を導入し、多言語対応への取組を実施した場合の加算

## 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）の医療保険関係ポイント

### （医療保険の適正な利用の確保）

- 健康保険について、引き続き、海外居住者の被扶養認定の厳格な認定を実施  
また、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、原則として国内居住要件を導入し、その際、一定の例外を設ける【令和元年5月22日公布、令和2年4月1日施行】
- 国民健康保険について、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に市町村が入国管理局に通知する枠組みについて、通知対象を拡大【平成31年1月7日通知発出】  
また、被保険者の資格の得喪に関し、市町村が関係者に報告を求めることができる旨を明確化【令和元年5月22日公布、同日施行】
- 出産育児一時金について、審査を厳格化【平成31年4月1日通知発出】
- なりすましについて、医療機関が必要と判断する場合に、本人確認書類の提示を求めることができるよう必要な対応を行う【令和2年1月10日通知発出】

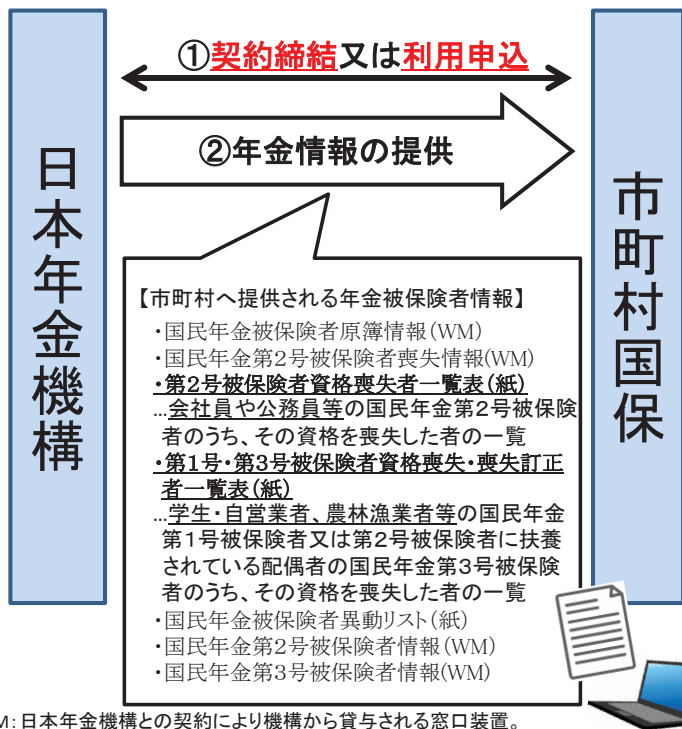
### （社会保険への加入促進）

- 国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進【平成31年3月29日通知発出】
- 新たな在留資格による外国人（本年4月からの特定技能1号・2号）について、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項等を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を実施【令和2年4月から実施予定】
- 新たな在留資格による外国人（本年4月からの特定技能1号・2号）について、国民健康保険・国民年金の保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新申請等を不許可とする【平成31年4月1日より実施】

# 年金被保険者情報の活用による国保の資格取得・喪失処理の徹底について

- 平成21年2月から、日本年金機構（発足前は旧社会保険庁）と市町村との間で覚書を締結することにより、全ての市町村で年金被保険者情報（「市区町村用ねんきんネット」と「紙のリスト」）を国保事務に活用することが可能となった。
- また、平成31年4月から、①契約締結により「年金相談用WM」、又は、②（「紙のリスト」の国保事務）利用申込書兼利用契約同意書の提出により「紙のリスト」をそれぞれ国保事務に活用することが可能となった。
- さらに、日本年金機構では「市区町村用ねんきんネット」を令和元年12月末に廃止し、令和2年1月以降は日本年金機構から市区町村に契約締結により貸与する「ねんきんネットWM」を国保事務に利用することを可能にした。
- ※ 現在、「市区町村用ねんきんネット」の覚書により「紙のリスト」を国保事務に利用している市区町村が、引き続き、令和2年1月以降も国保事務に利用する場合については、上記②の（「紙のリスト」の国保事務）利用申込書兼利用契約同意書の提出が必要になる。

## <資格に関する届出がない被保険者に対する年金情報の活用>



(注)WM: 日本年金機構との契約により機構から貸与される窓口装置。

### ③-1 国保の資格取得届の勧奨

第2号被保険者の資格喪失一覧表（紙）から会社等を辞めたことで国保への加入が見込まれるが、資格取得届が未提出である者を抽出した上で国保の資格取得届の勧奨

### ③-2 国保の資格喪失届の勧奨

第1号被保険者の資格喪失一覧表（紙）から会社等に就職し健康保険に加入したことで国保の加入資格を失うと見込まれるが、資格喪失届が未提出である者を抽出した上で国保の資格喪失届の勧奨

- ※③-2の勧奨によっても資格喪失届の提出がない場合に
- WMにより、国民年金第2号被保険者又は国民年金第3号被保険者となったことが確認できること
  - 国保の資格喪失届の勧奨の発送日より1か月以上後の指定日までに提出がなく、職権喪失処理することがあり得る旨明記した勧奨状によっても提出がないこと

上記 i 及び ii に該当する場合は職権による資格喪失処理も可能

資格取得・喪失処理の徹底・迅速化を図る

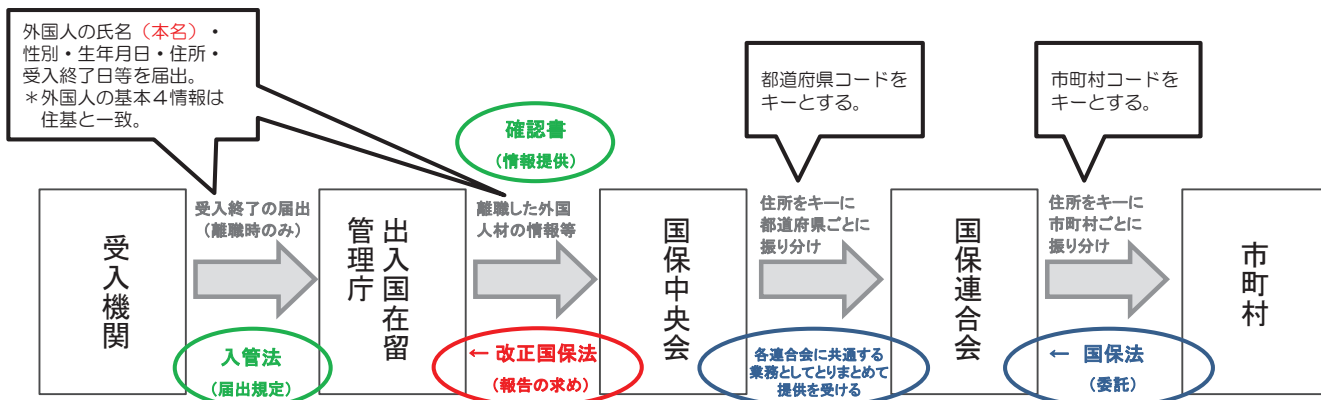
6

## 外国人材の受入拡大に伴う国保への加入促進に係る情報連携について

令和2年2月18日 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料

- 平成31年4月に、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設等を内容とする改正入管法が施行され、外国人材の受入れが開始。こうした外国人材の国保への加入を促進するためには、関係行政機関が連携して取り組む必要。
- 厚生労働省では、実務的な観点から法務省等との間で検討を進めてきたが、以下のような情報連携のスキームを構築したいと考えており、都道府県におかれても引き続き市町村への周知及び取組の推進についてご協力をお願いしたい。
- なお、法令上、市町村が「出入国在留管理庁に報告を求める事務」を国保連合会に委託（国保中央会に再委託）するという構成になることから、各市町村と国保連合会との間で当該事務に係る委任契約の締結をお願いしている。

### 市町村において、「出入国在留管理庁→国保中央会→国保連合会」経由で、入国・離職した外国人材の情報の提供を受け、外国人材に対する加入勧奨を実施



◎国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ※赤字部分を追加（健保法等改正法：令和元年5月15日可決・成立、同月22日公布・施行）※（資料の提供等）

第百十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

（連合会又は支払基金への事務の委託）

第百十三条の三 保険者は、第四十五条第五項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は支払基金に委託することができる。

- 一 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六条第一項又は第二項の規定による保険料の徴収、第八十二条第一項の規定による保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務

# 感染症流行時における対応

令和2年8月14日現在

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策①（外国人への支援）

### 【生活維持に係る支援】

#### 特別定額給付金

- 働き先を退職して迅速かつ的確に家計に対する支援を実施。給付対象者1人につき10万円を支給
- 対象者：住民基本台帳に記録されている者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 子育て世帯への臨時特別給付金

- 児童手当（本則給付）を受給する世帯に対する支援。児童1人につき1万円を支給
- 対象者：児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童を含む。）（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援。児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対し、1世帯5万円、第2子以降ひとりにつき3万円を支給。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した世帯に対し、追加で5万円を支給。

#### 対象者：【児童扶養手当受給世帯等への給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者（中長期在留者等の外国人を含む。）
  - ②公的年金給付を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（中長期在留者等の外国人を含む。）
  - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者（中長期在留者等の外国人を含む。）
- 【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】
- 上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 高等教育修学支援

- 家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付金・貸与型奨学金を通じた支援
- 対象者：授業料等の支払いが困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

#### 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援
- 対象者：国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 国民年金保険料の免除

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
- 対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者へ要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 個人向け緊急小口資金等の特別貸付

- 緊急小口資金
- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付（貸付上限額：20万円以内）
- 対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

#### 総合支援資金

- 生活の立て直しが必要な場合に継続して支援（2人以上世帯20万円以内、原則3か月以内）
- 対象：低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

#### 住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 就職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
- 対象者：離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、就職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 公営住宅等の入居者等への柔軟な対応

- 公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
- UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施
- 対象者：公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 【事業継続に係る支援】

※青字をクリックするとHPに飛びます

#### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体等が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

#### 持続性給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 家賃支援給付金

- 令和2年5月～12月において、いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少している事業者に対し、事業継続を支援するため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大月額100万円、個人事業者は最大月額50万円を、6か月分支給）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当する事業者

#### 国税・地方税徴収の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ滞りなしで1年間、徴収猶予できる特例を措置。
- ・令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税
- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税 について適用
- 対象者：感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は1/2とする税制措置
- 対象者：令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 【就労に係る支援】

#### 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業者（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

#### 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支給
- 休業前賃金の80%（月額上限33万円、休業実績に応じて支給）
- 対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険の被保険者でない方も対象であり、中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 雇用保険の求職者給付

- 失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職出来るよう求職活動を支援
- 対象者：雇用保険の被保険者であって、受給要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等に対する就労の維持

- 解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング
- 在留資格「特定活動（就労可）」の付与、ニーズが高い他分野や特定技能への円滑な移行支援
- 対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等

### 【在留関係申請に係る取扱い】

#### 申請受付期間・審査結果受領期間等の延長

- 【申請受付期間の延長】
- 在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請等の受付を在留期限から3か月後まで延長
- 対象者：令和2年3月、4月、5月、6月又は7月中に在留期限を迎える在留外国人等
- 【審査結果受領期間の延長】
- 対象者：在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の審査結果の受領（在留カードの交付等）期間を通常在留期限の2か月から更に3か月間延長
- 対象者：在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を既に行っている中長期在留者
- 【在留資格認定証明書の有効期間の延長】
- 在留資格認定証明書の有効期間について、2019年10月1日以降、2021年1月29日までに作成されたものは、①入国制限措置が解除された日から6か月又は②2021年4月30日までのいずれか早い日までに延長
- 【再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了7日を経過した永住者への対応】
- 入国制限措置が解除された後、再度日本に入国する際、入国時に「永住者」の在留資格を付与

#### 困難者等への対応

- 感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可



# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策②（受入れ機関への支援）

※青字をクリックするとHPに飛びます

## 【雇用維持・事業継続に係る支援】

### 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額、助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

### 持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 家賃支援給付金

- 令和2年5月～12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大月額100万円、個人事業者は最大月額50万円を、6か月分支給）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当する事業者

## 【資金繰りに係る支援】

### 中堅・大企業の資金繰り支援

- 指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫によるソースステップローンを通じて危機対応融資等を実施
- 対象：中堅企業、大企業（外国人を雇用する企業を含む。）

### 実質無利子・無担保融資

#### 【政府系金融機関等による実質無利子・無担保融資】

- 感染症の影響を受けて業績が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス特別貸付、商工組合中央金庫による危機対応融資を実施。これらを利用した事業者のうち、特に売上高が急減した事業者は、当初3年間実質無利子・無担保の対象となる。
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 【民間金融機関による実質無利子・無担保・保証料減免融資】

- 感染症の影響を受けて業績が悪化した中小企業・小規模事業者等のうち、都道府県等による制度融資においてセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した事業者に対し、民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を実施。融資額4,000万円を上限に、保証料を全期間1/2又はゼロ、金利を当初3年間ゼロとする。
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 資本性資金供給

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化した企業再建に取り組み持続可能な企業に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【税制措置、支払猶予等】

### 国税・地方税徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収・納付猶予できる特例を措置。
  - ・令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税・厚生年金保険料等
  - ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税
- 対象者：感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納税（付）することが困難な者（外国人を雇用する企業を含む。）

### 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月に改定）によらず、特例により翌月から改定可能
- 対象者：次の全てに該当する方が対象（被保険者資格を有する外国人を含む。）
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
  - ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
  - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方

### 中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

- 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は1/2とする税制措置。
- 対象者：令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している者（外国人を雇用する企業を含む。）

### 電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（外国人を雇用する企業を含む。）

## 本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱い



### 1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（90日）」の在留期間更新を許可します。

### 2 「技能実習」、「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

（注1）従前と同一の業務（※）に従事する場合は対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です。

（注2）「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は同様に許可します。

（注3）「短期滞在」や「特定活動（6か月・就労不可）」がいったん許可された方も対象となります。

（注4）「特定活動（サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

### 3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（6か月・週28時間以内のアルバイト可）」への在留資格変更を許可します。

（注1）令和2年1月1日以降に教育機関を卒業（修了）した方に限られます。

（注2）「短期滞在」や「特定活動（6か月・就労不可）」がいったん許可された方も対象となります。

### 4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更を許可します。

（注）上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

## 1 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方

### ① 在留資格認定証明書が交付された方

通常3か月間有効ですが、特例として、2019年10月1日から2021年1月29日までに作成された在留資格認定証明書は、**入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで有効なものとして取り扱います。**

### ② 在留資格認定証明書交付申請中の方について

現在申請中の案件について、活動開始時期を変更することとなった場合、原則として**受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

## 2 在留諸申請中に再入国許可により出国した方

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。**

## 3 再入国許可による出国中に再入国期限が経過した方等

### ① 在留資格認定証明書の交付対象とならない方（「永住者」等）

再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できなかった永住者の方については、**再入国許可の有効期間の満了日が、入国制限が解除された日から1か月後までであり、かつ、入国制限が解除された日から6か月後までに査証申請をいただいた上で入国する場合には、「永住者」の在留資格により上陸特別許可します。**

### ② 在留資格認定証明書の交付対象となる方（留学生や技能実習生等）

本邦に中長期在留者（留学生や技能実習生等）として在留していた方が、再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できず、在留期限を経過した場合などで、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う方については、原則として**申請書および受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて



### ① 本国への帰国が困難な方

⇒ **「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更が可能**です

※ 「特定活動（6か月・就労可）」は、**従前と同一の業務（注）で就労を希望する方に限ります。**

（注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）

※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能**です

### ② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、**「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能**です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

### ③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ **特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能**です

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

### ④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、**「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能**です

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、**必要書類を簡素化しています**

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

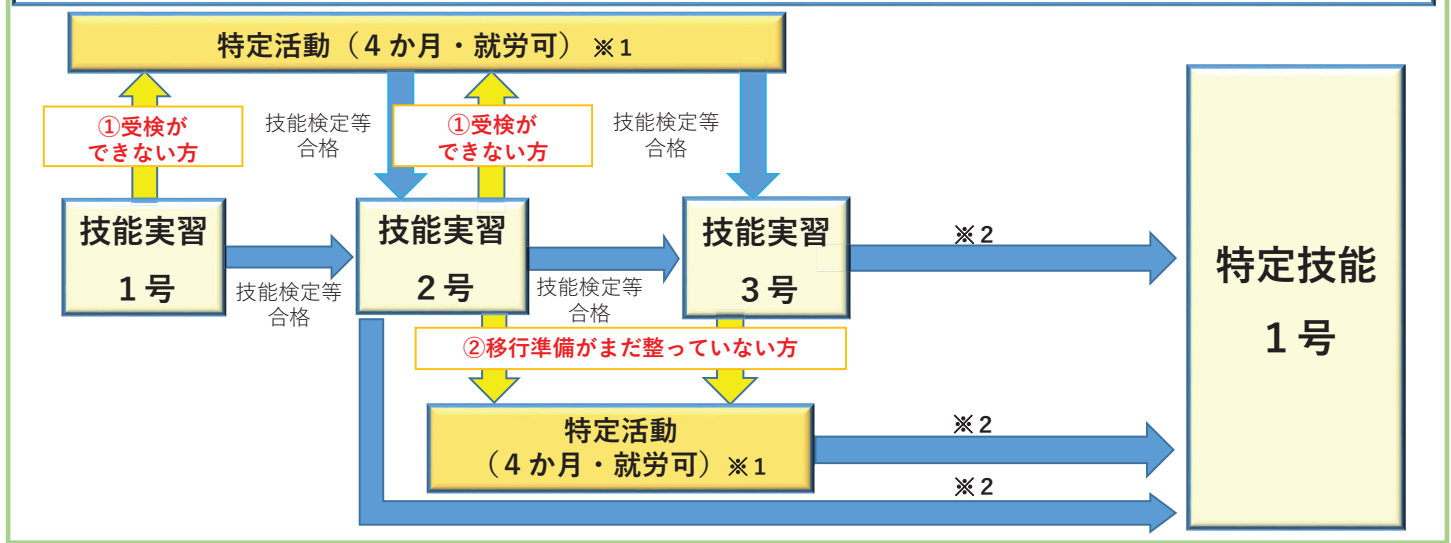
### ⑤ 「技能実習3号」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、**「技能実習3号」への在留資格変更が可能**です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」※3等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 従前と同一又はこれに関する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について  
～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

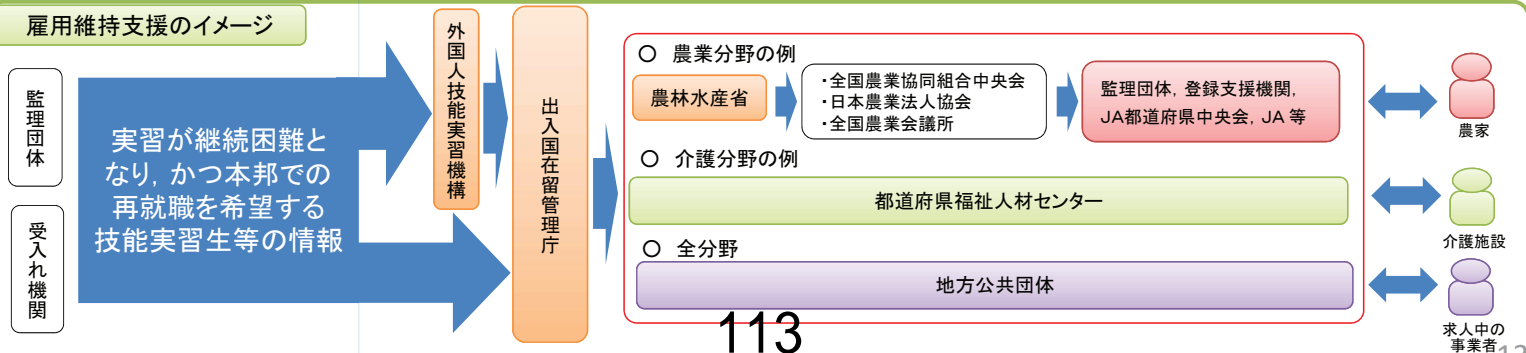
支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大1年
- 令和2年4月20日から実施
- 要件
  - ・申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
  - ・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること（希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る）
  - ・受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（外国人の受入れ実績等）
  - ・受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
  - ・受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活に係る支援を適切に行うこと

雇用維持支援のイメージ



1 教育機関において引き続き教育を受ける場合

- 在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことが可能。
- ⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新可能。
- ⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

2 教育を受ける活動を行わない場合

- (1) 2020年に教育機関を卒業した方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、在留資格「特定活動（6か月）」への在留資格変更許可が可能。
- ⇒ 就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも、1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。
- (2) 2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合
- ⇒ 卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

3 卒業後の就職が決定している場合

要件を満たせば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更が可能。

4 卒業後も引き続き本邦内において就職活動を行うことを希望する場合（大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生に限る。）

- 在留資格「特定活動」に係る在留資格変更許可を受け、卒業から1年間就職活動を行うことが可能。
- ⇒ 通常、就職活動を行う場合は卒業から1年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

新型コロナウイルス関連の情報提供等に対する外国人受入環境整備交付金の活用について（改正） 出入国在留管理庁

背景・経緯

- ◎ 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるところ、在留外国人への新型コロナウイルスに関する情報提供や相談対応を多言語で行うに当たっては、一元的相談窓口を活用することが効果的であると考えられる。
- ◎ そこで、地方公共団体が設置する一元的相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナウイルスに関する情報提供や相談対応を多言語で行うための臨時に特別な体制を執る場合に要する経費について、令和3年3月末まで、交付限度額を倍増する。

※ 併せて、令和2年度外国人受入環境整備交付金の公費期間を令和2年12月28日まで延長します。  
 ※ 本特例措置の対象事業として、本年4月30日以降に交付決定（変更承認を含む）を受けたものは、地方公共団体負担分について「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付対象となります。

交付金の活用による多言語対応等の充実

従来の対応	都道府県	1,000万円	例：A県 限度額 1,000万円 最大100万円まで変更可能 交付額 900万円
	市区町村		
	外国人住民5千人～	1,000万円	
	外国人住民1千人～5千人未満	500万円	
	外国人住民500人～1千人未満	300万円	
	外国人住民500人未満	200万円	

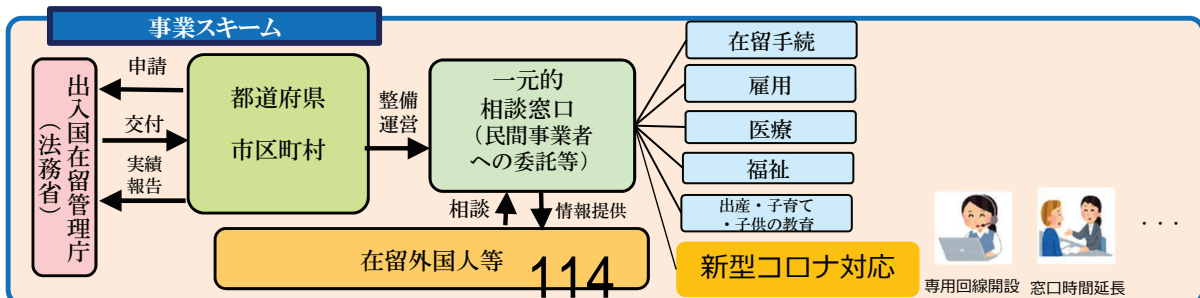
※整備費10/10、運営費1/2

新型コロナウイルス対応

- 臨時に特別な体制を執った場合に要する経費について
- 令和3年3月末まで

各団体の交付限度額を倍増（運営費）

例：A県  
元の交付額 900万円  
最大1,100万円  
新型コロナ対応経費  
||  
交付対象経費



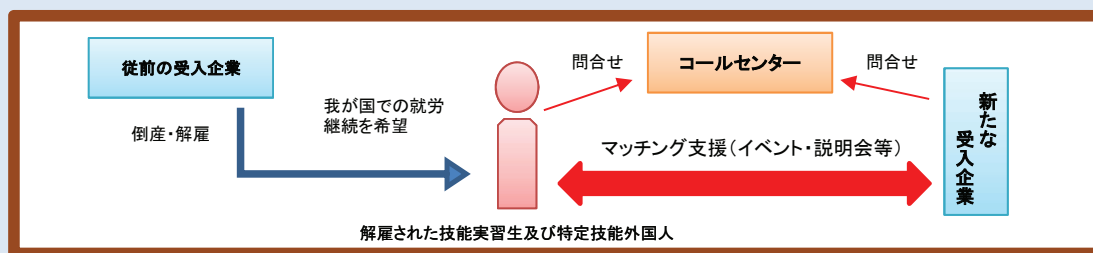
## 新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化

## 目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された技能実習生及び特定技能外国人が、我が国で継続的に就労できるよう受入れ支援体制を強化する。

## 概要

- 外国人材等の相談受付窓口設置や支援、外国人受入環境整備交付金の増額等により、外国人材の雇用等を下支えする。



16

## ハローワークにおける外国人労働者に係る相談支援体制等の強化 厚生労働省支援策

令和2年度第二次補正予算案 1.4億円

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

## 1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。  
⇒ **就職支援コーディネーターを増員し、外国人を雇用する事業所に対して、各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。**

## 2. 外国人求職者に対する相談支援体制

- 専門相談員による職業相談や、外国人求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の提供など、個々の求職者の状況に応じ、きめ細やかに対応。  
⇒ **職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援等を実施**

## 3. 多言語相談支援体制・情報発信

- ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するほか、14か国語に対応した電話通訳サービスや多言語音声翻訳機器の活用により、多言語に対応した相談支援体制を確保。  
⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付により、多言語相談支援体制を強化。**
- 事業主・労働者向けに各種支援等を記載したリーフレットを多言語（14言語）や「やさしい日本語」に翻訳。HP掲載やSNSによる情報発信等を通じた周知・広報を実施。  
⇒ **引き続き、事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**

## 多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- 雇用保険など離職時に必要な手続き等の情報をリーフレット、動画、HP等でわかりやすく周知するなど、**外国人求職者への多言語での情報発信を更に強化。**
- 来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、現在、日本語で対応しているハローワーク・コールセンターについて、**多言語に対応するため機能を拡充。**

## 日本政府観光局（JNTO）コールセンターの対応について

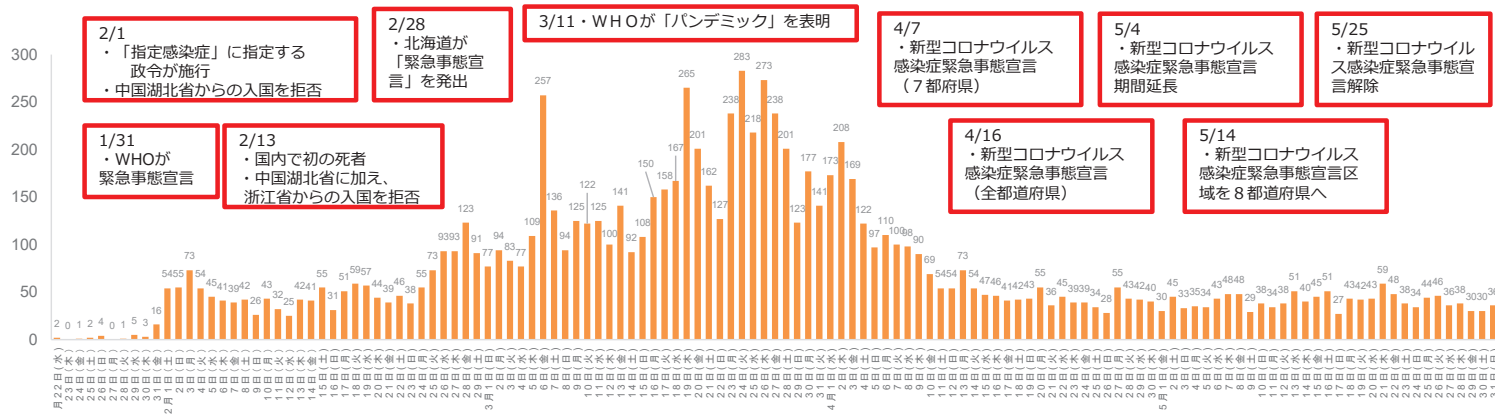
観光庁支策策

- 2018年に発生した北海道胆振東部地震等では、災害時に訪日外国人旅行者が情報を入手できない事態が発生  
日本政府観光局（JNTO）のコールセンターの365日24時間対応等の多言語対応能力を強化することで、災害時における訪日外国人旅行者のニーズに応じた情報を提供できる体制を構築
- 365日24時間、英語、中国語、韓国語で訪日外国人旅行者に対し、状況を丁寧に聞き取り、入国に関する問合せや国内の感染状況など、**新型コロナウイルスに関する問合せに対応**
- 5/31（日）までに新型コロナウイルス関連累計で約1万件の相談に対応

## 問合せ内容の傾向

- ・ 1月は外国語対応可能な病院の紹介希望、対応・予防法についての相談が主
- ・ 2月1日（中国一部地域の滞在歴・パスポート保持者の入国制限措置）以降、水際対策の状況（入国可否やビザ延長）や訪日旅行予定者による宿泊キャンセルの可否等の質問が増加
- ・ 3月以降は入国制限の強化が進み、水際対策の状況（入国可否やビザ延長）についての質問が増加

## 問合せ件数（コロナウイルス関連）



18

## 外国人生活支援ポータルサイト（法務省）

（紹介内容）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について
- 新しいコロナウイルスの病気が収束しない中における災害時の避難について
- 感染症対策へのご協力をお願いします（チラシ掲載）
- 生活支援策のご案内
- 住居確保給付金のご案内
- 特別定額給付金（1人10万円）のご案内
- 緊急小口資金等の特例貸付について
- 上下水道料金支払猶予措置の周知について
- 厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について、Q&Aなど）
- 各機関のホームページのご案内
- 外国人の方向け相談窓口（AMDA）のご案内
- 働いている又は働く予定の外国人の方へのご案内



法務省  
MINISTRY OF JUSTICE

会見・報道・お知らせ | 法務省の概要 | 試験・資格・採用 | 政策・審議会等 | 申請・手続・相談窓口 | 白書・...

外国人生活支援ポータルサイト（医療）

### 医療

新型コロナウイルス感染症関連情報について

厚生労働省ホームページに掲載されている次の情報のやさしい日本語版（Plain Japanese）に掲載しています。

- ・みなさんへのメッセージ
- ・緊急事態宣言に関するQ&A
- ・新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（一般の方向け）
- ・布マスクの全戸配布に関するQ&A
- ・食うたまいつまり80%減らす10のポイント
- ・新しい生活の仕方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について  
<http://www.moj.go.jp/shiho/kouhou/20200131comment.html>

**News** 新しいコロナウイルスの病気が収束しない中における災害時の避難について  
内閣府は、新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、適切な避難行動をとるよう、知っておくべき5つのポイントを紹介していただく5つのポイント

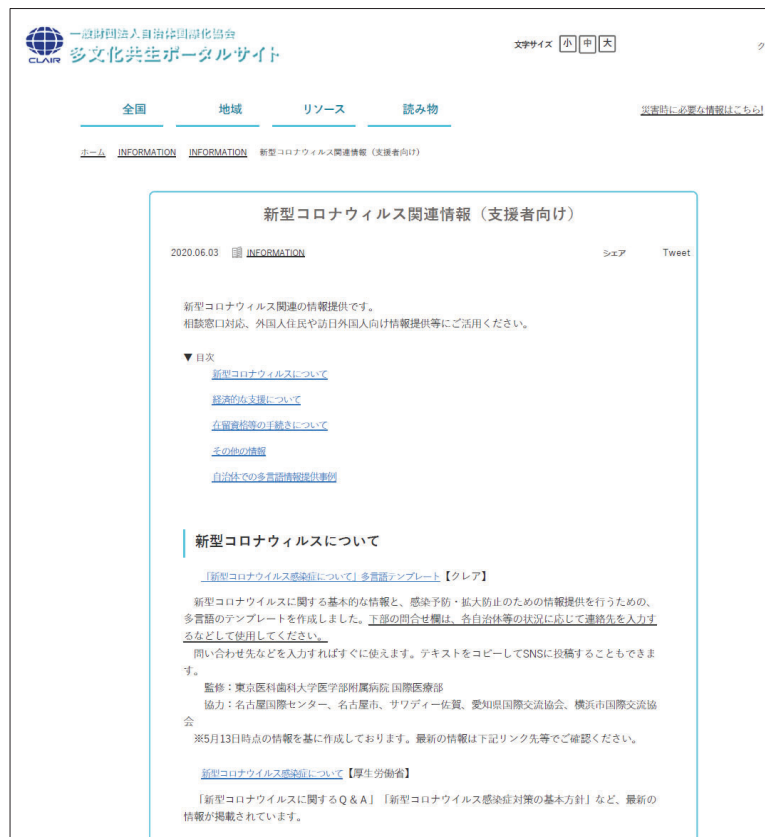
【感染症対策へのご協力をお願いします（チラシ掲載）】  
全ての「[国を助けよう!](#)」（首相官邸ホームページ）  
Avoid the “Three Cs”（首相官邸ホームページ）  
避妊と密（首相官邸ホームページ）  
人との接触を8割減らす10のポイント（厚生労働省ホームページ）

【生活を支えるための支援のご案内】  
**News** 生活支援策のご案内  
法務省は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策をとりまとめ紹介しています。  
[新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策](#)  
[新しいコロナウイルスの感染で仕事や生活の状況が変わってしまい、困っている人々を助ける仕組み（やさしい日本語）](#)

（URL：[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00052.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00052.html)）

## （紹介内容）

- **新型コロナウイルスについて**
  - ・「新型コロナウイルス感染症について」多言語テンプレート【クレア】
  - ・新型コロナウイルス感染症について【厚生労働省】等
- **経済的な支援について**
  - ・特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）【総務省】
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ【厚生労働省】等
- **在留資格等の手続きについて**
  - ・新型コロナウイルス関連情報（外国人支援者向け）【法務省】
  - ・新型コロナウイルス感染症に関する情報について【出入国在留管理庁】
- **その他の情報**
  - ・新型コロナウイルス多言語情報参考まとめ【NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会】等
- **自治体での多言語情報提供事例**



(URL: <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114514.php>)

20

## 都道府県・指定都市等の取組状況（調査結果）

- すべての都道府県、指定都市、中核市及び外国人集住都市会議構成団体（13市町）において、新型コロナウイルス感染症に関して、多言語による「情報提供」と「相談受付」を実施。

### 新型コロナウイルス感染症に関する多言語による「情報提供」

#### （内容の例）

- 自治体や地域国際化協会等によるHPへの多言語情報の掲載
- SNS・メールマガジン等による周知
- 関係機関・省庁の多言語ページのリンク掲載
  - ・法務省「外国人生活支援ポータルサイト」
  - ・クレア「多文化共生ポータルサイト」
- チラシ作成

### 新型コロナウイルス感染症に関する多言語による「相談受付」

#### （実施方法の例）

- 窓口
  - ・多言語相談員による通訳
  - ・タブレット等による3者通訳
  - ・ポケトーク等の自動翻訳機の活用
- 電話等
  - ・3者通訳
  - ・メールやSNSによる相談受付

## 東京都外国人新型コロナ生活相談センター（TOCOS）について

東京都生活文化局都民生活部

多文化共生推進担当課長 齊藤 寛人

### 概要

#### <名称>

日本語：東京都外国人新型コロナ生活相談センター（略称 TOCOS トコス）

英語：Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents

#### <開設日時・電話番号>

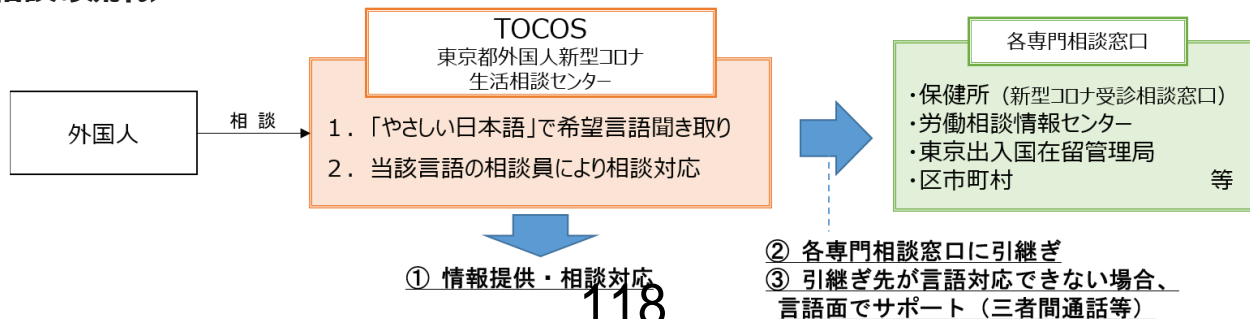
受付時間：平日 10時～17時 ※ 5/4～6のみ祝日も対応

電話番号：0120-296-004（フリーダイヤル）

#### <対応言語（14言語）>

やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、カンボジア語、ミャンマー語

#### <相談の流れ>





# 特徴

## ① 緊急対応として三者共催で実施

東京都：自治体広報、行政機関等との連携・調整

東京都国際交流委員会：地域国際化協会の立場から、都内国際交流協会等とのネットワーク活用

NPO法人国際活動市民中心（CINGA）：外国人相談・専門相談で培ったノウハウや少数言語対応力を活用

## ② 遠隔コールセンター方式

- 感染症拡大防止の観点から、コーディネーターや相談員が自宅等で対応する遠隔コールセンター方式を採用

## ③ 14言語対応

- 受電後、はじめに「やさしい日本語」で聞き取り、希望言語に応じて相談員につないで対応
- フロント相談員（多くの相談が寄せられる言語）とバックアップ相談員（少数言語）の2段階方式による効率的な運用

## ④ 引継ぎ後の通訳サポート

- 区市町村や保健所等専門機関へ引き継いだ後も、専門機関が言語対応できない場合に通訳機能を担いサポート

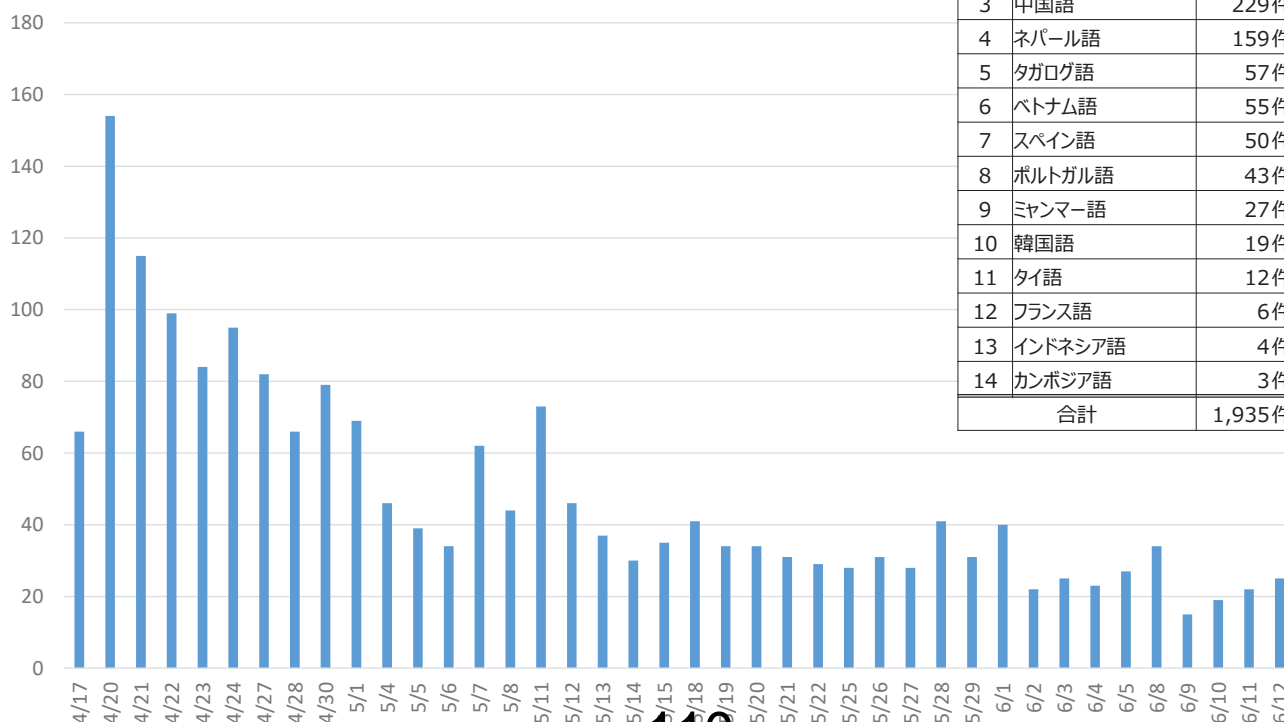
## ⑤ 相談事例の集積及びアンケート調査による課題把握

- 集積した事例や関係機関等への調査結果をTOCOSの運営に反映させるとともに、今後の外国人支援事業にも活用

## 受付状況① ～相談件数（日別・言語別）～

### <相談件数（日別）>

累計 1,935件（4/17～6/12：40日間）

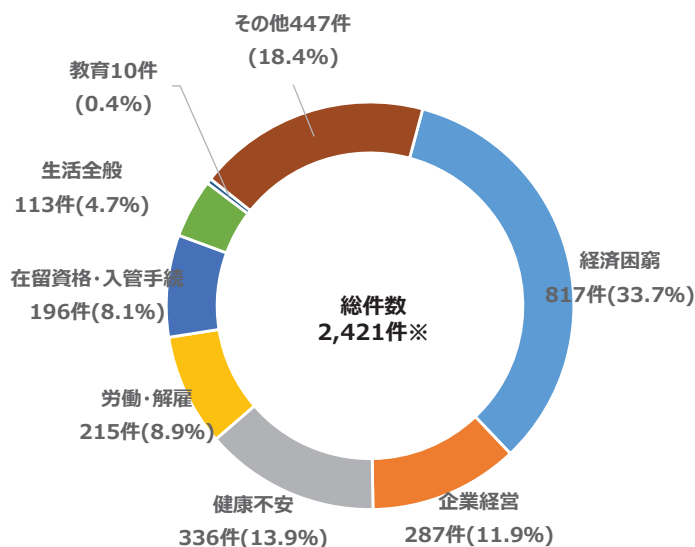


### <相談件数（言語別）>

	対応言語	件数（割合）
1	やさしい日本語	978件（50.5%）
2	英語	293件（15.1%）
3	中国語	229件（11.8%）
4	ネパール語	159件（8.2%）
5	タガログ語	57件（2.9%）
6	ベトナム語	55件（2.8%）
7	スペイン語	50件（2.6%）
8	ポルトガル語	43件（2.2%）
9	ミャンマー語	27件（1.4%）
10	韓国語	19件（1.0%）
11	タイ語	12件（0.6%）
12	フランス語	6件（0.3%）
13	インドネシア語	4件（0.2%）
14	カンボジア語	3件（0.2%）
	合計	1,935件（100%）

## 受付状況② ～相談件数（内容別）・主な相談事例～

### <相談件数（内容別）>



※複数にまたがる相談事例あり

### <主な相談事例>

- 経済困難
  - 職を失って収入がない
  - 特別定額給付金は外国人でも対象になるか
- 企業経営
  - 事業資金の援助について知りたい
- 健康不安
  - 病院で風邪と診断され自宅にいるが大丈夫か
  - 熱は下がったが息苦しさがあり咳も出る
- その他
  - 自分の境遇や社会に対する不満・不安
  - 入国規制のため帰国ができない。ホテルを紹介して欲しい

## 参考リンク

### ○ 東京都外国人新型コロナ生活相談センター（TOCOS） 公式WEBサイト

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000001452.html](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000001452.html)

- ・ 外国人でお困りの方向けに、TOCOSの説明やQ&Aをやさしい日本語で説明。14言語版のチラシを掲載
- ・ 自治体や支援団体向けに、TOCOSの機能を説明。新型コロナウイルスに関する各種支援情報を掲載

### ○ 東京都 新型コロナウイルス感染症 対策サイト

<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>

### ○ 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

# 外国人住民の社会参画支援、 地域活性化の推進やグローバル化への対応

## 定住外国人が主体的に担い手となっている地域における多文化共生の事例

○「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)に記載しているコミュニケーション支援、生活支援等について、定住外国人が主体的に担い手となっている事例がある。

分類	人材・事例	概要
コミュニケーション 支援・生活支援	カブレホス セサル氏 (ランゲージワン(株)社員)	・ペルー出身。来日後、幼少期より南米コミュニティで周囲の通訳支援を行う ・通訳会社に就職し、電話通訳者として活躍
	山浦 育子氏 (荒川区職員)	・中国出身。留学生として来日後、結婚・育児を経て、小中学校での国際理解 授業・日本語指導員、国際交流協会の中国語相談員を経験 ・現在は、日本語教育等の支援事業の企画・運営を担う
	NPO法人 フィリピンナガイサ (静岡県浜松市)	・在住フィリピン人を対象に日本語教室、日常生活に必要な情報提供を実施 ・在住フィリピン人女性が中心となって運営し、講師もフィリピン人が務める
	NPO法人 NO BORDERS (群馬県太田市)	・日系ブラジル人有志が設立し、日系人の子どものために日本語・教科学習 の支援を実施 ・町内の高齢者施設への訪問や夏祭り参加など、日系人の子どもたちと地域 社会との交流の機会も設けている
	総社市外国人防災リーダー	・19名(ブラジル8名・フィリピン4名・中国2名・アメリカ2名・ペルー2名・ベト ナム1名)の外国人防災リーダーが、“支援する側”として活動 ・訓練・研修参加、多言語防災カード作成、西日本豪雨災害時の救助活動等 を実施
コミュニティ活動・ 地域活動	NPO法人 ABT豊橋ブラジル 協会	・ブラジル人の自助組織として設立 ・日本語教室・母語教室、相談業務、日本人向けポルトガル語教室等を実施 するほか、インターネットラジオを運営

# 定住外国人が主体的に担い手となっている地域における多文化共生の事例

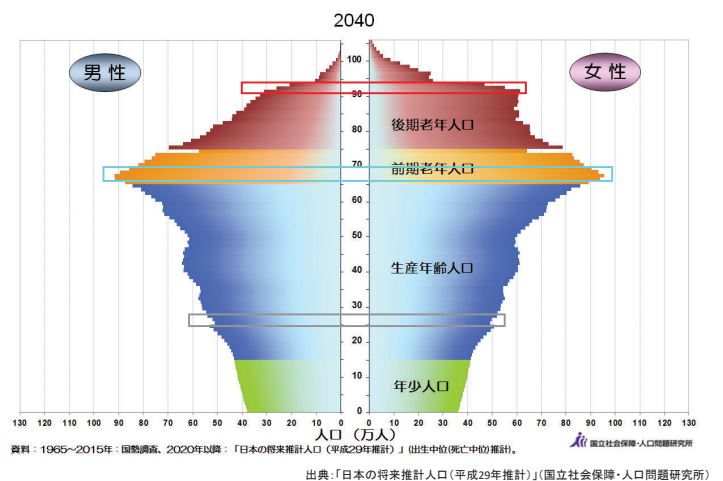
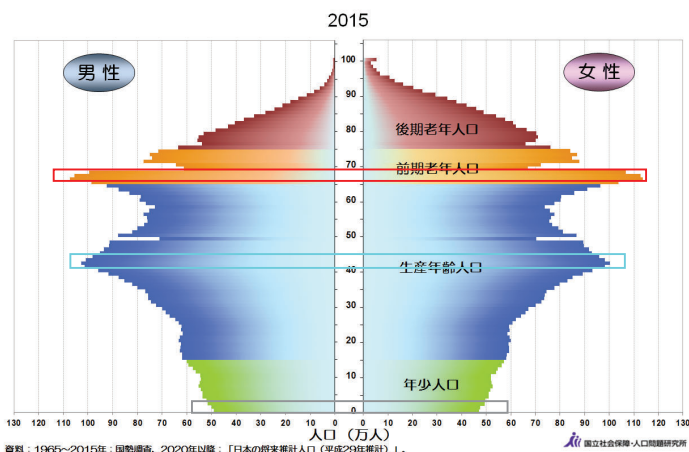
○ 定住外国人が、自らの強みを活かして、地域活性化の担い手となる特徴的な事例も出てきている。

分類	人材・事例	概要
起業	阿部 梅子氏 ((有)うめちゃんキムチ本舗代表取締役)	・韓国出身。山形県朝日町(現鶴岡市)の農家に嫁ぐ ・地元料理コンテスト受賞をきっかけに、キムチの生産販売を開始 ・販路拡大とともに、外国人配偶者を雇用
日本文化の継承	フィリップ ハーパー氏 (木下酒造(有)常務取締役)	・英国出身、JETとして来日。奈良、大阪、茨城で酒造りの修行を積んだ後、木下酒造(京都府京丹後市)で社氏を務める
	アレックス カー氏 (東洋文化研究者)	・米国出身。徳島県祖谷の古民家を拠点に、京都の町家再生や日本全国の古民家再生をプロデュースする
インバウンド	ロス フィンドレー氏 ((株)NAC代表取締役)	・オーストラリア出身。来日後スキーのインストラクターとなる ・倶知安町移住後、会社を設立し、通年型アウトドア体験観光を事業化
	クルト 巖蔵氏 (高野山無量光院僧侶)	・スイス出身。仏・独・英・伊の各国語で、高野山の曼荼羅、仏像、ふすま絵、精進料理、仏教行事等を解説し、魅力を紹介
	ポール クリステイー氏 (Walk Japan CEO 兼 The Japan Travel Company (株)代表取締役社長)	・英国出身。日・英の企業勤務を経て、大分県国東半島を中心に活動。民家、田畑・森林等の再生を手がける。Walk Japan 代表として同社の提供するツアーを通じて、訪日観光客に知られざる日本を紹介
留学生	石川県 留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	・外国人の視点から見た地域の魅力を発信するモニターツアーを開催 ・留学生、JET参加者が参加して、ツアー後、SNS等を通じて魅力を発信
地域おこし協力隊	カン ユンス氏 (岡山県真庭市 元隊員)	・韓国出身。クラウドファンディングを活用し、空き家を改修して、外国人向け多国籍シェアハウスをオープン。滞在者と地域の交流事業も実施
	ファビアン イザギレ氏 (栃木県鹿沼市 元隊員)	・コスタリカ出身。愛知県内での映像制作経験を活かして、同市のプロモーション業務に従事 ・現在は、同市内で映像クリエイターとして独立・起業

## 我が国の人口の動向について

「自治体戦略2040構想研究会」報告書より抜粋

- 2040年には、団塊の世代(出生数 260~270万人/年)及び団塊ジュニア世代(出生数 200~210万人/年)が高齢者となり、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。
- 近年の出生数は、年間100万人に満たない。2040年にはこの世代が20歳代となる。



	出生数	2015年※1	2040年※1
<b>団塊の世代</b> 1947~49年生まれ	267.9万人 ~269.7万人	215.2万人 66~68歳	80.4万人 91~93歳
<b>団塊ジュニア</b> 1971~74年生まれ	200.1万人 ~209.2万人	198.9万人 41~44歳	182.7万人 66~69歳
<b>【参考】</b> 2013~15年生まれ	100.4万人 ~103.0万人	98.2万人 0~2歳	102.7万人※2 25~27歳

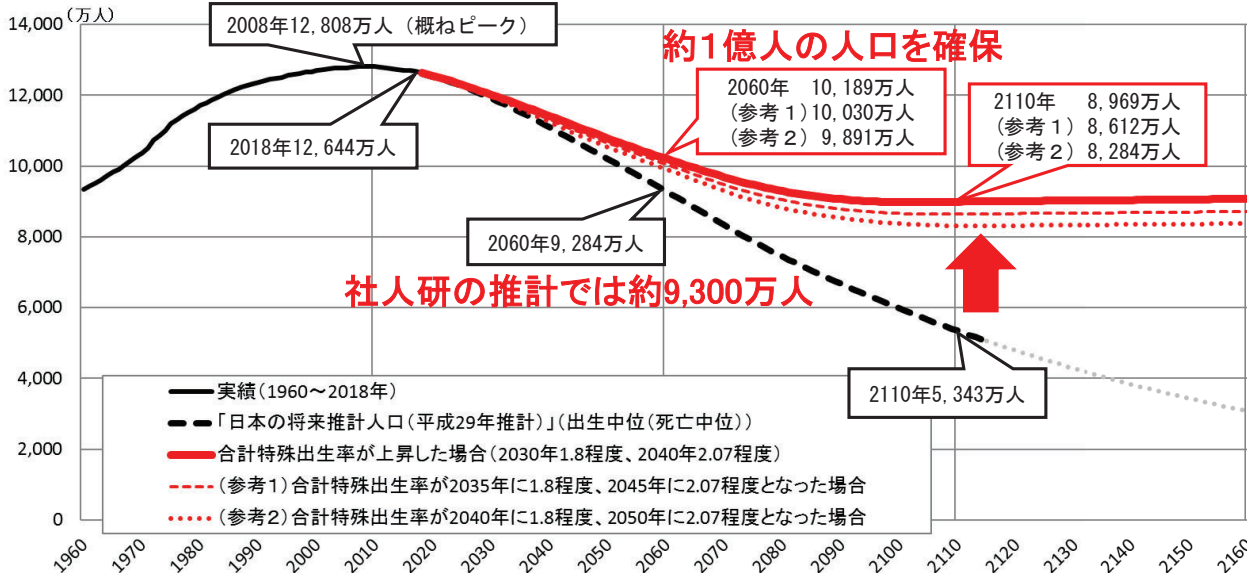
※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典: 出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

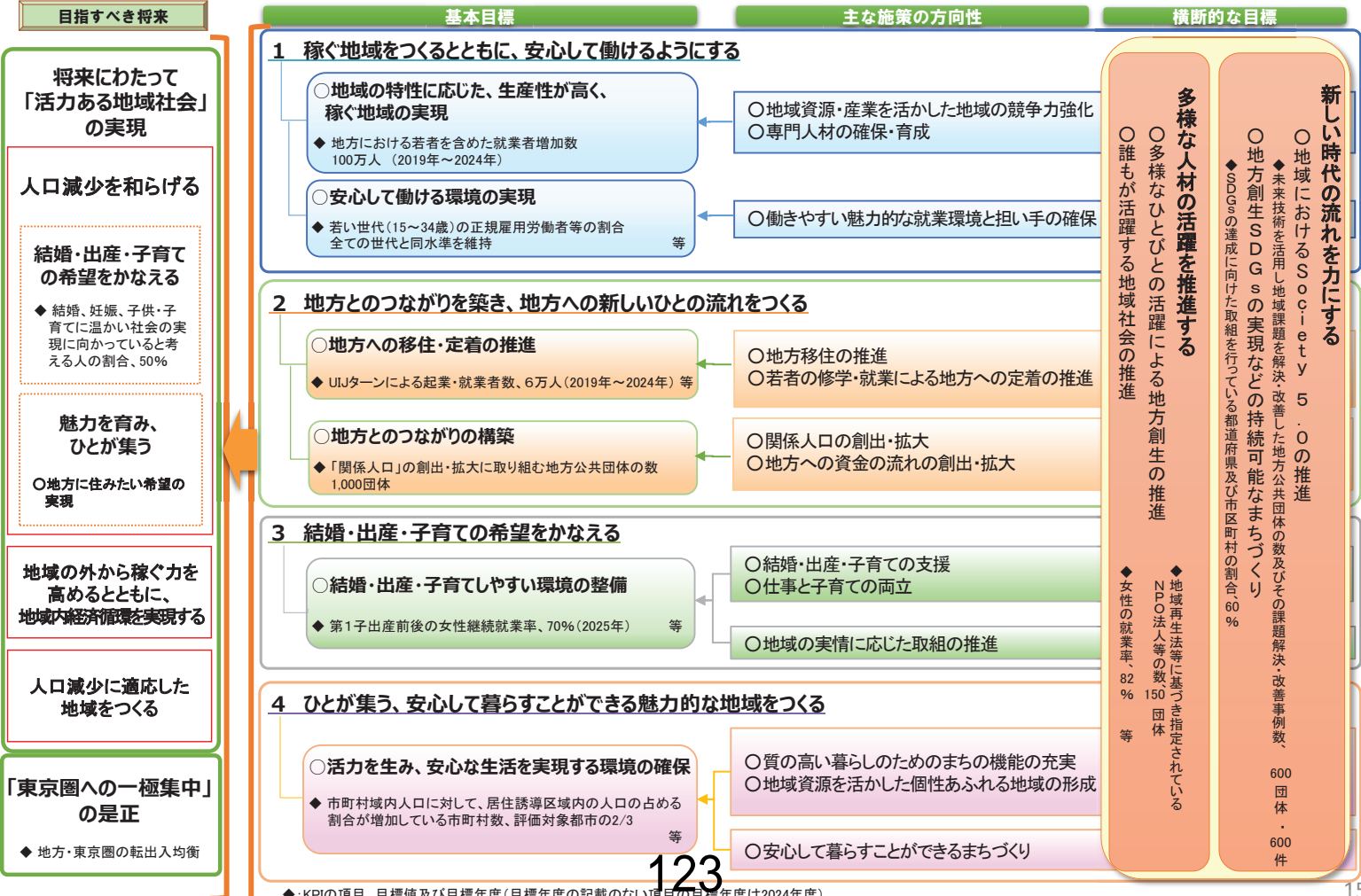
- 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計(注1)によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少。
- 仮に合計特殊出生率が上昇(注2)すると、2060年は約1億人の人口を確保。  
長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計。
- 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、将来の定常人口が約300万人少なくなると推計。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



(注1) 社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)  
 (注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。  
 (注3) 実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

第2期「総合戦略」の政策体系



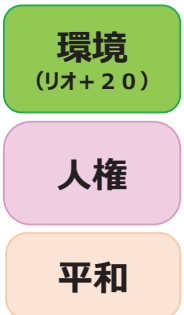
- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。)



- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

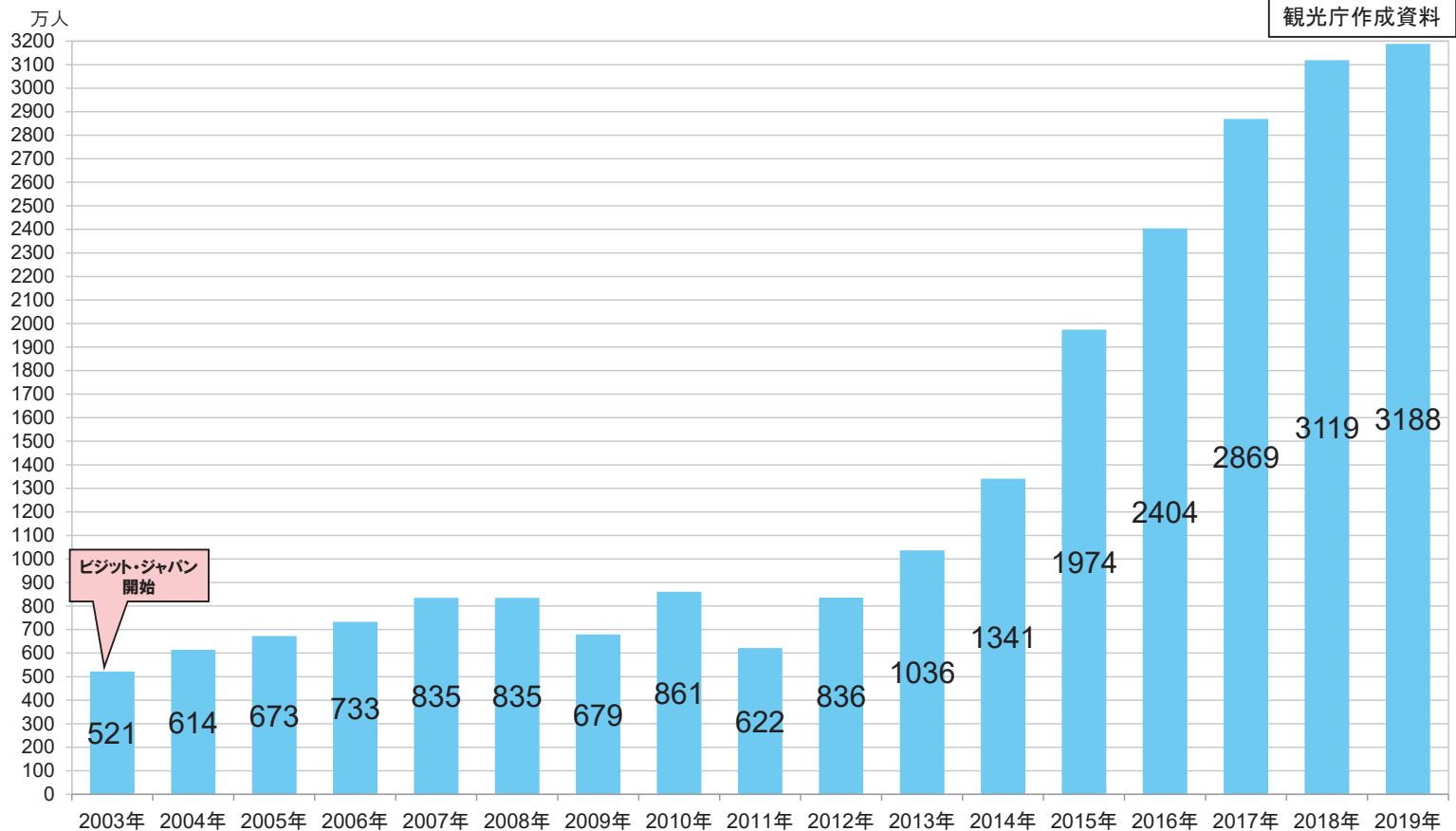
前身：ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)

- ▶ 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
  - ▶ 発展途上国向けの開発目標として、**2015年を期限とする8つの目標を設定**。(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)
- MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。  
 極度の貧困半減 (目標①) やHIV・マラリア対策 (同⑥) 等を達成。  
 乳幼児や妊産婦の死亡率削減 (同④、⑤) は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。



出典：JAPAN SDGs Action Platformホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)

訪日外国人旅行者数の推移



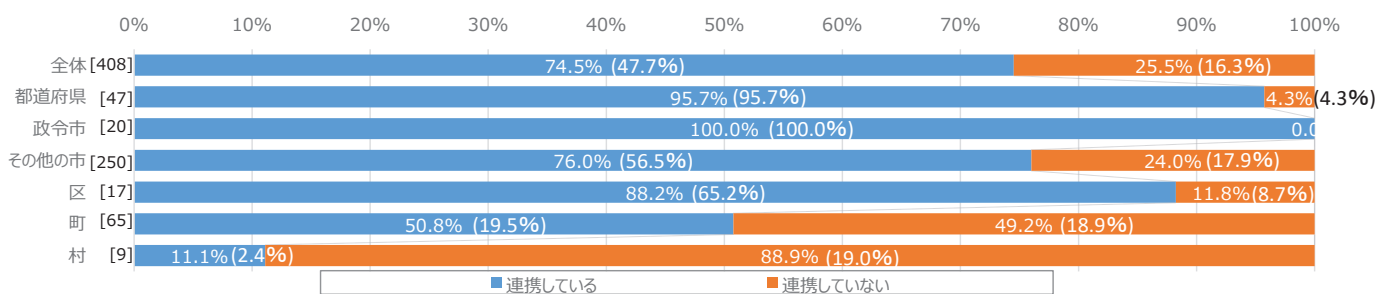
注) 2018年以前の値は確定値、2019年の値は暫定値 %は対前年同月比  
出典：日本政府観光局 (JNTO)

# 多文化共生施策の推進体制の整備

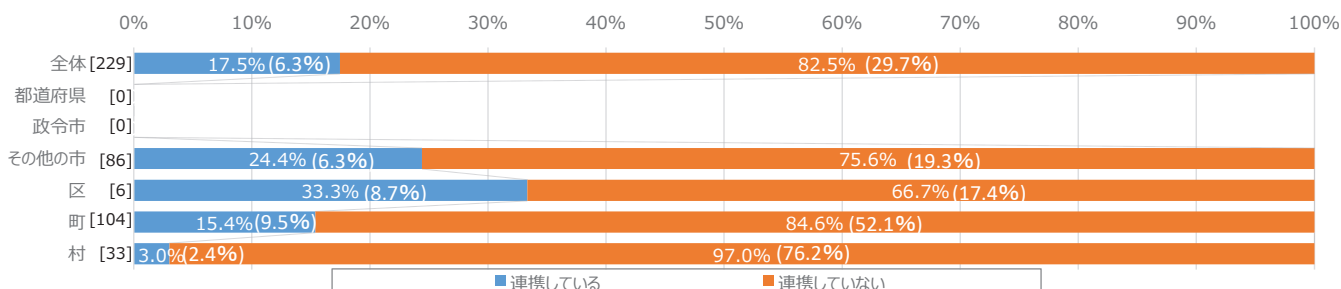
## 地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告

(「多文化共生推進に係る担当部署の設置状況」及び「部局・関係機関間の連携状況」)

担当部署を設置している(担当者の配置を含む。)



担当部署を設置していない



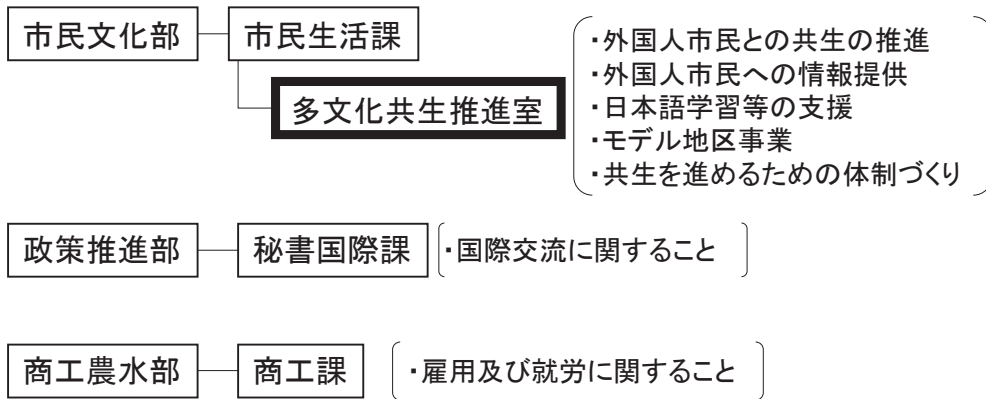
※連携の内容  
指針等の策定・進捗確認、関連施策の取りまとめ、会議開催、多言語化推進等

注 図中の[]は回答数、()は都道府県・市区町村の区分全体に占める割合

※令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い572市区町村(計574団体)を対象に実施したアンケート調査を基に作成

## 地方公共団体における多文化共生担当部署設置の事例（四日市市）

### （外国人関連施策を所掌する主な組織）



### （多文化共生推進室が庁内外の連携上果たしている役割）

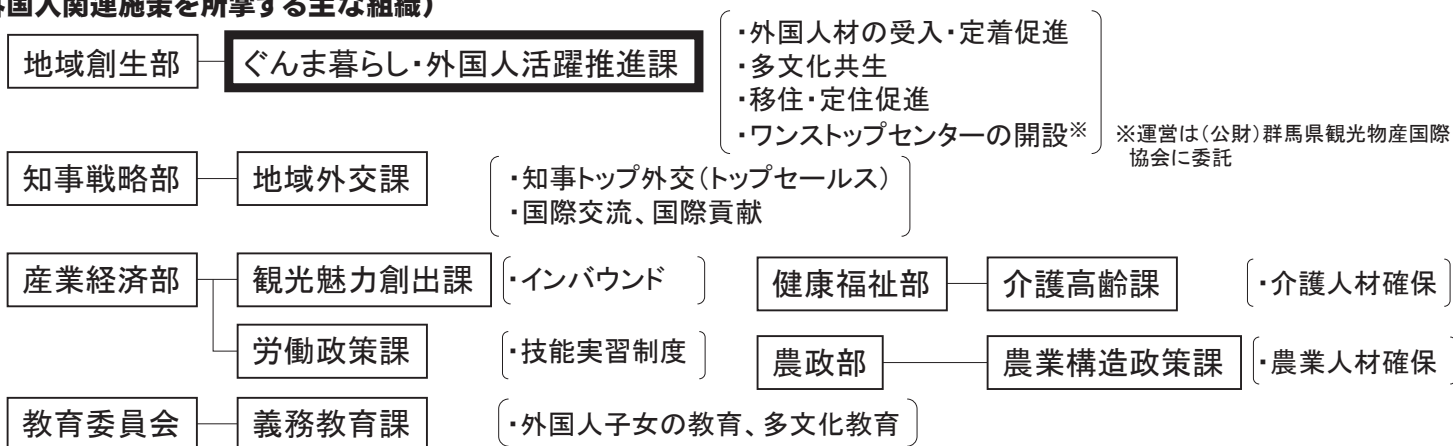
庁内における連携	庁外との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化共生推進本部（部長級。本部長：副市長）、同幹事会（課長級）を開催し、情報共有</li> <li>○職員研修を実施し、多文化共生の意識を醸成</li> <li>○その他、多文化共生プランの取組を中心に部署間の連携を推進（イベント開催、翻訳、通訳、協議や会議への参加等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窓口が明確化したことで、住民が相談等しやすい環境</li> <li>○多文化共生推進協議会（ハローワーク、商工会議所、警察、自治会、外国人市民等）を開催し、情報共有</li> <li>○外国人市民を雇用している企業等を訪問し、雇用の状況や日本語教育の状況等を情報交換</li> </ul>

#### 【多文化共生推進室設置の経緯】

- ・平成16年、製造業に従事する南米出身の日系外国人が多数居住（平成18年：20%超）する笹川地区に、住民に身近な場所で多文化共生を推進する拠点施設として、「四日市市国際共生サロン（現多文化共生サロン）」を設置。
- ・地域住民からの要望もあり、少子高齢化の中で「外国人市民も参画する地域づくりをやっていきたい」ということで、平成23年に笹川地区を多文化共生モデル地区として位置付けるとともに、多文化共生推進室を新設。

## 地方公共団体における多文化共生担当部署設置の事例（群馬県）

### （外国人関連施策を所掌する主な組織）



### （ぐんま暮らし・外国人活躍推進課が庁内外の連携上果たしている役割）

庁内における連携	庁外との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>○移住希望者や外国人から選ばれる地域づくりを総合的に推進</li> <li>○「受入」「多文化共生」それぞれ関係所属と連携して施策の調整等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人との新たな共生推進会議やワンストップセンターなど外国人等の声を聴く仕組みづくり</li> <li>○県内企業・事業者と外国人材の採用マッチング支援等、外国人材の円滑な受入れ</li> <li>○ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会と協定を結んだ医療機関等への医療通訳の派遣等、生活者としての外国人支援</li> </ul>

#### 【ぐんま暮らし・外国人活躍推進課設置の経緯】

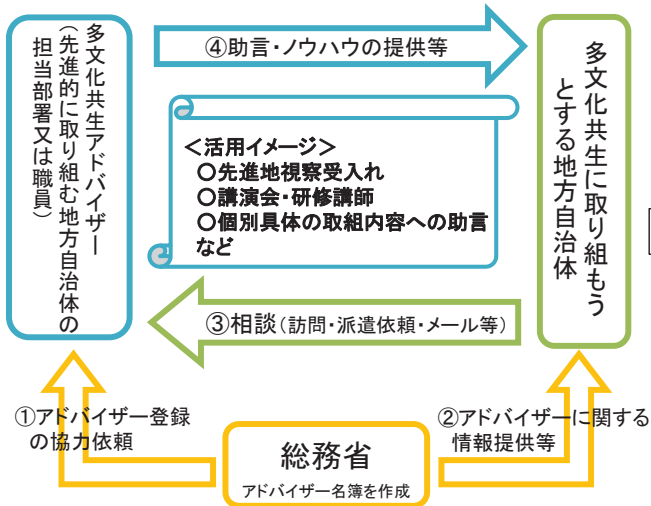
- ・平成31年に、「特定技能」の創設に伴う環境整備を行う必要性から外国人活躍推進課を設置。
- ・令和2年に、移住希望者や外国人から選ばれる地域づくりを総合的に推進するため、移住定住促進、外国人受入促進、多文化共生推進等を一元化してぐんま暮らし・外国人活躍推進課を創設。



## 多文化共生アドバイザー制度の概要について

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録。
- 多文化共生に取り組みようとする地方自治体が、「多文化共生アドバイザー」を通して先進的な取組事例に基づく助言やノウハウの提供等を受けることが可能となる。

### 活用の流れ(イメージ)



- 1 総務省は、多文化共生アドバイザーとなる地方自治体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供等を実施
- 2 アドバイザーの活用を希望する地方自治体は、アドバイザー名簿を参考に、直接アドバイザーに相談(アドバイザーの活用に当たり、必要に応じ、総務省へ相談)

### 期待されるアドバイザーの取組の例

- ・地域における情報の多言語化  
市政情報の多言語化の実施 多言語案内表示板の設置
- ・医療・保健・福祉に関する支援  
医療通訳派遣事業の実施
- ・防災に関する支援  
災害時における多言語支援訓練の実施 防災ガイドの作成
- ・外国人住民の自立と社会参画  
外国人市民会議の実施

### ※多文化共生アドバイザー制度の活用に要する経費について特別交付税措置(R元新規:市町村分)

- 市町村の多文化共生アドバイザーの活用に要する以下の経費が**特別交付税措置対象**
  - ①多文化共生アドバイザーの受入れに係る旅費・謝金、②講演会や研修の開催等に係る車両・会場借上費、印刷製本費、消耗品費、
  - ③多文化共生アドバイザーへの訪問に係る旅費、④その他、多文化共生アドバイザーの活用に要する経費

26

## 多文化共生アドバイザー制度の課題と今後の対応策について

### 課題

- ・ 令和元年度において、地方自治体がアドバイザーに派遣依頼等を行なった実績は30団体42件と一定あるものの、多文化共生アドバイザーとして依頼等を行っていないと思われるケースもあり、多文化共生アドバイザー制度が十分に周知・活用されているとは言い難い。
- ・ 37アドバイザーのうち活動実績があるのは9アドバイザー(茨城県常総市、群馬県邑楽郡大泉町、埼玉県、千葉県船橋市高橋氏、岐阜県可児市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市、広島県安芸高田市明木氏、大分県豊後高田市持山氏)と、特定のアドバイザーに視察及び派遣要請が集中している。

課題を踏まえた  
今後の対応策の検討

- アドバイザー制度をより活用しやすくするため、少なくとも各都道府県に1アドバイザーを登録する等、アドバイザー数の充実を図ってはどうか。
- アドバイザー名簿について、アドバイザーが横展開できる取組事例をよりわかりやすく記載するとともに、地財措置も含めたアドバイザー制度の概要資料を作成し、地方自治体に対し改めて周知を図ってはどうか。

# 外国人支援者のネットワークの構築のイメージ図

〈外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)〔施策番号5.8〕〉

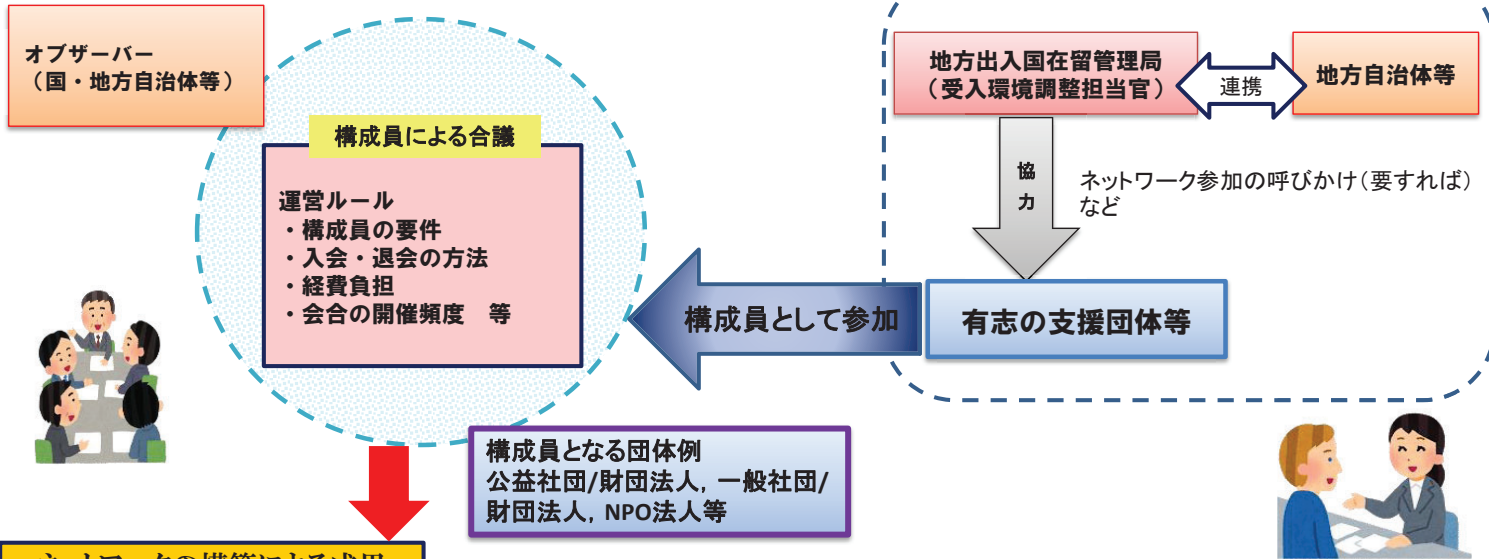
【外国人支援者のネットワーク】

地域において外国人の支援に携わる人材・団体(外国人支援者)同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。

外国人支援者同士のネットワーク(会議体)

ネットワークを新規に立ち上げる場合

連携・情報共有の場



ネットワークの構築による成果

- 多様な支援団体間における情報共有・情報交換
- それぞれの支援団体に蓄積されている相談事例やノウハウの提供や活用(個別相談への対応方法や事業運営等に関する相互アドバイス)
- 支援団体間の協力体制の構築による効率的な支援(日本語教室の適時開催・交流イベントの開催等)

## 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況と今後の課題

# 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況（令和2年4月現在）

## 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況

(団体数、%)

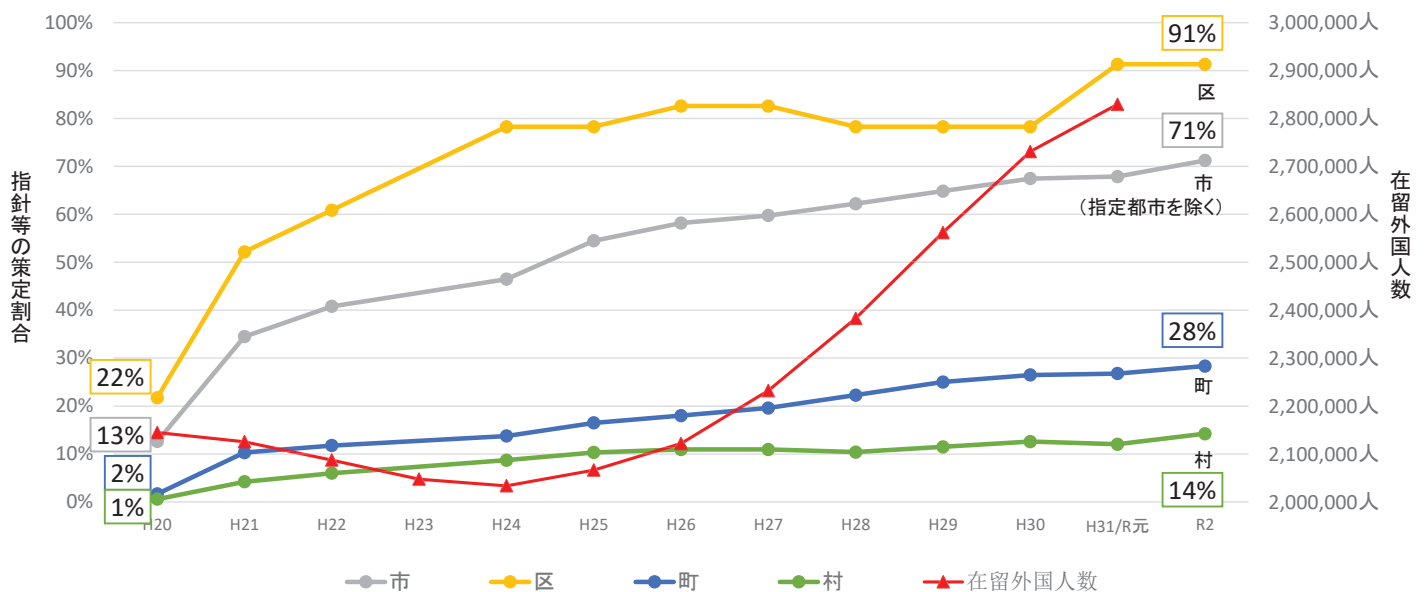
回答	都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村	計
<b>策定している</b>	47 ( 100%)	20 ( 100%)	550 ( 71%)	21 ( 91%)	210 ( 28%)	26 ( 14%)	874 ( 49%)
1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	19 ( 40%)	9 ( 45%)	76 ( 10%)	8 ( 35%)	3 ( 0%)	0 ( 0%)	115 ( 6%)
2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	19 ( 40%)	9 ( 45%)	56 ( 7%)	3 ( 13%)	8 ( 1%)	0 ( 0%)	95 ( 5%)
3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	9 ( 19%)	2 ( 10%)	418 ( 54%)	10 ( 43%)	199 ( 27%)	26 ( 14%)	664 ( 37%)
<b>策定していない</b>	0 ( 0%)	0 ( 0%)	222 ( 29%)	2 ( 9%)	533 ( 72%)	157 ( 86%)	914 ( 51%)
4.策定していないが、今後策定の予定がある	0 ( 0%)	0 ( 0%)	29 ( 4%)	2 ( 9%)	24 ( 3%)	5 ( 3%)	60 ( 3%)
5.策定しておらず、今後策定の予定もない	0 ( 0%)	0 ( 0%)	193 ( 25%)	0 ( 0%)	509 ( 69%)	152 ( 83%)	854 ( 48%)
<b>計</b>	47 ( 100%)	20 ( 100%)	772 ( 100%)	23 ( 100%)	743 ( 100%)	183 ( 100%)	1788 ( 100%)

(注)令和2年4月総務省自治行政局国際室調査による。(令和2年4月1日現在)

(注)回答率100%

## 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況の推移

○ 平成20年以後、市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定が進んできているが、町村においては未策定の団体も少なくない。



注1 策定状況は各年4月1日現在

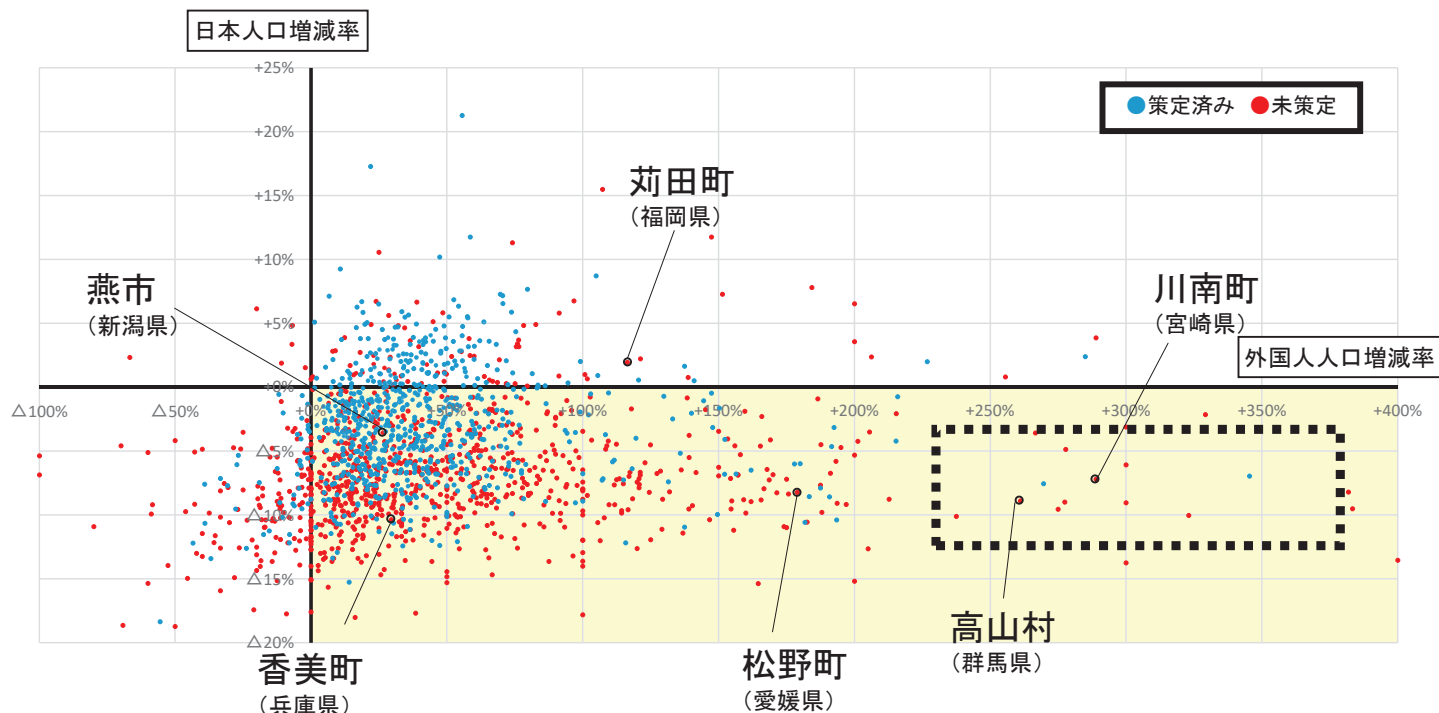
注2 H23は東日本大震災のため、調査未実施

注3 平成20年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中长期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

注4 H31/R元の在留外国人数は、令和元年6月末現在の数値

## 地方公共団体の日本人人口増減率・外国人人口増減率と指針等策定状況（H31・H26比較）

- 指針等が未策定の地方公共団体の多くは、日本人人口が減少する一方、外国人人口が増加している。こうした傾向は今後も続くことが見込まれ、指針等を策定する必要性は高まっていくものと考えられる。
- また、近年著しく外国人人口が増加していながら、指針等を策定していない地方公共団体もある。



(注) 多文化共生に係る指針等の策定については、平成31年4月1日現在の状況

## 指針等を策定していない地方公共団体の例

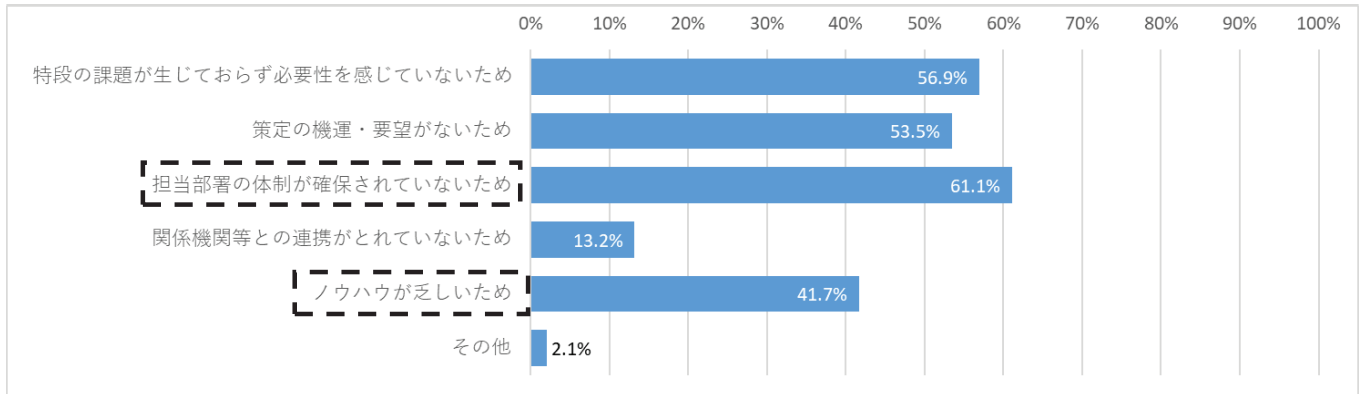
市区町村	H26.1.1 日本人人口 ①	H31.1.1 日本人人口 [①比]	H26.1.1 外国人人口 ②	H31.1.1 外国人人口 [②比]	国籍別外国人数(H30.12末時点) (国籍別外国人数(H25.12末時点))								
					中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	台湾	米国	その他
燕市 (新潟県)	82,269人	79,349人 [△4%]	371人	469人 [+26%]	149人 (204人)	29人 (25人)	135人 (2人)	59人 (56人)	20人 (24人)	4人	0人 (1人)	12人 (8人)	73人 (56人)
香美町 (兵庫県)	19,758人	17,709人 [△10%]	105人	136人 [+30%]	24人 (57人)	8人 (14人)	45人 (9人)	28人 (18人)	0人 (0人)	0人	0人 (0人)	5人 (5人)	30人 (3人)
松野町 (愛媛県)	4,303人	3,949人 [△8%]	19人	53人 [+179%]	13人 (14人)	0人 (0人)	11人 (0人)	3人 (4人)	0人 (0人)	0人	0人 (0人)	2人 (1人)	0人 (0人)
高山村 (群馬県)	3,913人	3,565人 [△9%]	18人	65人 [+261%]	13人 (3人)	2人 (2人)	21人 (2人)	1人 (1人)	0人 (0人)	2人	1人 (1人)	1人 (1人)	24人 (8人)
川南町 (宮崎県)	16,815人	15,605人 [△7%]	45人	175人 [+289%]	21人 (28人)	4人 (3人)	125人 (0人)	7人 (5人)	0人 (0人)	0人	0人 (0人)	1人 (0人)	21人 (9人)
苅田町 (福岡県)	35,509人	36,204人 [+2%]	669人	1,448人 [+116%]	217人 (222人)	231人 (367人)	676人 (34人)	72人 (33人)	2人 (4人)	5人	2人 (1人)	0人 (1人)	293人 (26人)

(出典) 日本人人口及び外国人人口：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査  
国籍別人数：在留外国人統計

# 地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告

(計画・指針等の策定を予定していない理由)

選択肢	回答(団体数)						
	全体	自治体区分別					
		都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
回答総数	144	0	0	35	1	76	32
1 特段の課題が生じておらず必要性を感じていないため	82	0	0	15	0	45	22
2 策定の機運・要望がないため	77	0	0	18	0	42	17
3 担当部署の体制が確保されていないため	88	0	0	22	1	47	18
4 関係機関等との連携がとれていないため	19	0	0	3	0	11	5
5 ノウハウが乏しいため	60	0	0	14	0	31	15
6 その他	3	0	0	2	0	1	0



※令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い572市区町村(計639団体)を対象に実施したアンケート調査の結果